



は、公安条例におきましては、警察署長の許可とか、警察署長に対する届出とかいう制度はとっておりません。私の記憶で、例外なくとっておりませんと申しても間違いなかなと思います。大部分、ほとんど全部都道府県公安委員会が許可する、こういうふうにならなっております。東京はもちろんです。その他の府県もおおむねそうです。それで、公安条例によれば公安委員会の許可、この法律は御指摘のごとく署長の許可、こういうふうには確かに相なっております。従いまして、角度は別にいたしまして、片方は公安委員会の許可、片方は署長の許可、こういうふうにならなっておりますので、この道交法の許可に当たらない事項、たとえば広場、道路に關係のないところで行なわれる集會その他、こういう問題については問題はございません。公安条例の許可だけである、ところが、公安条例の許可の対象でもあり、なおかつ道交法の対象になるという行為が確かにあるのであります。そういう場合におきましては、同じ行為につきまして、片方公安委員会の許可を取り、しかも、その上署長の許可を取るということは、法律上はもちろん可能でございますけれども、關係者の便宜というところも考える必要がございますので、実際の警察の取り扱いにおきましては、二つの申請を、一つの書類で両者の目的を達成すると、こういうふうにならなっております。この書類は、警察署長としまして、公安委員会の許可と申しまして、署長を経由して公安委員会というものを例とします。それで、一つの書類で両者の目的を達成すると、こういうふうで、書類を二枚作れというところは、こういうことはいたさなないで、關係者の便宜をはかろうという、こういう措置は、警視庁初め關係府県で相当たくさんとっておりますのであります。若干の例外府県におきまして、いろいろな關係で別の書類も取っておる向きも若干あるようでございますけれども、現在においては、だんだん國民の便宜を考慮しまして、できるだけ一つの書類で両者の目的を達成する、警視庁がとっておるような措置を全国的に指導して参りたいと思っております。

○鈴木壽君 どうも局長、はつきりおっしゃっていただきたいと思うのであります。私お聞きしたのは、あるいは言葉が足りなかったかも知れませんが、現在東京都でいえば、公安委員会からデモ等を行なう場合には許可を取らなければならないという、經由して公安委員会でやるという、形式的にはそういう順序になりますね。そこで、その場合には、実際の問題として、単に經由あるいは公安委員会の最終的な許可というものは形式的なもので、実際には警察署長の段階において取り扱われておるのではないかとということが一つ。それから、デモ等を行なう場合に、私、今言ったような、デモ等といった、こまかいことは全部あげませんが、デモ等

を行なう場合において、現在まで公安委員会に対する許可申請のほかに、あなた先ほど、現行の道路交通取締法からいっても、それは許可を受けなければならないという面があるから、従来やってきたとおっしゃいますが、公安委員会あてのもの一つと、それから警察署長あてのもの一つ、同じことに對して二つの許可を受けるような、そういう手続をやっており、實際またそういう形で行なわれてきたのかどうか、こういうことです。

○政府委員(中川重治君) 私、ただいまの質問に答えたつもりであつたのですが、重ねてお答えします。

○鈴木壽君 後段の方ははつきりわかりました。前段の方をもう少しはつきり。

○政府委員(中川重治君) 前段について申し上げます。前段の分、誤解ないように申し上げますと、公安条例にかゝる許可は、公安委員会の許可でございます。公安委員会の許可でございますが、署長を経由するということは当然でございます。署長を経由して公安委員会まで行って、公安委員会ではんこをもらつて許可するというのが筋でございます。筋でございますけれども、日常たくさんさんの事件がありますので、例外なくすべての書類を根こそぎ公安委員会の机の上まで持っていくというのでは、これは、すべての行政の通則でございますが、時間がかかつたというので、適当ではございませんので、公安委員会におきましては、大体こういう場合は許可する、こういう場合は許可しないというのを比較的明瞭に部下によく徹底してありますので、東京で申せば部下の警視總監によく申し

てありますので、警視總監がまた、日常たくさんさんの書類が根こそぎ机まで来るといふことは不便でありますから、警視總監におきましては、これまた警察署長によく事情を話しておりますので、これはもう警視庁まで持つてくるといつても、許可されるにきまつてゐる、こういうものは、どしどし署長限りで實際に上置しておるといふことが実情でございます。ところが、署長限りで処置することに疑いがある。かねがね公安委員会でお示しいただいておる条件について、該当するや否やについて疑いのある事項につきましては、もちろん権限が公安委員会にございまして、公安委員会の審議を十分わすらわす、こういうことに相なるとお思います。

誤解のないように、もう一べん繰り返しますが、事実上は署長がやっている場合が多い。ところが、公安委員会を無視してやっているような署長はございません。こういうことなんです。

○鈴木壽君 この点は、私大事な問題だと思ふのです。あなたの今のお答えのようなものだと思ふ。これは、あなたに聞くよりも、東京都の公安委員長あるいは警視總監、こういう方々にこれは事情を聞いてはつきりしなければならぬと思ひますが、今のお話を聞いておきますと、大体署長権限の中で済まされる。こういうお話、特に問題のあつたような場合には云々といふこととありますが、一体そういう場合に、単に、十分趣旨をのみ込ませておるとか、考え方がわかつてゐるからとかいふようなことだけで、公安委員会が最終的にはつきりきめるべきところを署長権限だけでやればいいものかど

うか。もしかりにいいとすれば、そこに何らかの法的な委任措置等がなされてゐるかどうかという問題は私はあると思うのです。まあこれはしかし、あなたにそのことを今聞いても、はつきりしたことはあるいはわからぬかもしれませんので、いづれあらためて、これは東京都の公安委員長並びに警視總監あるいはそういう關係の方においてを願つて、聞かなければいけないけれども、そこで、この問題はあなたにこれ以上お聞きしません。これは、現行法においても、内容においては七十七条の一項四号と変わりはしないのだ、こういうふうな御説明でありましたが、その中に含まれる集団行進等の問題は、これは、この法律並びに都の公安条例からすれば、双方に当然許可を取つてやらなければいけないということになつてくるわけですね。あなた

は、實際上同じようなことだから、一本にしぼつて、一つの書式でいいなんというところもおっしゃつておつたように私は聞きました。これは私は、この法の建前からすれば、それから条例のそれからすれば、これは許されないことだと思ふのです。一方には法律にこういうふうにならなつてゐる。一方には公安条例の中にこういうふうにならなつてゐるというふうな同じ事実に対して両方から手続をしなければならぬといふような問題について、私はやはりこれは考えなければならぬと思ふのです。特に、いま一つは、都の公安条例にきめられてゐるような問題が、よくいわれるような基本的な人権に關する問題である。もちろん、この七十七条の一項四号に示されてゐるような、あなたが例示したようなことも当然そう

うか。もしかりにいいとすれば、そこに何らかの法的な委任措置等がなされてゐるかどうかという問題は私はあると思うのです。まあこれはしかし、あなたにそのことを今聞いても、はつきりしたことはあるいはわからぬかもしれませんので、いづれあらためて、これは東京都の公安委員長並びに警視總監あるいはそういう關係の方においてを願つて、聞かなければいけないけれども、そこで、この問題はあなたにこれ以上お聞きしません。これは、現行法においても、内容においては七十七条の一項四号と変わりはしないのだ、こういうふうな御説明でありましたが、その中に含まれる集団行進等の問題は、これは、この法律並びに都の公安条例からすれば、双方に当然許可を取つてやらなければいけないということになつてくるわけですね。あなた

は、實際上同じようなことだから、一本にしぼつて、一つの書式でいいなんというところもおっしゃつておつたように私は聞きました。これは私は、この法の建前からすれば、それから条例のそれからすれば、これは許されないことだと思ふのです。一方には法律にこういうふうにならなつてゐる。一方には公安条例の中にこういうふうにならなつてゐるというふうな同じ事実に対して両方から手続をしなければならぬといふような問題について、私はやはりこれは考えなければならぬと思ふのです。特に、いま一つは、都の公安条例にきめられてゐるような問題が、よくいわれるような基本的な人権に關する問題である。もちろん、この七十七条の一項四号に示されてゐるような、あなたが例示したようなことも当然そう

うか。もしかりにいいとすれば、そこに何らかの法的な委任措置等がなされてゐるかどうかという問題は私はあると思うのです。まあこれはしかし、あなたにそのことを今聞いても、はつきりしたことはあるいはわからぬかもしれませんので、いづれあらためて、これは東京都の公安委員長並びに警視總監あるいはそういう關係の方においてを願つて、聞かなければいけないけれども、そこで、この問題はあなたにこれ以上お聞きしません。これは、現行法においても、内容においては七十七条の一項四号と変わりはしないのだ、こういうふうな御説明でありましたが、その中に含まれる集団行進等の問題は、これは、この法律並びに都の公安条例からすれば、双方に当然許可を取つてやらなければいけないということになつてくるわけですね。あなた

は、公安条例におきましては、警察署長の許可とか、警察署長に対する届出とかいう制度はとっておりません。私の記憶で、例外なくとっておりませんと申しても間違いなかなと思います。大部分、ほとんど全部都道府県公安委員会が許可する、こういうふうにならなっております。東京はもちろんです。その他の府県もおおむねそうです。それで、公安条例によれば公安委員会の許可、この法律は御指摘のごとく署長の許可、こういうふうには確かに相なっております。従いまして、角度は別にいたしまして、片方は公安委員会の許可、片方は署長の許可、こういうふうにならなっておりますので、この道交法の許可に当たらない事項、たとえば広場、道路に關係のないところで行なわれる集會その他、こういう問題については問題はございません。公安条例の許可だけである、ところが、公安条例の許可の対象でもあり、なおかつ道交法の対象になるという行為が確かにあるのであります。そういう場合におきましては、同じ行為につきまして、片方公安委員会の許可を取り、しかも、その上署長の許可を取るということは、法律上はもちろん可能でございますけれども、關係者の便宜というところも考える必要がございますので、実際の警察の取り扱いにおきましては、二つの申請を、一つの書類で両者の目的を達成すると、こういうふうにならなっております。この書類は、警察署長としまして、公安委員会の許可と申しまして、署長を経由して公安委員会というものを例とします。それで、一つの書類で両者の目的を達成すると、こういうふうで、書類を二枚作れというところは、こういうことはいたさなないで、關係者の便宜をはかろうという、こういう措置は、警視庁初め關係府県で相当たくさんとっておりますのであります。若干の例外府県におきまして、いろいろな關係で別の書類も取っておる向きも若干あるようでございますけれども、現在においては、だんだん國民の便宜を考慮しまして、できるだけできるだけ一つの書類で両者の目的を達成する、警視庁がとっておるような措置を全国的に指導して参りたいと思っております。

を行なう場合において、現在まで公安委員会に対する許可申請のほかに、あなた先ほど、現行の道路交通取締法からいっても、それは許可を受けなければならないという面があるから、従来やってきたとおっしゃいますが、公安委員会あてのもの一つと、それから警察署長あてのもの一つ、同じことに對して二つの許可を受けるような、そういう手続をやっており、實際またそういう形で行なわれてきたのかどうか、こういうことです。

○鈴木壽君 後段の方ははつきりわかりました。前段の方をもう少しはつきり。

であります、そうしますと、ここに今言ったような基本的な人権の問題に對して、二つの面からいっても、それが許可という形において取り扱われるところ、そこには私は大きな問題があると思うのです。少し話が長くなりましたが、そういう問題について、これは当然形式的な手続でいいのだということではない、もっとこれらの法律あるいは条例等との関係において、本質的な問題が残されるのではないか、こういうふうには私は思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(中川重治君) 御質問が数項目ございまして、前を分けて、第一

点の公安条例のみにかかる御質問に相なるわけですが、公安条例の規定によれば、東京都の例で申しますれば、東京都公安委員会の権限に属する事項を實際上署長がやるということとは適当を欠くじゃないか、こういう御質問でございまして、これは、東京都公安委員会の権限にかかる事項を東京都公安委員会の意思と違ふようなことをやった、こういうことになれば、お説の通りでございまして、ところが、東京都公安委員会が許可する意思があるものをどしどし許可していくというものは、むしろ東京都公安委員会に忠実なるゆえんであらうと思うのであります。先ほど御指摘に相なりましたように、公安条例は、憲法二十一条との関連もございまして、解釈上むろん当然でございしますが、どしどしそういうものを許可することを原則として建前としておる。ただし、一般の公共安全の秩序ということから規制するという趣旨でございまして、早く許可した方がむしろいいと、こういう精神に立つてそ

ういう措置を講じておるのであります、東京都公安委員会の決定に反するような署長の行為は許されない。こういう点については、嚴重な措置を講じておりまして、それにもとるような行為は絶対にないでございまして、それが第一のお答えでございまして、

第二の御質問は、今度は両者からいって、法律上は、両方あるから両方を受けるというのが正しいが、両方やる場合には不便じゃないかというものの御質問でございまして、これは、不便は不便でないように処置しておるというお答えに相なるのであります。

第三は、そういう同一の行為に對して、両方が規制するということは、理論上そうなるのだが、それは適當を欠くじゃないかと、こういう点でございしますが、これは、適當を欠くと申されましても、この種の一つの社会的行為があつて、その行為が他の角度において規制する必要がある、また他の角度で規制するという行為があります場合にございまして、よくあり得る事例でございまして、これをもちて不都合と申すわけにいかない、こういうことがお答えでございまして、ことにこの法律は、片方は、公安条例におきまして、まさしく集団行進とか、それから集団示威運動とかいふ言葉を明示して、それを規制しておるのでございしますが、この法律は、現行法におきましても改正案におきましても、集団示威運動といふものを國の立場において直接とらえていないのであります。國の立場においてとらえる必要を認めずして、地方的な事情に基づいて、道路の交通安全と円滑をはかる際に、その目的を達成するために、必要と認め

る行為を都道府県公安委員会の規則等によつてできると、こういうことを解釈上申し上げておるのであります、できるといふことは、全部しななければならないといふことを含まないものでありまして、たとえば、公安委員会の処分や一方の一方でございしますが、公安委員会が法律七十七条一項四号の規定に基づきまして、たとえば、集団行進は許可の対象にする、こう書きまして、ただし、東京都公安条例に基づき許可を受けたものを除くと、こういうような書き方も、この法律に基づき公安委員会規則で考えられますし、また、そういう書き方も一つの考え方として正しい考え方ではないかと、決して法律上もダブってはいない、こういうことに相なりますので、觀念としては、社会現象として、そういうような行為も、この法律七十七条一項四号に当たる行為の態様に入り得るということとを明確に私は申し上げたのであります、入る行為を公安委員会が定めるかきめないかは、また公安委員会の自由である。きめ方におきましても公安条例との関係を考慮して、向こうの手續きがあらうものはこちらで除くといふきめ方をするのこともまた自由であらう。こういう見地から申せば、かりに全部ダブつても、法律上は許されることとでございまして、そういうことと

措置がこの法律に基づく公安委員会規則でとり得る手段でもございまして、何らその点は問題はなかつたかと私は考えるのでございしますが、御了承いたしたいと思ひます。

○鈴木重君 公安条例ができたのは、この法律、現行法とこれに基づくもの

というものは、全部調べてみると、きわめて少ないですね。これは、あなたもお認めになると思うのです。道路交通取締法に基づいていふのは、わずかに一件か二件ぐらいしか私はなかったと思うのですが、これは、そもそも公安条例というものが、先ほど申し上げましたように、基本的人権の制約といふ大きな問題を含むのであるから、現在あるような形で、各都道府県あるいは市町村等の地方団体の条例そのものだけで規制することはどうかという一つの大きな問題は当然あるわけです。しかし、それが許可制になつておるといふようなところがいろいろ問題になつてゐる。これは、今さら私が指摘するまでもないことだと思ひます。

そして東京都の公安条例といへども、この法律に基づいて作られたものでなしに、別に他のいろいろな要請等から、これは出てきた問題なんで、そして今度、この法律との関係を見ますと、何といつても、同一のそういうこととに對して、この法律に基づいても一つ規制を受ける。公安条例によつても規制を受けざるを得ない。こういうことになりまして、一体どっちが先でどっちがあとなのかという問題、これは新たな問題にされなければならぬと思ひます。今までそれに関係するはつきりした法律がないといふときなら、公安条例に定めるところによつていふことを、一応そういうこともあ

るいはあり得るかも知れぬ、しかし今度ここにこういう法律ができて、新たに許可の対象になるものとして、集団行進とかあるいは集団示威運動等が取り上げられ、はつきりこれは取り上げられることになるのです、四号によつて。そういう場合に、一併現在ある条例とどういう関係になるのか。そういう問題は簡単に、これはこれで、東京都の公安条例は集団行進等だけをねらつたものであり、これはもつとほかの問題もあるといふことだけで私は済まない問題だと思ひます。

○政府委員(中川重治君) ただいま鈴木先生が御指摘のこと、公安条例は、決して道路交通取締法に基づく条例ではございません。従ひまして、この改正法案が――現行法でも同様ですが、御決があらうした後施行になりましても、この道交法七十七条一項四号が公安条例の根拠規定になるということとは全然ございせん。もしも公安条例の根拠規定を申しますれば、上は憲法に始まつて、むしろ地方自治の精神から出てくるわけですが、憲法二十一条と地方自治の規定の両者から出てくるわけですが、その両者に基づいて、実定法といつたしましては地方自治の規定でございまして、地方自治法第十四条に、地方自治の目的を達成するために条例制定権が明定されているのであります。その地方自治法第十四条の規定が根拠規定でございまして、その点は、鈴木先生

の御指摘の通りでございまして、第二の点は、ちよつと、お話を承つておつて感じたことがあるのですが、先生の言ひ違つた点であらうと思ひます。すけれども、この法律については、決して条例を設けないのであります。この法律は、お読みいただいてもわかりませんが、現行法もそうでございしますが、公安委員会が定めるのでございまして、公安委員会規則で定めるのを例とするのであります。従ひまして、

三

そういう関係におきまして、条例とは全然関係ない、こういうことに相なるのであります。その点は、鈴木先生と同じ考えをもっております。

第二の点でございますが、同一の行為を兩者で規制するというのはおかしいのじゃないかという点につきましては、過般来私が申し上げた原理によつて可能であるということをも一つ御了承いただきたいのであります。

それからまた、この法律は、集団示威運動とか、集団集会等のみを目的としていないという事は御理解いたしておられますが、また同時に、同じ意味でございますが、公安条例は、道路における交通の危険と安全のみを目的としていないのであります。公安条例は、道路における交通の安全と円滑のみを目的としていないのであります。先ほど来申し上げましたように、まず、その対策が道路交通に關係しない事項をばい含んでいるというところが一つであります。それから、規定の内容が、道路の交通の安全と円滑のみを目標としていないのであります。一般社会生活の平穩、安全といふものを主たる目的としているのでございますが、目的が全然両方違うのですけれども、重なる面がないかとおっしゃると、重なる面があると申し上げているのであります。重なる面があった場合にどうするんだという事になりますと、先ほど来申し上げた方法で調整し、国民の利便等もはかつているのであります。

は、現在の道路交通取締法関係法令の中から漏れたものについて規制をするという様な形で作つてあるところもあるんです。ありますね。いづれまあそういう問題もありますが、それを言うのはまあここで一応やめますが、そこで、確かに公安条例は、道路におけるその問題だけでなく、他の場所についても許可を取らなければならぬといふことになっていきますから、これとは全然同じだといふ意味じゃないのです。ただし、問題の対象は、公安条例におけるそれと、それから今度の法にできますところの七十七条一項四号の中に入ってくるその問題とは、これは同じものはたくさんあるのです。まあたくさんというのか、集団示威進行等が同じものとしてやられるわけですね。その場合に、私は、一つは、先ほどお聞きしておつたように、重複する様な形をとらせるのはおかしいのじゃないか、こう言つたら、あなたは、重複しないような形でやりましょう、そういう方法もできるんだ、こういうふうにおつちやつたのだが、もう一歩突っ込んで、こういう問題をいわゆる許可制という形において取り上げなければならぬといふことに対しては、これはまた私、一つの問題として考えて見なくちゃならぬと思うのです。許可制として。現在の東京都の公安条例なり、各地の公安条例において、裁判所等において問題になっているのは、一般的に許可制をとることが違憲あるいは違憲の疑いがあるのだ、こういうことになっていく。そうすると、ここでまた、単に道路というところに極限したとはいひながら、道路交通の安全なう、あるいは秩序なりを保持するとい

う、そういう目的であるとはいひながら、ここにまた許可制をとらなければならなかった理由、この点を一つお伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(中川董治君) これは、この法律と別問題といたしまして、公安条例の規定を許可制にするか届出制にするかといふことは、条例なり立法の一つの政策だと思ひます。いろいろ私どもも、憲法の学説その他本を読んでよく承知しておりますが、公安条例は、許可制でなくて、届出制でなくちゃいけないといふ論者も確かにございまして、ところがまた、公安条例は、ああいうようなことで、憲法との關係がまさしくあるのだけれども、許可制といふ制度をとるのも憲法上許される、こういう論者もございまして、従つて、公安条例の立法政策として、届出制、許可制の両方の意見が成り立つといふ点につきましては、私たちは、全く両方の意見ともに成り立つと、こういう点につきましては、私も、そういうことについて、その通りだと思ふのであります。以上が公安条例に関するお答えです。

今度は、この法律案につきまして、鈴木先生の御意見についてお答えしますが、この法律案は、道路の交通に支障があるような行為を許可制にするか届出制にするかといふことについて立案者が考えたかどうか、あえて許可制に踏み切つた根拠を示せと、こういう御質問と了解いたしたのであります。この法律案を許可制に踏み切りましたのは、許可制と申しましたが、現行道路交通取締法のこれに対応する規定は全く許可制でございまして、許可の基準等も書いてございせんけれども、私どもの今度の改正案では、許可制にし、なおかつ、許可の基準を第二項に明記いたしましたのであります。その点は、現行法よりも鈴木先生の考え方に近い方向をとつておるのであります。現行法は完全許可制であるにかかわらず、改正案は、許可制ではございませうけれども、許可基準を法律に明定するという方法をとつておりますので、届出制の色彩を盛つたといふことが言えようかと思ふのであります。しかしながら、言うまでもなく、一項で明記しておきますように、許可行為を要件といたしますので、その意味においては許可制でございまして、はたしてしかば、なぜ許可制にしたかといふことになるのでございまして、この許可の対象になる行為の中につきましては、例をあげて申し上げます。

たとえば、京都のお祭り。私は、京都のお祭りといふものは具体的に知りませんが、京都祇園祭りといつて、ある道路を、歩道も車道も全部含めて、短時間であるけれども、一時間くらいはみこしが全部使つと、こういうことがどうしても祇園祭りでは社会慣行上必要だといふ場合におきましては、道路の交通の面からいふと大へん困るのですけれども、時間を限るといふ場合においては、ある程度社会慣行上やむを得ないような場合がなしとしないのであります。祇園祭りがそれに該当するかどうかは別といたしまして、そういう場合が私にはあり得ると思ふのです。私のいなかではそういうものが確かにあります、みこしが道路を一ぱい通る、これは確かにあるのです。そういう祭りをやらさせないことにするの、一つの方法でございまして、それ

き第二項の規定がないという点でござ  
いますので、その趣旨からいえば、鈴  
木先生の御趣旨に沿うのでありまし  
て、現行法改正に努力した私どもは、  
鈴木先生にほめられるという考えを  
持っております。

○鈴木壽君 いや、趣旨の沿い方がま  
ことに少ないので、私は申し上げてお  
るのでありますが、これは、お祭りの  
ようないわゆる道路を使用するのだと  
いうようなものと、いわゆる集団行進  
なんというものは私は違うと思うの  
です。行進ですからね。ですから、こ  
れはあくまでもやはり道路の本来の使  
用目的に沿った、ただ形の上での、い  
わゆる集団という形をとった、それだ  
けなんで、おみこしやお祭りの行事  
で、いわゆる道路をそこに使用し、専  
用するというのは私は違うと思  
う。

そこで、その話はそれでいいのです  
が、こういう問題を、これはあなた  
は、いろいろ許可を原則的なように考  
えておられるのだというような意味の発言  
がありました、やはり届出制にして  
——私は特に集団行進等をたゞいま  
問題にしていますよ。届出制にして、  
そうしてあなたの方の交通の妨害と  
なるおそれが明らかである、公益上ど  
うも大きな支障があるということが明  
瞭に認められる、予見せられる、こう  
いう場合に、いろいろな条件をつけて  
許可をするということが、この種の  
問題の取り扱いにおいて、私は一番妥  
当な方法であろうと思っております。

先ほども申しましたように、これ  
はあなたは専門家ですから、百も承知  
でございましょうが、現在の公安条例  
の違憲あるいは合憲の問題の一番大き  
なポイントになっておる点は、一般的  
な許可制をとることがいけないのだと  
いう点、これにあると思うのです、一  
つは、その他にもないわけじゃない  
が、それが一つの大きな問題だと思  
うので、いわゆる基本的な人権に關する  
こういう問題を、許可を取ってやらな  
ければならないというところに人権の  
侵害なり制約なりということがあるの  
だと、こういう考え方に立つと、私は  
当然そういうようなことになると思  
うのです。ですから、こういう問題を一  
緒くたに、お祭りだとか、あるいは何  
とかいう、道路の上で踊りをやると  
か、おみこしでいろいろなことをする  
とか、仮装行列をやるとかいうこと  
と、私は根本的に性質が違ふものだと  
思うのです。であるがゆえに、公安条  
例においてもそうでありますけれど  
も、特にこういう法律を作る場合に、  
他のものと一応区分けした形において  
取り扱うことが至当であり、もっと具  
体的にいえば、それは許可制でなしに  
届出制にして、先ほど言ったように、  
特に交通の妨害あるいはいろいろな支  
障、公益上明らかに悪い影響があると  
いうふうな思えたものに對する条件を  
付したところの許可ということがとら  
れなければならぬと、私はそう思う  
のです。

○政府委員(中川重治君) 私、鈴木先  
生のお話を承って考えたのでございま  
すけれども、集団示威運動というもの  
のみを目的として論じた場合におきま  
しては、鈴木先生の御議論は、私は傾  
聴しなければいかぬと思います。それ  
で、先ほども申し上げましたように、  
公安条例を作るときに、許可制にする  
か届出制にするかということになる

と、届出制がいいという御趣旨のよう  
に拝聴したのでございますが、それも  
一つのりっぱな意見だと思ふのであり  
ます。現在の公安条例は、許可制と届  
出制と両者ございまして、学説も二  
つあると申しましたが、そういう  
ゆえんであると思うのであります。  
都道府県が作り出した公安条例は、同  
時に、許可制、届出制の両者がありま  
して、両者とも私は成り立つと思ふの  
であります。そういう関係等は、  
いろいろ憲法上の問題もございする  
ので、ただいま最高裁判所等において御  
審理中でございますので、その御審理  
の結果を待つて論ずべきが正しいの  
で、私もといたしましては、書生論  
を申し上げる考えはございせん。私  
どもは、いわゆる公安条例と申しま  
すか、集団示威運動というものを対象  
にしたときに、届出制も一つの考え  
であったという一つの証拠資料だけ申  
上げますが、昭和二十七年に当国会に  
内閣が提案いたしました法律に、集団  
集会等の秩序保持に關する法律案を  
當時内閣から二十七年に国会に提案を  
いたしました、集団集会を目的として、  
それは当院で審議終了になったのであ  
ります。審議終了になって、成立をい  
たさなかつたのでございまして、その  
当時、内閣が提出した法律案は、集団  
集会とかに對しまして届出制を當時の  
内閣は持ったのであります。私も  
は、そのときその立案に若干参与した  
のですが、そのときには、国の法律と  
しては届出制がいいと、こう考えたの  
であります。国の法律としては、条  
件で許可制のものもありまして、都  
道府県の条例で定められているのは、

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

婚式の話をしていたしましたけれども、目  
的がそれぞれ異なりますけれども、結  
果において、道路における交通の安全  
と円滑という角度から見れば、平等な  
法律の規制を受けるというような法律  
構成の方が、平等の原則からして正し  
いものである。従つて、この規定から  
は適當でない、というふうな考え  
るのであります。従ひまして、私は、第  
一点、第二点、第三点と申しますが、  
鈴木先生のようなお考えをとらないで  
立案いたしました。こういうふうな相  
なうかと思ふのであります。

○鈴木壽君 まあ、これは、第四号の  
中にはいろいろなものが含まれるので  
すから、そういうものを一括した形に  
おいて取り上げた、特に集団示威運  
動だけを対象にしたのじゃないのだと、  
こういう御説明で、その限りについて  
は、もちろん了解できます。しかし、  
その中に含まれておる集団示威運  
動等がたまたま他の公安条例等にも取  
り上げられ、しかも、それが今問題に  
なつてゐる基本的な人権等についての  
論議の中心になつてゐる問題なんです  
ね。この法律の中に含まれるのはい  
とか悪いとかいうことのほかに、そ  
ういふ観点から私申し上げてゐるの  
です。ですから、含まれる場合もある  
かもしれない。この法律の中にね。しか  
し、そういう問題は、単にお祭りの余  
興として道路上で踊りをやるとか、あ  
るいはロケーションをやるとかとい  
うことは、私、相当性質の違つた問題と  
して扱われなければならぬ。これは、  
道路等を集団で行進することに  
よつて、お互いに共通する目的なり、お互

と、届出制がいいという御趣旨のよう  
に拝聴したのでございまして、それ  
も一つのりっぱな意見だと思ふのであり  
ます。現在の公安条例は、許可制と届  
出制と両者ございまして、学説も二  
つあると申しましたが、そういう  
ゆえんであると思うのであります。  
都道府県が作り出した公安条例は、同  
時に、許可制、届出制の両者がありま  
して、両者とも私は成り立つと思ふの  
であります。そういう関係等は、  
いろいろ憲法上の問題もございする  
ので、ただいま最高裁判所等において御  
審理中でございますので、その御審理  
の結果を待つて論ずべきが正しいの  
で、私もといたしましては、書生論  
を申し上げる考えはございせん。私  
どもは、いわゆる公安条例と申しま  
すか、集団示威運動というものを対象  
にしたときに、届出制も一つの考え  
であったという一つの証拠資料だけ申  
上げますが、昭和二十七年に当国会に  
内閣が提案いたしました法律に、集団  
集会等の秩序保持に關する法律案を  
當時内閣から二十七年に国会に提案を  
いたしました、集団集会を目的として、  
それは当院で審議終了になったのであ  
ります。審議終了になって、成立をい  
たさなかつたのでございまして、その  
当時、内閣が提出した法律案は、集団  
集会とかに對しまして届出制を當時の  
内閣は持ったのであります。私も  
は、そのときその立案に若干参与した  
のですが、そのときには、国の法律と  
しては届出制がいいと、こう考えたの  
であります。国の法律としては、条  
件で許可制のものもありまして、都  
道府県の条例で定められているのは、

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

当該地方団体の御意見を批判するわけ  
でございせん。ところが、この法律  
は、申し上げますが、集団行進を目的  
としてないというところは、しばしば申  
上げた通りであります。ただし、道  
路の交通の安全と円滑をはかるため  
に、こういう行為が一つ入つてくる  
ということを申し上げたのであります。  
入つてくるのはいかなのであつて、こ  
いつを法律の明文で除けというのも一  
つの御議論だと思ふのであります。が、  
まあ考えてみまするに、除くという対  
象になりますものに、国の法律がま  
ございせん。国の法律がま  
ませんので、除き方につきましては、  
法律としては大へん困難を感じる、こ  
ういうことに相ならうかと思ひます、  
まず第一に、それからその第二には、  
公安条例というものは、資料にも差  
上げましたごとく、全国至る所のすべ  
ての公共団体が作つておるのにあらず  
して、作つていない公共団体も少なく  
ないのであります。そうすると、ここ  
に除いてしまふと、それがブランクに  
なつてしまふ。こういうことに相なる  
のが第二点。第三点について申し上げ  
ますが、第三点は、同一の行為につき  
ましては同様の規制を受けるというの  
が公平の原則かと思ふのであります。  
たとえば、葬式と結婚式と、これは、  
片方は悲しくて、片方はうれし  
い見地におきましては同様の規制を  
受くべきものである。こういうふう  
に理解いたすのであります。その意味に  
おきまして、集団示威運動の目的もわ  
れわれ大いに理解するのであります  
が、集団示威運動の目的を批判するも  
のでございせんけれども、葬式と結

いの抱いておる考え方なり、そういう問題を外部にいわゆる誘示する一つの当然のわれわれの自由なり、あるいは表現についての権利を認められた一つの形態なのですね。そういうものとは何かのものと一緒したとして考えるという事は、私は誤っていると思う。確かに道路においての、あるいは、場合によっては、多少の交通の妨害というようなことも出てくるかもしれないけれども、でも、そういう問題は別途に措置をしなければならぬ問題であると、私はそう考える。第一、そのあなたの今お話しした三点のうち第二点、ここで許可制をとらなければ、他の公安条例を作っておらない所では困るようなお話がありましたね、お答えの第二点として、全国都道府県あるいは市町村に至る所にそういう条例があるわけじゃないから、そういう漏れた所におかないものを法律として作っておかなければ困るというようにお話があった。いわゆる公安条例と呼ばれるものが地方団体においては当然これにかかっている法律によって、今度は、新たにそういう集団行進等を行なう場合には、許可をとらなければならぬということになる。今まで公安条例のない所では、あるいは警察と話をするとかなんとかいうことであるいはできたかもしれないけれども、はっきり今度、そういうない所に、こういう法律ができた、現行法では、どうもそういうようなこまかいことまであなたに規制しておらないと、こういうようなことをもし前提とするならば、今度新たにその所は許可制によってやらなきゃいかぬという問題が出てくる。そうすれば、根本的にこういう問題を

許可制ということにして、一般的な許可制にすることが正しい妥当なものかどうかという事は、何べんも申し上げますように、やはり問題だと私は思う。届出制にして、そこに適当な条件をつけるなり、場合によっては許可しないこともあるいはあり得るかもしれないけれども、原則的にはやっぱりそういう自由というものを認めた立場に立つことが当然の措置であり、立法をする際には、そういうことが当然これは私考えられなきゃならぬと思うのでありますね。

○政府委員(中川董治君) まず、お答えに先だって申し上げたいのですが、現行法の二十六条第四号は、「道路において公安委員会の定める行為」と書いてありますが、まあ何でも定められるのです。それで、現在その証拠が、この集団示威運動について申しますと、現行法の規定によりまして、公安条例でなしに、公安条例を作らぬこととし、この公安委員会規則で集団行進を定めている公安委員会は少なくないのであります。従いまして、お答えになるのですが、現行法でもやっておりますので、改正法案でもやり得るといふことは現行法と全く同じでございます。それが一つ。

○鈴木壽君 ちょっと……。あなたは、公安条例のない所があると、ない所があるから、ここにやはり許可制をとっておかないと困るというようになことを、先ほどあなたの答弁の第二点として言われたと私は記憶する。だから、ない所は、現在の法律で、道路交通法のこれによってもやりようがないでしよう。その辺をもう少し……。

○政府委員(中川董治君) その点をお

答えをしてもらったのですが、もっと具体的に申しますと、現在公安条例がない所、公安条例はないけれども、この道路交通取締法のこの規則によって、二十六条一項四号によって、集団示威運動を公安条例でなくして、公安委員会規則で制定している所が現在あるわけですから、その点は、現行法と改正法と全く同じであるという事が一つ。

付け加えて申します。それから、現在の公安条例もなく、現在公安条例がある所は除いてしまひましょう、公安条例のない所で、この現行法のこの道交法で、デモ関係を公安委員会規則にきめて、その点は改正法でも全く一緒で、きめている所をやめるとも言わぬかわりに、きめていない所をやれとも言わぬ。きめていない所をやろうと思えば幾らでもできます。改正法でなくてもできる。今でもやれる。その自由は公安委員会にまかせ。こういう点は全く一緒です。

○鈴木壽君 そこで、全然公安委員会等において規則も作っておらない所があるわけなんです。作っておらない所をもう一度念を押して伺います。

○政府委員(中川董治君) 公安条例も、この現行法の規定によっても作っていない所もあります。片方だけ作っている所もあるし、両方作っている所もあるし、片方のうち、こっただけ作っている所もある、こういうことであります。

○鈴木壽君 そこで、いわゆる全然条例もないし、公安委員会の規則等においても定めがない所もあるとすれば、それは私、一般的にというふうに聞き取れたので、あなたのお答えになった

ことを私あるいはちょっと勘違いしておったかもしれません。それは取り消しますが、全然双方ともない所……。だから、あなたの言ったのは、双方ない所があるから、やはりこういうものを作って、許可制になるようなものを作っておかなければならぬというふうな御答弁であつたように私は聞いたんです。

○政府委員(中川董治君) きわめて正確に申しますと、そういう意味では全然ございませぬ。さらに申せば、現在公安条例を作ってもいい所が、現行法によって公安委員会規則を作っている所——鈴木先生のお説に従いますと、作っているのをやめよ、こういうことを言う考えはない、こういうことである。

○鈴木壽君 私はそんなことを言っているんじゃないんです。あなたの御説明の中に、全然公安条例もないし、それから公安委員会の中でこういう問題についての取りきめもしておらない所がある。こういうことですね。そうして、先ほど聞いたのは、もし誤ってれば取り消しますと、こう申しましたが、そういうものも全然ない所があるから、ここにやはりこういうものを作って、許可制にしておかなければならぬというふうなあなたがおっしゃったように聞いたから、なおさらこれは変な問題じゃないかと、私はこう思っただけです。そこなんです。

○政府委員(中川董治君) そういう趣旨では全然ないのでございませぬ。

○鈴木壽君 今度の七十七条によって許可の申請というふうなことで、これは、時間的にどういうふうに定めますか。新たに、もう少しこれはこまかい

規則等のようなものができますか。

○政府委員(中川董治君) 七十八条のいろいろなこまかい点でございませぬ。手続上のこまかい点は、提案いたしました法律の七十八条の一番しみを、ごらんいただきませぬと、第六項に、様式だとか、その他手続に關して必要な事項は総理府令で定める、こういうことと相なっております。ところが、総理府令では、様式例等を定める意思は、もちろんございませぬけれども、何時間以内に持つてこいというふうなことを、ただいまのところは、総理府令でやる考えはございませぬ。

○松永忠二君 関連してちょっとお聞きしますが、そうすると、集団行進、示威運動について、公安委員会がこれを届出あるいは許可を求めることをきめてない所は、全部これには該当しないわけですね。

○政府委員(中川董治君) お答えします。

現行法でも改正法でも、公安委員会がきめなければ、全部動かないのです。極端に申しますと、現行法でも改正法でも、第四号の規定に基づいて、公安委員会は、何もしない、こういう場合は、警察でよろしくと祇園祭りでよろしくと、全部該当しない。きめなければ動かぬという点は、現行法も改正法も全く同じであります。

○松永忠二君 長官にお聞きしますが、そうすると、今問題になっている示威運動ですね。これについて、公安委員会が何らその届出も許可のこともきめてない場合には、これは該当するものではないということなんでしょうか。

○政府委員(中川董治君) 現行法におきまして、公安委員会規則で、現行

○松永忠二君　　そういう点になると、

んはつきりもしてくるし、字句、文章でも、そういうことはいってはいらんと思ふのでありますが、こういう点について言うと、非常にすっきりした形で見前には規定をされている。第二十五条に、「交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行為で命令で定めるものは、これをしてはならない」と、命令に定めるものを具体的にそこに出して、それもはっきりと、「公安委員会が道路における危険又は交通の妨害を防止するため必要と認めて定めた行為をすること。」というふうに、はっきり

うのです。ところが、今度の会は、非常に明瞭だと思きりしているのではありません。非常には、非常にその中にいろいろな文章表現をしておるために、むしろ非常に誤解を受けるわけ、あるいは、こういう規定を積極的

に奨励するかのとき印象すら与えられるわけなのです。こういう点がやはり問題になっていると私は思うのであります。端的に表現する方がいいのではなくというふうな気持を持つのであります。こういう点については、前の方が明瞭だという考えを持つのであります。なぜこういうふうな長たらしい文章表現をしなければできないのかかわからないのです。こういう点がちょっとと疑問だと思うのです。

○政府委員（中川董治君） 松永先生に申し上げますが、ちよつとお持ちの新旧比較表をごらんいただきたいのですが、松永先生のお話になられましたのは、現行法では二十五条第十三号でございます。これに対応する規定は、ちようどその上の七十六条第七号です。これとこれとが対応いたしますので、これは文字も大体よく似ておるのですが、その点は、全く松永先生の御

主張の通りになっておると思うのです。おそらく松永先生誤解されたと思うのですが、七十七条をごらんいただきたいのです。七十七条の四号に当たるのは、その下の方が、これは段の關係で右に寄っているが、第二十六条第一項第四号となっております。これは、御案内のように、「道路において公安委員会の定める行為をしようとする者」こういうふうに、きわめて簡単に書いてあるのです。今度の新しい案の四号は、まず字数が多いという点では、松永先生のおっしゃる通りでござ

います。ところが、内容はどういふこ

とかと申しますと、しばしばは衝動明  
ておりますように、「道路において公  
安委員会の定める行為をしようとする  
者」と書いた文字は、改正案でもある  
のでありまして、四号のしまいの方を  
ごらんいただきますと、しまいから三  
行目を見ていただきますと、「公安委  
員会が」「定めたものをしようとする  
者」、これは全く同じものであります  
。「公安委員会が」「定めたものをしよ  
うとする者」、全く同じなのです。公  
安委員会が定めない以上はもう話にな  
らない。こういう点は全く一緒であ  
ります。公安委員会の定めたものと  
なぜ書かないで、一ぱい書いてあるか  
ということになるわけですが、一ぱい  
書いたつゆえんは、そういうふうにし  
かなくて、簡単に、「公安委員会の定め  
る行為をしようとする者」と書きます  
と、公安委  
員会はオールマイティになりまして、  
何でも定めることができる、という  
ふうに読めるのであります。そういう  
ばかなことをする公安委員もないと  
思いますけれども、極端なことを言  
いますと、夫婦で道を歩いてはいけ

と、こういうふうなことも書けそうですが、そんなばかなことは出てこないでしょうが、書けそうです。それで憲法の精神を没却するものはだしいことでありますので、そういうことがあってはいけないので、その公安委員会の定めについて、公安委員会が定められるのはこういう条件がなければ定められないのだということを、公安委員会が権限利用に陥らないということとを、期待しなければいけませんので、それでこういうことを書いたわけでありませう。

○松永忠二君 公安委員会の定めるこ

とをくだらぬことを定めるといふから、この法律でできるなどということとはもつてのほかです。道交法でできるようなことではありません。そんなことは、私に直さなければ、四番は、前号に掲げるものほか、その土地における気候、風土または交通の状況に應じ、公安委員会は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため必要と認めて定めたものをしようとする者と、こうすれば、前にあったものをそのまま使つて、そのまま表現することができるわけです。そんなことを、「道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路としては交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者」と、そんなくだらないくだらだした文章を書くから、いろいろ

とんでもないことをきめることが心配だから、道交法で公安委員会のきめることまで制約するなんて、そんな余分なことをおっしゃれば、これは大へんな問題だと私は思うのです。それだから私は、ここに書いてあることは、前の条例、前の法律あるいは施行令の方向を取り入れてやるとすれば、その通りにも表現ができるし、また基本的に、鈴木委員がお話のように、大へんこれはそのあとも関連してやはり考慮すべきだという主張が論ぜられてお

と思うのです。だから、一歩前進し

た形の鈴木委員の意見もある。またこの  
そこまではないにしろ、またこの  
やり方については、公安委員会のきめ  
たものでなければ決してこれはこれを  
問題にすることはない、従前通りであ  
ると、こういうならば、従前通りの非  
常に明確な、ちゃん、「公安委員会が  
道路における危険又は交通の妨害を防  
止するため必要」と、ちゃんと明確に  
規定してあるのであって、夫婦で歩い  
たりしてはどうのこうのなるといふこ  
とは、はなはだしい変な僕は引例だこ  
と思う。そんなことは明確に、交通の妨  
害を防止するためという具体的なこと  
を認めて、はっきりそこに出してい  
ることであって、そんな何か余分な説  
明を聞かなくても私たちわかりますか  
ら、そういうふうなことで、私は、そ  
ういうことも規定として非常にいいま  
うだということをお願いしているわけ  
です。

○政府委員（中川董治君） 公安委員会  
を大へん御信用いただいて、まことに  
感謝するのですが、公安委員会が変な  
ことをするという考えはもうろんごさ

いません。もちろんございませませんが、これは、皆さん御了解いただきたいのですが、今日の憲法政治の根本は、国会の立法権というものを非常に尊重する。それで、なるべく政令などに譲らない。政令というのは、内閣という行政機関が定めるものですから、その行政機関の定める政令よりも、公安委員会もつぱな機関でありまして、大いに信用していただきたいと思うのですが、やはりこれは行政機関でありまして、行政機関の定めよりも、国会の法律の方がより優先する。行政機関の定めればなしにしない、なるべく国会の法律に書くというのが、今日の国会審議権尊重ということが憲法政治の根本だと思ふのですが、そういう趣旨を実現するために書いたのである。こういう点でありまして、公安委員会が変なことをするという意味ではございませぬ、変なことは決してしないのでありますけれども、憲法政治の根本で、国会の立法権を尊重する書き方が近代的でありますので、そういう新憲法的にこの現行法を直したと御理解いただいた方がむしろ適当であつたかと思ふのであります。

それから、言葉を返すようで恐縮なんでしょうけれども、「危険を防止し」と、これはぜひ書かなければならぬと思うのですが、現行法ではそういうふうに書いてない。それでどういうふうにかくのが国会の審議権を尊重するゆえんであると、こういうふうに考えたわけでありまして、そこで、公安委員会が夫婦で歩くのを抑制するという意図がなければかりでなしに、そういうことを御心配いただいてもまことに困りますが、これは、大いに御信用いただくのは非

常にありがたいと思つております。

○鈴木壽君 公安委員会が定めなければ対象にならぬ、それはその通りでしょう。しかし問題は、私は何べんもさつきから言つていろいろ場合に、公安委員会が定めないとそういう場合に、問題にならぬと、こうおっしゃるのには、それはその通りでしょう。ただし、あなた方が、いわゆるここに、四号の前段の方にありますところの、「道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に」対する云々のはこれこれこれだ、こういうふうにあなた方は予想しているわけですね。そうしますと、公安委員会といえども、当然それを受けて、そういうものをこれは規定せざるを得ない。それをやらなかったら少しおかしいことになるでしょうね。法律ではこういうふうなことを予想しているのだから、ここには書いてないのだけれども、ここには書いてないのだけれども、そういうものをと具体的にする場合に、やはり公安委員会では書くでしようし、また公安委員会では書くような具体的なあげ方をしなくとも、一体それならば、公安委員会が定めるものをしなうとすれば、一から八まであなたはお書きになったのだが、当然やはり一から八まで書いてくれたようなものが対象になる。従つて、六、七等もあなたが書いたものでしょうが、この六、七も含まれるでしよう。そうすれば、こういう問題に對して、やはり法律ではつきり許可制をとらなければならぬということができる。だから、そういう根本的な問題について、法律で許可制をとらなければ

ならぬということをきめることが一体いいのか悪いのかという根本的な問題を私は問題にしている。

○政府委員(中川重治君) お答えいたします。

この前もお答えいたしましたので、本日資料で一から八まで掲げたのでありますが、一から八まで掲げたのは、ここに書いてある項目が、どれだけ該当し、どうかという御質問でありましたので、該当するであろうということを私考えたのですけれども、人間の頭には限度がございまして、その考えの元は、頭の中で考えたというよりも、現行法の二十六条の一項四号で現に公安委員会が定めているのがあるのです。それを見て書いて、こういうのが実情なんです。現行法の二十六条一項四号という規定がございまして、ここにいろいろなことが書いてありますが、これをみて、ずっと抽出して書いた、これが実情でございまして、その点をまず誤解を解いていただきたいのでございます。

それからその次に、そこに書きましたのは、それを公安委員会が定めるというように法律でもいっておられませんし、それから定めなくちや義務違反にならないかというように八まで書いた項目を公安委員会が全部定めるという考えはございませぬし、それを書いたものは、現行法の規定によつて——現行法は何も条件を書いてございませぬが、現行法の規定によつて、各府県でやっております事柄を拾ひ出して書いた。こういうことが実情でございまして、その実情を御了解いただければ、誤解は全部水解すると思ひ

ます。

○鈴木壽君 実情がこういうふうになつてゐるから、なおさら危険性があると思ふので、あなた方が頭の中で考えて、法律ではこのようなことを考へてゐるのだということが一つ、それから、現実には、こういうものが各地の公安委員会等において作られてゐるのだという、こういう二つの考え方と、事実の上に立つて示したものは、これは、当然今度新たにそういうものを作らなければならぬ公安委員会にとつては、それは無視するわけにはいかぬでしよう。

○政府委員(柏村信雄君) きょう提出いたしましたのは、先ほど中川君から申しましたように、実情に、實際がこうなつてゐるというものを基礎にして作つたわけがございまして、今度の法案におきまして、現行法と考へ方は何ら変わつてゐない、われわれの考へ方は何ら変わつてゐない。従ひまして、この法案ができれば、各都道府県の公安委員会では、この第七十七条一項四号に基づいて、規則をどうん作つていくという考へもまた持つてゐないのは、現在そういうことを指導してゐないのと同様でございまして、この際、全文改正の際に、非常に現行法がばく然と書いてゐる、「道路において公安委員会の定める行為をしようとする者」ということで、読みようによつては、常識をはずれてはいかぬですが、何でもきめられるような規定になつてゐるので、それを、憲法の精神に基づいて、四号で相当詳しく書いて、それに基づいて、許可しなければならぬ場合というものを二項で書き、その他手続的なものを精確に書き

て、むしろ届出制に近いような考へ方で立案したつもりであります。決してこの法律ができたために現在よりもきつく運営される、規制がさらに強くなるということとは、法律の趣旨としては毛頭ないわけがございまして、むしろ正確に憲法の精神ののつとて運営されることを期待して立案したつもりでございまして、御了承をお願いいたします。

○鈴木壽君 現行法通りであるということが一つ、それからさらに、これが許可制というよりも、むしろ届出制に近いものとして立案したのだというお話なんです。たとえば、第二項の一号の「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」それから三号の「現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」こういうことがあつたら、大体、あるいはあなたのお述べになつたような趣旨も、私全然わからないわけでもないですがね。一体それならば、デモというふうなもの、交通の妨害となるおそれがあるのは、交通の妨害となる「公益上又は社会の慣習上やむを得ないもの」というような認め方に立つて、それを認めることができるかどうか。あなたの方の立場においてどうですか。

○政府委員(柏村信雄君) 原則的には、今お話のように、デモというのは、原則的には認めていくという考へ方でありまして。

○鈴木壽君 それなら、私はやはり届出制にすべきだと思ふ。原則的にそうあなた方が、多少の交通の妨害となるおそれがあるけれども、公益上または社会の慣習上、これは一つのやむを得ないものであり、単に習慣上とか公益

上とかという抽象的な言葉でなしに、私は先ほども申し上げましたように、こういうものは、憲法で保障されている基本的な人権の大きな要素をなしているという立場に立つならば、当然私は、許可制で法律で縛るよりも、届出制にして、特に必要があった場合には、条件を付したり、あるいは、場合によっては許可しない場合もあるいはあり得るかも知れないけれども、それはあくまでも特別の事情というところで、原則的には、許可制でなしに、届出制としてやるべきだ、こういう私は考え方で、そういうふうにするのが、ほんとうに憲法の趣旨に沿った法律を作る場合の考え方の建前として認めなければならぬのだと私は思うのです。やはりそれはだめなんですかね。

○政府委員(柏村信雄君) この法律の基本というものが、交通の危険を防止し、安全と円滑をはかるということの観点に立つて、あらゆるものをいわず物理的に考えていくということになるわけでございます。従って、そこにどういう政治的な意図とか、あるいは芸術的な考えとかというふうなものを尊重するということは、これはけっこうなことでありますが、いやしくも道路の通行を妨害するというようなものについては、一律に規制の対象にしている。しかしながら、二項で申しますように、そういう妨害になるものでも、できるだけこれを許す必要のあるようなものについては許していくのだというところをうたっておるわけでございます。また、許可にいたしませんと、たとえば、この許可をするということから、同時にそれは堂々とやれるということになり、一面においては、他のもの

のがそれによって自由を束縛されるという問題が出てくるわけでございます。そういうこともたゞもして認めるものは認めていこう。たとえば、メーデーの際に長い時間行列をして歩きます。しかし、これは慣行上当然行なわれるべきものであるということになります。その時間においては、その道路における自動車の通行というふうなものを、たとえば片側にいたしまして禁止するといふ行為を、これは七条によつてやつていかなければならないというふうなこともあるわけでありまして、やはりこれは、現行法通り許可制にし、しかも許可というもののについては、その行なわれることの性格に基づいて、できるだけ憲法の精神にのっとり人権の尊重をしていこうということが、今度立案について非常にわれわれ苦心をした点でございます。その点を御理解いただければ御了承願えるものではないかというふうに思うわけでございます。

○鈴木勘吉君 最後に、時間もありませんから……。私は、これはやはりどうしてもこの問題は大きな問題だと思つて、単にあなた方、物理的にすべてのものを規制しよう、道路の交通の安全なり円滑という見地に立つて物理的にやろうというところに問題があると思う。単に物理の問題だけで、私がしばしば聞いていこうという集団行進とか、あるいはデモ行進というふうなものや、あるいはそういうふうなことから許可にしなければならぬというふうな考え方は、私非常に危険な考え方だと思ふ。あなた方の答弁を聞いてみると、やはり許可制をしいて、むしろ例外的に認めていこうというふうな気

持さえ見える。原則的には堂々とやれるのだ、ただし、もちろん交通のじやまになったり、著しい支障を来たさしたり、あるいは他の人に多大の迷惑をかけるというふうなことに付いて、これは、ある程度の規制は当然必要だと思ふのです。しかし、そういう考え方の逆に、メーデーのやつは、これは慣習上いいんだが、しかしどうも、というふうなことで、むしろ例外的にこういうものを許して行なわせようというふうな考え方が私はあるんじゃないかと思ふのです。お答えの言葉の中から私はそういうふうな聞きとれる。ですから、あくまでも私は——やはりこういう問題は、これはあなた方十分専門家で御承知の通り、私も先ほど申しましたように、公安条例で一番問題になつていゝ点がこれなんです。そういうものを一般的に許可制にしてはいかぬ、こういうことが、かりに新潟の公安条例のあの判決を見ましても、合憲と認めながら、その点に関しては、やはり裁判所でも、これはだめなんだと、こういうことをはっきり言つておるのですから、それはもちろん最高裁の問題も残された問題としてありますから……。しかし、あくまでも、やはり一つのこういう問題を取り扱う場合には、そういう基本的な人間の権利というものを抑圧するような方向では、私は物事は全然解決しないと思ふのです。単なる技術的な問題でなしに……すべてを物理的に取り扱うのだと、こういうことでは、私は考え方としてはまことに困つた考え方と思ふのです。

○基政七君 お答え願う前に、私関連してお尋ねしたいのですが、今問題になつておりますのは、交通の妨害とな

るおそれがあるが、社会の公益上慣習上やむを得ない、こういう公益上と社会慣習上というものが、通常いわれておりますデモなんかの場合をさして、この法上それは一応優先するのだという考え方は、今の長官の説明で、妥当な解釈として受け取つていいですか。

○政府委員(柏村信雄君) 鈴木委員の御質問に対してはお答え申し上げませんが、現行法において規定しているものを出ていないというところは、これは御理解願えると思ふのです。

それから、現行法上において裁判所の問題になつたことはまずございませう。公安条例については問題になつておりますのは、これは公安条例とは違ふことは、先ほど中川君から申し上げた通りでございますが、かりに同じような重なる面があるとしたしまして、公安条例で現在違憲等が問題になつております点は、この二項以後において全部解決されておるとわれわれは理解いたしておるわけでございます。

それから、基先生の御質問については、そういうメーデー等は、慣習的に認められたものということに理解できると存じます。

○基政七君 公益上の内容はどうですか。もうちょっと端的にお聞きするのですが、公益上の内容ですね。

○政府委員(柏村信雄君) 公益上というところは、これは見方によつていろいろあると思ひますが、少なくとも慣習上は認められていゝということになつております。

○松永忠二君 私は、だいたい実は違つていゝという認識を持つていゝわけですが、それは、こういう点から申し上げ

ていゝわけなんです。この前は、特にここに出ていゝ示威運動等関係する事柄については、この前の令六十八条の十三というところに、明確に、公安委員会が定めた行為と、現行法律の二十五条において、「交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行為で命令で定めるものは、これをしなくてはならない」と、こういうふうにして、いろいろ規定をしていゝ中に、こういうことはしていけないと書いてある。その中に、明確に、公安委員会がこういう判断のもとに必要と認めた行為をすること、こういうふうになつていゝわけでありませう。そして、その次の御承知のように第七十七条の中での警察署長の許可の権限というものは、今の第六十九条にあるように、許可を受けようとする者は、必要な事項等を記載して、そして届け出よう、そしてそれについて、「警察署長が前項の規定による申請に対し許可したときは、公安委員会の定める様式の許可証を交付するものとす。」。こういうふうな規定をしていゝのです。だから、たとえば、今の示威行進のような問題については、公安委員会がこの法律二十五条によつて、危険ではないかどうかという判断をしてきめたものについて、機械的に手続をして、警察の署長はこれを必要な書類に基づいて認可をするという形をとつたわけなんです。ところが、今度はそうじゃなく、この第二項の中で警察署の署長が許可する基準を、つまり任意に、あなた方は明確にした、第七十七条に明確にしたという形において明確にして、そしてその基準で、たとえば公安委員会の定めたそういうものについ

ても、この基準に基づいて一応許可の権限を持つようにしたわけだ。特に示威運動とか、そういうものについては問題はあつたので、今までの法律では、明確にこれは公安委員会がそういう判断を決定する。つまり危険ではないという判断で決定をする。それについて警察の署長は単にいろいろな手続に基づいて、手続をされたものについてそれを許可するということ、それから同時にまた、第七十七条の問題のない一、二、三というようなものについては、その前の法律の二十五条によつて、それを受けて立っているこの政令の六十八条でこの明確にしてあるので、この点については、警察署長は判断をする余地はないはずで、こんなことはもう。法律でもちゃんときめてあるのだ。だから、そこで今一番問題になっている、公安委員会がこの道路等における交通の妨害を防止するため必要と認めた行為をすることとされた事柄については、これは、単に今までの警察署長は一つの手続上の許可の権限しかなく、たわけなんです。ところが、今度新たに第七十七条の二項に警察署長の判断の基準を示して、警察署長において判断をするということになった。そういう点が私たちは違つていて、思つてゐるわけだ。だから、そういう点からいうと、今までの特に問題の多いいわゆるデモ行為等を含んだようなそういう問題、「その土地における気候風土又は交通の状況に應じ公安委員会が道路における危険又は交通の妨害を防止するため必要と認めた行為」というものについては、あくまでその判断は公安委員会が判断をしてきめる、

それについて手続的に規定したものをただ警察署長が許可したというのを、今度はその判断を、つまり警察署長の判断の基準として取り入れてきたところの問題があるというふうに言つてゐるわけだ。これはやはり私はそうだと思うのです。そういうふうな私達には理解をしてゐるので、非常な大きな違いがあるのだ、そういう権限を警察署長に、特に問題の多いそういうことについて、署長が一つの基準を与えられて判断をするということについては問題がある。やはり公安委員会が判断をしたものについて、警察署長がその手続の備不備を見て許可するということなら従前通りであるけれども、基準を与えて、そういうものについても判断をさせるということは少し行き過ぎている。ほかのわかり切つた事柄については、もう判断をするまでもなく、今まではちゃんと政令に明確になつておつて、はっきりしてゐたわけだ。だから、今までの署長の権限というよりは、いずれも「命令の定めるところにより」という「命令の定めるところにより」というのは、許可を受けようとするものはこういうふうにして届け出をせよというものが書いてある。そういう形だつたのが、今までと違つて、特に問題の多いそういう問題について、基準を示して、警察署長にその判断をさせるということでは、特に今法的にも疑義のある問題、特に慎重を要する問題については、やはりそういう基準を与えて、警察署長が判断をするということとは行き過ぎではないか、こういう考え方を待つ。従来のものと、この項目に關しては、はなはだし

く相違をしてゐる事実があるというところを私たちは指摘したいわけだ。○政府委員(柏村信雄君) ちよつと松永先生、誤解をしておられるんじゃないかと私思うのですが、法第二十五条は、これは禁止行為で、今度の法案の第七十六條に該当するものでございませう。従つて、法第二十五条と令の六十八條十三号に該当するものが今度の法案の七十六條の七号でございませう。このたゞいま問題になつておられます七十七條は、一般的には、道路の交通を妨害するということのために一応禁止をし、しかし、やむを得ないものについてはこの禁止を解除して、そうしてそれを行なはせようということをして七十七條において規定したしてゐるわけだ。ございまして、現行法の第二十六條と令の六十九條、これが法案の七十七條に該当するわけだ。○松永忠二君 先ほど中川君から申し上げましたように、法第二十六條の一項四号におきまして、「道路において公安委員会の定める行為をしようとする者」というふうに単に書いておつて、これに基づいて公安委員会が、先ほど例示を申し上げましたように、道路において集団行進をすることあるいは道路において集団示威運動をすることというふうにきめてゐるわけだ。これを警察署長が現行法で許可しなかつたから、これを警察署長の許可にかからせてゐるのが現状でございませう。これを警察署長が勝手に……それを許可するしないというのをきめる基準といたしまして、今度の法案においては、二項以後についてこまかく手続ないし精神を規定したしてゐるわけだ。ございまして、決して現行法の趣旨と変わるものではないが、現行法運用をさらに正確に憲法の精神に沿うようにやらせよ

う、そういう法律化をしようというのが今度の法案でございまして、その点は、御理解をいただきたいと思ひます。○松永忠二君 しかし、私が言うのは、この前の第二十六條の「命令の定めるところにより、警察署長の許可を受けなければならぬ」というふうな書き方である、そのことについては、その手続は令第六十九條に規定してゐるわけなんです。従つて、この手続規定に基づいて、結局その手続をされたものについて署長は許可をしていくというところになると思う。で、その許可の判断というふうなものについては、従前は、特にそこにある令六十八條というふうなものが前のところに出てきて、七十六條ですかにいろいろ出てきてゐるわけなんです。しかし、今言つたような問題になつてゐるような、公安委員会が認めた行為というところについて、そういうことを何に基づいて判断をするかというふうなことは、これは明確に規定してゐない。僕は思ふのです。だから、今度の場合には、すべてその二項に基づいて判断をしていくという結果になると思う。だから、そういうことを私は申し上げてゐるわけなんです。○政府委員(柏村信雄君) 現行法におきまして、これを運用するにつぎましては、現行法の二十六條の一項四号において「公安委員会の定める行為」というのは、われわれの期待したとしておりませう。今度の法案の七十七條一項四号のようなことを考へてゐるわけでありませう。それが必ずしも正確に行なわれないおそれが出てくるというところで、それをほつきり書こうというのが一項四号でございませうし、警

察署長が許可にあたつてその恣意を働かせるといふことのないように、これは、法律があつたとなつたら、警察署長として許可をする権限と義務がある以上は、当然その良識に基づいてやらなければならぬわけだ。ございませう。その基づく基本というものを二項において精確に書いて、より一そう適正に行ない得るようにする、それをまた法律によつて確実に期待するということ、つまり書いたわけだ。ございまして、現行法においても、当然一項四号のような考え方公安委員会は定めるべきものであるし、また、警察署長が許可するにあつても、許可の基準としては、七十七條二項のような考え方に基づいてやらなければならぬというわけだ。ございませう。それがおつたと思ひますけれども、そういうものを法律によつて確実に期待し、要請するということを書かれてゐるわけだ。○松永忠二君 この前の規定の、警察署長の権限というのか、そういう基準というふうなものについては、この法律にも政令のどこにも明確になつてゐないと思ふのです。従つて、署長の権限として明確にするということではなくて、他の法律なり政令に定められておるところに基づいてやつていくということだと思ふのです。何もそこに、警察署長は何の判断にするということとは全然ないのだから、従つて、警察署長の判断というものは、いずれも他の法律の条項に基づいて、危険な行為とは何だということがそこに書いてあるの、その前に、第六十八條に基づくことが書いてあるの、その危険な行為

というものを、ほかのところに基づくものに基づいてこれを判断をしていただくわけです。それは私は間違いないと思う。それを今度は明確に、署長の判断の基準としてそこに法律化してきていくという中、一番問題になってくるのは、今言う通り、公安委員会がいろいろ必要として定めたことについて問題になってきているので、こういうことについては、従前警察署長がどの判断でこれをやっていたというところができないと同時に、警察署長の独自の権限でもなかったわけですから、それが今度は、この二項の基準に基づいて警察署長は判断をしさえすれば、これは権限として警察署長の判断が成り立つというところなんです。そういうことの必要なものがあるわけですから、それは、七十七条の一、二、三項に規定したようなことについては、むしろそういうふうな警察署長の判断の基準を明確にする方がよいという、そういう考え方方も私はあると思うが、同時に、四項のようなものについては、今言う通り、署長の判断に基準を与える、今までは全然なかったものについてそこに与えるということについては問題があるし、それは、公安委員会の許可届でさえ疑義の出ていることを、警察署長に許可の権限を与えることはどうかと、こう言っているわけですから、だから、もし、あなたがおっしゃる通りに、警察署長の権限としてこの基準が与えられているというなら、それを説明して下さい。どこに警察署長が判断の権限として与えられたものが規定されているのか。それを一つお示し願いたい。

○政府委員(中川董治君) ちよっと、

松永先生の御質問ですが、条文を詳しくゆくり読んでいただきたいのですが、現行法は、警察署長の権限で与えておりますその判断の基準は全然書いてありません。それで、非常に極端な言い方をしますと、判断の基準のない規定になっている。ところが、判断の基準がないとはいっても、おっしゃいますように、警察署長が思い付きでやるというふうにするべきではないことは当然で、この法律案のすべての規定を判断の基準にするということはおっしゃる通りであります。この法律案のすべての規定だけじゃなしに、もっとほかの法律もすべて判断の基準にすると、これもそうしなければいかぬと思います。ところが、よく引用になります、その前の政令の六十八条の十三号が署長の判断の基準ではない——ではないというのはいきなり過ぎですけれども、すべての法律が判断の基準であるという意味においては、もちろん判断の基準であります。その意味においては、先生のおっしゃる通りであります。その意味においては、すべての基準が判断の基準であるという点においては、まさに先生のおっしゃる通りなんです。政令の六十八条の十三号が二十六条の判断の基準かというところであれば、そういう意味においては、判断の基準であるという意味においては、そうである、こういうことに相なるわけなんです。その点は、改正法案でも同じなんです。改正法案は、七十七条で、判断の基準を従来は全然与えていなかったのを、今度は二項で一号から三号まで書き足しましたので、判断の基準を確かに与えたのであります。従来はそれがなかった。そのほか

に、この一号から三号に書いてあることだけでなしに、すべてのことが判断の基準だという点は、改正法案も同じなんです。先に戻りますが、先生の引用になりました六十八条十三号が、その意味においては判断の基準だという点については、改正法では、むしろ政令どころの騒ぎではないのであって、法律に——七十六条をお開き願いたいのですが、七十六条の七号に十三号みたいなことを法律にまで書いてあるのですから、それは、その意味においては判断の基準です。先生のおっしゃいます政令の六十八条の十三号が判断の基準だ、という点であれば、それは、今度は政令どころの騒ぎではなくして、法律みずから判断の基準を与えているのであります。七十六条の四項の七号が判断の基準である。だから、政令よりももっと強くなった、こういうふうにも言えるのであります。従って、判断の基準は確かに、この条文に書いてあることの以外に、すべての法律の規定を考慮しなければいかぬと、こういう意味におきましては、従来以上に判断の基準がふえていると、こういうことが言えることが一つ。そのほか、さらに判断の基準を一号から三号まで書き足したので、先ほど基先生がおっしゃいましたところの三号の基準なんかがありますので、従来は、三号の規定がなくとも、一応解釈上そうだと思えます。それは社会的慣習上やむを得ないときは許可しなければならぬんだと、こういう判断の基準を与えるという立場をとっておりますので、確かに松永先生の御主張がより多く実現されていると、こういうことに相なるうかと思

います。

○松永忠二君 判断の基準といういろいろお話があるのですが、その権限です。警察署長の権限として規定をされたものは今までなかった。それを今度は権限として規定をしていると、こういうことを言っているのです。それは間違いないじゃないか。いかがですか。

○政府委員(中川董治君) 警察署長の権限として規定されているものは、現行法の二十六条の一項になります。従って、権限としては、現行法では、警察署長の権限の許可権として規定されておるのであります。

○松永忠二君 それは私は違ふと思う。「命令の定めるところにより」ということが明確に定めてある。「命令の定めるところ」とは、その政令の六十九条のところにその命令という内容が書いてある。そこには何にもそういうことが書いてない。だから、判断の基準としては、今まで法律に規定をされたところで判断の基準はあるとしても、警察署長の権限として、それを許可しなければならぬとか、許可するとか、許可しないとかいう権限として与えられておるものではない。だから、警察署長の許可を受けなければならぬところが権限だ、こういうのだが、その権限はどこの権限か。「命令の定めるところにより」とかなんとかいうのは、命令というものは、第六十九条には何にもそういうことが書いてなくて、許可の手續の問題が出ておるだけです。従って、判断の基準として法律でやったものが、このことに限る限り、七十七条の二項に關する限り、明確に署長の権限としてそこに規定をされている。従前の法律には、権限としての規定がないのだと申し上げておる。その権限の規定とされておるものは、施行令の六十九条のこの権限は確かにそうだ。権限といったら、これは手續のことだけのことである、こういう点を私は言っておるわけ

です。

○政府委員(中川董治君) 御説明しますが、現行法の二十六条に、「命令の定めるところにより」とありますね。「命令の定めるところにより」とあるが、何が命令かという、御指摘のように、おっしゃる通りに、政令の六十九条が命令なんです。命令というのは、判断の基準ではなくして、許可を受ける人たちが許可を受けるにはどうするかというところを中心に、手續を規定しておるのであります。「命令の定めるところにより」「判断の基準ではなくして、命令の定めるところにより警察署長の許可を」「警察署長は許可しなければならぬ」と書いてないのではありません。命令の定めるところにより許可を受けねばならぬので、従って、その命令は手續のことをいっておる。現行法の二十六条の命令は、その命令は手續のことをいっておるのですから、その手續は、御指摘のように、施行令の六十九条でその手續を書いている。申請書は署長に出さなければならぬ。こういう手續を命令で書いてある。その手續は、改正法ではどうかということになるのですが、手續は、現行法の二十六条の「命令の定めるところにより」ということに全く当たる言葉が、七十八条の第六項なんです。総理府令というの七十八条の第六項です。七十八条の第六項が、現行法二十六条の「命

令の定めるところにより」ということに対応すべきことで、対応する規定な

して、鍋島小委員長代理から御報告をお願いいたします。

〇鍋島直昭君 新市町村建設及び地方公務員給与に関する小委員会は、第三十一国会におきまして設置されて以来、新市町村建設の現状及びこれが促進のための方策並びに地方公務員給与の現状及びこれが適正合理化のための方策について、慎重に検討審議を加えて参りましたが、このたび地方行政委員会において、政府に対し、別紙のよう

に要望することが適當であるとの結論に全会一致をもって到達した次第であります。

次に、その概要について簡単に御説明申し上げます。

新市町村の建設が、地方自治伸展のため重要であることは申すまでもないところであり、国としてもできる限りの援助をいたすべきものであることは、各位におかれましても御異論のないところと考えるのでありますが、当小委員会において、その現状をつぶさに検討いたしましたところ、その促進のために、なお一その強力なる措置が必要であると考えるのであります。現行の新市町村建設促進法は、その有効期限が昭和三十六年六月までであり、それまでの間において、十分な進捗をはかることはもとより必要であります。なおその有効期限を延長して、新市町村に対する援助措置の法的根拠をその後も引き続き存置することが適當であると考えられてあります。

次に、新市町村建設のための財政需要が多であることにかんがみ、現行の交付税の特例措置の実質を引き続き確保すること。

午後零時三十九分休憩

午後二時一分開会

〇委員長(新谷實三郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

まず、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。新市町村建設及び地方公務員給与に関する小委員会における調査の経過並びに結果につきま

第二に、新市町村建設計画と関係の深い国、公社等の事業が、従来とかく各省等のセクショナリズムのため、不統一のまま行なわれ、あるいはその進捗の状況は、新市町村建設と完全に歩調を合わせていない面もありますので、この点について、各省の考慮を促すとともに、従来庁舎、小中学校等の施設の整備、統合について、とくに突進に即しなかつた起債補助の内容を改めること。

第三に、事務処理の改善合理化を強力に推進すること。

第四に、町村合併及びこれに伴う争論のあつせん、調停等に関する諸規定の適用期間は、現行法による期限を延長する必要は認められませんが、この部分は、法律自体の延長にかかわらず、その有効期間は延長しないこと等が適當であると考えたのであります。

次に、新市町村職員給与は、先般来行なわれました給与実態調査の結果によりまして、おおむね著しく低いと認められますので、その是正のためにはぜひ必要と認められる給与関係条例の整備など、新市町村においてとくに欠陥の多い事項について政府が強力なる指導を行ないますとともに、これらに伴い必要となる財源措置を行なうことが必要であると考え、次第であります。

次に、先ほどの小委員会において決定いたしました要望事項を朗読いたします。

要望事項

新市町村建設の現状にかんがみ、この際、政府は、新市町村建設促進法の有効期間を延長するほか、特に次の諸点を検討し、その施策を更に適

切有効に進め得るよう特段の措置を講ずべきである。

一、交付税の特例措置の実質を引続き確保すること。

一、新農山漁村振興計画、公立文教施設整備計画、電信電話整備計画或は有線放送電話等、新市町村建設に密接な関係のある事業の実施については新市町村建設計画の内容を充分に考慮し、併せて庁舎、小中学校、公民館等施設の整備、統合については起債、補助等の内容を実情に適合せしめること。

一、事務処理の改善合理化につき強力に措置すること。

一、町村合併に伴う境界変更に関するあつせん、調停及び投票に関する規定、町村合併に関する都道府県知事の勧告、その変更及び内閣総理大臣の勧告等に関する規定の効力は延長しないものとする。

一、新市町村職員給与は、実態調査の結果によつても、おおむね著しく低く、国その他の公務員とも均衡を失し、制度の不備を極めていふものも多いと認められるので、特に次の諸点について総合的に措置し、強力にその是正を図るべきである。

(イ) 給料表の整備、初任給の確定及び昇給、諸手当に関する制度の整備のため、給与関係条例等を整備すること。

(ロ) 任用制度とくに採用方法に改善を加えること。

(ハ) 勤務時間その他給与以外の勤務条件を整備する等その他必要な措置をとること。

(ニ) 右に伴う必要財源につき、適

切な措置をする等、援助指導すること。

以上、御報告申し上げます。

〇委員長(新谷實三郎君) ただいま鍋島小委員長代理から御報告ございました。要望事項の取り扱いにつきまして、各会派において御検討の上、次回の委員会において、本委員会が決定をいたしたいと存じます。

〇委員長(新谷實三郎君) 次に、午前中に引き続きまして、道路交通法案を議題とし、質疑を続行いたします。

〇松永忠二君 その七十七条の五項ですが、その所轄の警察署長が「特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。」と、こういう規定なん

ですが、これが、たとえば問題になっている東京都の公安条例なんかから見ても、こういう問題のつまり取り消しあるいは効力の停止というようなことについては公安委員会がきめるし、また、公安委員会が特にそういう処置をとった場合における事後の処置に対する報告であるとか、そういう義務もいろいろ規定をされておるのであるけれども、これにはそういうふうなことを規定されてないように思うのですが、

こういう点で、そこに規定している「特別の必要が生じたときは」という、その「特別の必要が生じたとき」というのは、一体どういうふうな内容を持つていふのか、説明を願いたいと思

います。

〇政府委員(中川重治君) 許可をいたしました道路が、その後の事情によりまして、その道路が通れなくなつて、どうしても別の道路を通さなければい

かぬ、こういう場合等が考えられるのでありますが、まあ集団示威行進等につきましても、あまりそういった事情は実際にはありませんので、実際の点からいいますと、該当は少ないと思います。ほかの工事等におきまして、ごくわずかの例外としてあるかと思ひます。

○松永忠二君 これは、さっきの議論に通ずるのですが、都の条例なんかでも、公共の安寧を保持するため緊急の必要があると明らかに認められたときは、その許可を取り消したまたは条件を変更することができ、公安委員会が、第一項の規定により不許可の処分をしたとき、または前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を詳細な理由をつけて、すみやかに東京都議会に報告しなければならぬと、こういうふうな規定をしているわけで、ここは当然、集団示威運動なども、ここにこれに触れる場合が出てくると思うんです。まあ条例等でも、相当こういう問題について慎重に取り扱っているんだが、具体的に言えば、こういう東京都の条例とこれとの関係というのは、どういふふうな考えておられるんですか。

○政府委員(中川董治君) 条例の方がそういう制限をしておりますので、条例の行為で東京都議会に報告する、公安条例の効力の結果はそういうことになる、こういうふうにならうと思ひます。

○松永忠二君 私の申し上げているのは、その公安条例等でも、公安委員会がこういう問題を処理もしているし、やっている、この警察署の署長がこういうことをするということについて

ては、やはりその権限からいえば、そういう面の権限まで拡大するということは、現在においては違反になりはせぬかと思うのですが……

○政府委員(中川董治君) この規定は、ほかの、この一号から三号までのことが大体多いものですから、そういうことを中心に規定しております。四号の場合でも、単に交通の危険だけの見地でございまして、こういう点が一つだろうと思ひます。そのほかに、警察署長がこの行為をするにいたしましても、そういう重大な問題等につきましては、当然公安委員会のコントロールを受ける。これは警察法上のコントロールを受ける、こういうことになりま。

○松永忠二君 この点については、こういう問題についての決定というものを警察署長が持つということになると、たとえば、東京都の場合の公安条例との関係はどうなるんですか。この決定とはどういう関連を持つようになるか。

○政府委員(中川董治君) 公安条例が、ある意味の場合におきましては、公安条例は集団示威運動のことを中心に規定していますから、それが実施上響いちゃって、これはほとんど實際上響かない、こういうことになりま。

○松永忠二君 実際上響かないということとは、どういうことなんでしょうか。そのどちらが優先をするというんですか。

○政府委員(中川董治君) 一般法、特別法の関係で、公安条例がこの場合は優先すると思ひます。

○松永忠二君 そうすると、公安条例に規定をしたことは違つた——違つ

たというか、取り扱いの方法として違つた措置を決定をしていると思うんですが、これはどうですか。

○政府委員(中川董治君) 警察署長は東京都公安委員会の管理に服しますので、決定は違つたことはあり得ないと、こう考えます。

○松永忠二君 違つたことはあり得ないと言ふけれども、これでは違つたことを決定しても、この法律の違反にはならぬと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(中川董治君) 万々そういうことは無いんですけれども、かりに、まあ頭の中で考えてみた場合におきましては、東京都公安委員会からこの署長は命令変更の方の指示を受ける、こういうことになりま。

○松永忠二君 そうすると、万々そのようなことは無いとしても、違つたこととができるというようなことを規定をしておくと、そういうことについて、そういう規定はしておかない方がいいのではないかと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(中川董治君) この規定は、公安条例というものは、その内容の一部でございまして、ほかのことが多いのでございまして、公安条例をかぶらない部分で大部分でございまして、規定せざるを得ないわけでございます。

○松永忠二君 そうなつてくると、逆に言えば、公安条例でかぶるようなものについては、こういうところへ一般的に規定しておくことは妥当ではないという結論になると思ふんですがね、どうでしょう。

○政府委員(中川董治君) 公安条例は都道府県の関係でございまして、これは国の法律の関係でございまして

で、全体を考えて、こういうふうな規定がなくてはならないことになりま。で、東京都の場合においては、実際上公安条例が優先してしまふので、問題は無いと思ひます。

○松永忠二君 公安条例の無い所については、そうするとどういふことになりま。これは、この規定に基づいて行なわれるということになると思ふんですが、どうですか。

○政府委員(中川董治君) お説の通りでござい。

○松永忠二君 そういふことになる、さかのぼつて、公安条例に規定をしてないという事柄について、規定されているものについてだけ七十七条が適用するのだという話があった。公安委員会が決定しているものについての決定は行なわれるものであつて、公安委員会の決定していない、以外のものについては行なわれるものではないということ、午前中、第七十七条の四号については言つたわけなんです。そうすると、公安条例の無い所については、第五項が優先するのだということになると、これは矛盾をすると思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(中川董治君) 公安条例がない地方におきまして、この法律で、集団示威運動等は四号で公安委員会が指定しない場合がある。指定しなければ、この条文は自然動きません、こういうことになると思ひます。

○松永忠二君 そうすると、さっきから話をしているこの五項というものについては、公安委員会がきめたものについて実施されるのであるから、従つて、その公安委員会の決定してない所については適用するものではな

い。そして公安委員会のそのことについて決定したものについては、それが優先するのだから、この5については、それ以外の、それと違つた決定をするべき性質のものではない、こういうことですか。

○政府委員(中川董治君) お説の通りです。

○松永忠二君 そうなつてくると、まあさっきの話の通り、公安条例の中でそういうことを決定することがいいか悪いかということに、まあさかのぼつた議論になると思ふんですがね。と同時に、もう一つ問題なのは、そうすると、公安条例で、こういう許可の取り消しとか、停止とかというものは、公安委員会が決定すべきものだ、というふうな決定をしていたことについては、この第五項については、これは効力を持つていないものではないということですか。

○政府委員(中川董治君) 公安委員会が、四号によつて、そういう行為を指定していません場合にございましては、全然この規定は動きません。

○松永忠二君 指定した場合はどうですか。

○政府委員(中川董治君) 指定した場合におきましては、この規定は観念的には動くのでございまして、集団示威運動等の場合においては、この行為に当たる場合はきめて希有な例しかないものでありまして、私は、今頭の中であまり考えられないのですけれども、大へん、天災地変とかそういう、これに類するような希有の例にぞういったことがあり得る、こう思ひます。希有な例しかございせんので、実際上は問題なからうかと考えます。

○松永忠二君 希有な例ですけれども、その場合には、公安委員会の決定とこの決定というものは、違つてくる場合があることだと思ふのです。これはどうですか。

○政府委員(中川董治君) 警察署長は、例外なく公安委員会の命令に従いますので、公安委員会の意思とは全然反した決定はできない、こう解しております。

○松永忠二君 そういうことになる、公安条例で決定したとすれば、あらためてここでそういうことを規定していく必要はないと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(中川董治君) 公安条例のある向きにおきましては、規定する必要があると思ふので、大部分の公安委員会は、こういった場合に規定しないと思ふます。

○松永忠二君 そうなってくると、さつき話の出ている、非常にまれな、希有な例の場合においては、決定が違つてくる場合があるということを示されたわけですが……。

○政府委員(中川董治君) 警察署長の行政行為は、例外なく公安委員会の監督を受けますので、公安委員会の意思と異なる行政行為を、もし規定に反し警察署長がしようと思つてもできませんし、した場合には処置の取り消しを受ける、こういうことになります。

○松永忠二君 そうすると、このところ、そういう処置をした場合における公安委員会に対する報告の義務というふうな規定は、この規定はどこにあるんですか。

○政府委員(中川董治君) 警察法にございます。

○松永忠二君 警察法のどこですか。

○政府委員(中川董治君) 警察法第三十八條第三項の規定でございます。

○松永忠二君 ちょっと読み上げて下さい。

○政府委員(中川董治君) 「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」この規定でございます。

○松永忠二君 管理をするということのはわかるんですが、その管理をするというところの中に、こういう具体的な問題をすべて入れて解釈していいんですか。

○政府委員(中川董治君) 公安委員会は、都道府県警察の最終の責任者でございますので、こういう重大な事項は、もちろんこの管理権の作用で、報告を求めることになります。

○松永忠二君 報告を求めるということだけで、事前に措置をしたことについての責任というものはどこへいくのですか。

○政府委員(中川董治君) 最終的には、ことごとく都道府県公安委員会に責任は帰着します。

○松永忠二君 公安委員会に責任があるということについてはもちろんだけども、それ以前に、そういう行為をする、警察署長の行為ということによつていろいろな問題が起つてくるんだから、そういう点について、そういうおそれのないようなことにしておかなければいけないと思ふんですが、その点はどうですか。

○政府委員(中川董治君) 公安委員会は、この管理権に基づきまして、そういうおそれのないような措置を厳重に処置すると思ひます。

○松永忠二君 公安委員会の措置をするというところについて、個々の条文について具体的にどういうことになるんですか。

○政府委員(中川董治君) 警察署長の権限行使は、ことごとく公安委員会の管理を受けなければなりませんので、ただいま私の読み上げました条文によつて、御質問の件は、全部公安委員会が事前または事後に、多くの場合事前に監督すると、こういうことになります。

○松永忠二君 事前に監督するというお話ですけれども、五項を読んだときに、これは、事前に監督できるといふことではないと思ふんですが、「特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができ」と、こういうふうな規定してある。従つて、この都の条例に従つて、許可をするというふうなことも、それから変更するようなことも、取り消しのようなことについては、公安委員会が権限を持っているわけですが、別にこれを警察署長に委任をするという形をとつていないければ、そういう形をとつていないのだから、この条文だと、警察署長がそういうことができることになっているので、そういうことになる、決定に相違ができてくる場合がある。相違ができたことについて、一体それをどういうふうにするのかということですが……。

○政府委員(中川董治君) 公安条例がある向きにおきましては、御質問のような場合におきましては、実質上公安条例だけが働きますので、これと矛盾するような署長の処分はあり得ないと思ひますが……。

○松永忠二君 そうすると、私の申し上げているのは、公安条例がないとしても、公安条例でそういう規定がないとしても、当然こういう問題については、署長がこのような法律に基づいて、その効力の停止をしたり、あるいは取り消したりするということについては、これは公安委員会がそういう問題を決定しておくべき性質のものであつて、もし決定をしていないとすれば、これは公安委員会の決定を仰ぐべきであつて、署長がそういうことを決定すべきでない、こういうふうな考えなのですが、これはどうですか。

○政府委員(中川董治君) 警察法によりまして、署長の行為はことごとく公安委員会の指揮監督を受けますので、公安委員会の意思に反する署長の処分は全然できません。これは、法律がそういう状態を念頭に置きまして、しかも、署長のいたした場合は、集団示威運動のごとき場合は、実質上ことごとくそのつどやりますので問題ありませんが、たとえば一号のような道路工事の場合におきましては、これも公安委員会の意向に反してできませんけれども、大體一般的な実情は、たくさん工事関係がありますので、工事関係のごときは署長という名前にして、内部的にはいろいろ公安委員会の御意向をくんでやらなければいけませんけれども、そういう早くやるという必要等がございまして、名義としては署長と、こういうふうな法律は考えたのであります。

○松永忠二君 その辺、もう少しはっきり理解がいくように話してもらいたいのですが、公安委員会がそういう手続等について規定をしていない所については、その規定通りに実施する。そういうことを規定してないという所については、私の言うのは、公安委員会の指揮を受ける権限内のものであるとは言ひながら、公安委員会が決定をしない事前に署長が決定することはできません。しかも、公安委員会にそれを事前に諮る必要がないという事項になっているのだから、従つて、監督の権限を受けているからといって、それが直ちに署長の決定が公安委員会の決定ということにすりかえられることはないと思ふ。そういう違つた決定がなされる場合もあり得ると思ふ。そういう場合には、警察署長は公安委員会から責任を追及されるであらうけれども、違つた決定がなされると思ふ。従つて、こういうことについては、公安委員会が、手続を別個に規定をしているように、公安委員会が、もし決定していないければ決定すべき事柄であつて、署長が、それを決定をしない所でも、直ちに決定をするということと権限に与すべきことではないというふうに私は言っているわけですが……。

○政府委員(中川董治君) ただいま御質問の、集団示威運動のような重要な行為につきまして取り消しなんかというところを、実際はありませんけれども、かりにやる場合におきましては、ことごとく都道府県公安委員会のそのつど意見を聞いてやるということになりますので、問題はなし。そうすると、そういうことであるならば、今御質問の規定を署長としないので、公安委員会とした方がいいと思ふのです、その角度からいへば。ところが、確かに公安委員会とした方がいいのでございませけれども、この五項の規定は、集団示威運動のことだけだったからその方

がいいのですけれども、日常の工事関係とか、そういう日常一ぱいある事柄がありまして、早いところやらないと問題が解決しない面がございますので、やむを得ず署長というにいたしましたのでございます。従って、御心配の集団示威運動に関するような事柄は、公安委員会があらかじめ署長に、内規といまして、規定を出しておきまして、集団示威運動のごとき重要な事柄を取り消すような場合におきましては、事前に公安委員会との許可を得べし、こういう内規を必ず作るということは絶対に約束できると思ひます。

○松永忠二君　そういうあなたのおっしゃったようなことが、この法律のどこに一体保障されていると、こう言うのです。

○政府委員(中川重治君)　保障は、ただいま私が言いました警察法の規定でございまして、それによつて保障されると思ひます。この法律にそういう場合の集団示威運動のことを書かなかつたゆゑは、この法律の第四号の規定によつて、集団示威運動を定め

ない県もずいぶんあると思ひます。そういう場合において、定めのないような場合におきまして、からの条文になりますので、からの条文は、全国的な法規といひましては書くことができない、こういう趣旨でこの法律に書けなかつた、こういうことでございまして。

○松永忠二君　どうも今のお話では、少し私にはわからないのですが、この条文では、公安委員会がそういう手続を決定してない所については、ただ警察法の第三十八条の三項ですか、それに基ついてだけそういうことがあり得る

る——あり得るといふか、そういう解釈ができるというのであつて、公安委員会がその手続規定を決定すべきものである、その決定に基づいて、署長はそういう取り消しや効力の停止をするものだという保障は、私はどこにもないと思ひます。だから、問題がさかのぼつてくると、一体そういうことを、保障のないようなそういうものについてまで、一体こういうふうなやり方をすることがいいか悪いかという議論に返つてくると思ひます。だから、そういう点に、今あなたが言つたやうな所もたくさんあるので、その決定してないことについては空文になる。決定してないことについては、手続規定の明確なものはいないけど、明確でないものについては、当然警察法の三十八条の三項で、そういうことは当然しかるべき手続が決定されるべきであつて、それにもとる警察署長の取り消し、許可の効力停止はないという、ただそれだけのことで、こういう点は非常に不安だと、こういうわけなんです。そういう意味です。

○政府委員(中川重治君)　松永先生の言ひは、全部、松永先生が御心配がないように必ずできると思ひます。必ずできることをこの法律に書かなかつた理由は、この法律は、集団示威運動を全国的にこの法律で規制するという意思がありませんので、従ひまして、集団示威運動という言葉が出て参りませんので、言葉が出て参りませんことにつきまして、取り消しのことだけ書くということが不可能の結果でございまして。

○松永忠二君　この公安条例等でそういうこと

いうことの決定してない所には発動しないのだから、そういうことを入れないというお話だが、公安条例でそういうことを決定した所についても、そういう手続規定について明確にしていない場合もあり得るわけですね。そういう場合に、これをただ警察法の第三十八条の三項というだけで、これは保障ができる問題ではないと思ひます。

○政府委員(中川重治君)　この法律によつて集団示威運動のような重要な行為を許可の対象にしようと思ふ公安委員会は、一項の規定によつて公安委員会規則を出さなければなりません。公安委員会規則を出さなければ、そういう重要なことを四号の規定によつてきめようとする公安委員会は、警察法の規定によつて、集団示威運動のごとき重要なことにつきましては、取り消しの場合のごときは、必ず事前に公安委員会の決定を得べし、こういう命令を出すというところは当然でありますので、当然であることは書く必要がないと考へたことが一つ、それから、先ほどの理由との二つによつて、お説のように、明文にはございせんけれども、おっしゃつた内容は、この法律全体で担保されるのでございまして。

○松永忠二君　説明は一応そのほかのところはわかります。示威運動等でないものについて、こういう5の規定が必要である、そういうふうな意味で作つたのだということである。ただし、あなたの説明では、5はそういう目的にだけ使われるものでなくて、示威運動等については、条例をきめておる所は、公安委員会の決定しておる所は、必ずそういう事項をきめてあると考へられるので、特にそれを入れな

くても、それで保障できると、こういう話なんです。ただ、別にそういう事項をきめてないからといって、公安条例は違反でもないから、また、積極的に公安条例をそういうふうな措置するようになるという権限も別にどこにもないし、また、そうすることが要当だといふ法律的な根拠も私はないと思ひます。だから、決定してなくても、何もこれについて、これを決定した方が要当だといふ論拠は私はどこにもないと思ひます。だから、決定してないといふことをまず考えなければできないし、決定してある所については、これよりもその規定が優先するけれども、決定してない所については、この条項が働いてくるとすれば、これは署長の権限事項を逸脱したものだといふことが言えると思ひます。あなたも、署長の決定が公安委員会の決定と違ふような決定をするというやうなことにについては、好ましいことではないし、またそういうことはあり得ないと言つておるのだから、私は、やはり署長がもとよりそういうものの効力の停止や、あるいは取り消しをするということについては、意見は一致しておると思ひます。従つて、意見が一致しておる事柄を保障するよりは法律的な何か保障がないと、これはやはり、ただそういうことはきめるべきものだといふ程度の考え方では、これは安心はできない。こういうことを申し上げておるのです。

○政府委員(中川重治君)　よくわかりませんが、まず、実質的には御了解いただいたと思うのですが、そうすると、松永先生の御意見に従つて私が条文を

書くとしたら、この五項の次に、集団示威運動を署長が決定する場合は、必ず都道府県公安委員会の事前の承認がなくてはならないというところを書けばいいわけですね。書く内容につきましては、実際上大賛成です。そういうものを書かなかつたゆゑのものは、そういうふうな書きますと、かえつて七十七条の第四号の規定が、集団示威運動を規制するといふ趣旨を明確にしてしまひまして、むしろ法律の体裁といひましては、国の法律としてそれを奨励するがごとく受け取られるといふこととは、松永先生の御趣旨にも沿わないと思ひますので、そういう趣旨から明文の規定を設けなかつたのであります。明文の規定を設けなくても、先ほど申し上げました警察法の規定によりましてそれは実現できることでございまして、それから、実現できる事柄は大丈夫だと思ひまして、書かなかつたのでござい

○松永忠二君　それだから、私たちの言つてゐるのは、第七十七条の上から除いていきさすれば、これは、七十七条の四号から結論的に五項というやうなものが出てきているのだから、そちらの方をはずしておけば、今あなたのおっしゃるやうに、書くに越したことはないといふことはなくならないと思ひます。

○政府委員(中川重治君)　お説のように、七十七条四号は、私は解釈として集団示威運動の場合があり得ると申しましたので、こういう場合におきましては、公安委員会が決定するであらうと申し上げたことは確かでありまして、七十七条第四号につきましても、集団示威運動という言葉が出てい

ないのでございまして、道路の妨げになるような祭礼行事、ロケーションそれに類する行為、というのですが、それに類する行為に確かに集団示威運動が入ることは、先ほど申し上げた通りでございまして、四号の書き方に、たとえば、例示といたしまして、集団示威運動と、こう書くことにしまして、もういかがかと考えまして、道路の交通ということになれば、大体祭礼行事ということが国民の立場からすぐ思ひ出しますので、そういう文字を用いたのでございまして、その点は、第四号にも集団示威運動という言葉をを用いていないのでございまして。

○松永忠二君 だいたいいろいろ論をしたのですが、私は、今言う通り、やはり四のところがそういうふうにあいまいであるので、自然5のところにそういうことが出てくるようになってきて、公安委員会の決定がないにもかかわらず、そういう示威運動等の、問題の多い問題について、警察署長が単独にこの停止や効力の取り消し等をすることは行き過ぎであるということには意見が一致したわけですね。それを、もし心配なら規定をすれば結局それを奨励するようなことになってしまふであらうというお話であったが、そういうことになるならば、七十七条の四の中に、こういう問題について一体ここで規定しているやり方が、規定されないような方法をとれば、そういう点も安心になると思うのです。

そのから私たちは、第一項の規定により許可を受けた者が前の二項の規定による条件に違反したときに、これを署長がどうこうするということについては、また認められる面もあると思うのです。だから3、4に決定したことに、そのことについて全く違反したということなら、またそこにもあるけれども、それをとつとつと拡大してしまつて、条件をつけた事柄について違反したのに処罰するのでなく、もつと、署長自身が取り消しすれば、効力の停止もするということにな、そういうところまで権限を伸ばしていくということについては、これは、私たちとしては、署長としては越権の行為ではないか。しかも、公安条例に基づいても、もしも取り消したり何かしたときには、取り消した理由とか何とかをその者に示していくということが、ほかの方の条例には出ていないけれども、これだけ見ると、取り消した理由を通知するような、緊急やむを得ないときには、ただ取り消しばかりで、何らその理由を事後で説明する義務も何も与えられていないというように、なところもある。事前については、確かにその事情を弁明をすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知をするということはあるけれども、事後のことについては何も、取り消しと云つて、そのまますつぱおくと、おくと云つてもこれでは、おと、おと、公安条例は、東京都のごときは、いわゆる取り消した場合でも、事後においても、これを説明をしていくというように、これが決められているのに、これにはそれすら決定していないことになる。こういうふうになってくると、やはりこれは行き過ぎの面があるのではないかというのを考える。あなたの方では、5は、いやそういうものをきめたんじゃないというお話であるけれども、それならそれで、何か

5はそこまで及ばないのだということ、特に問題の多い集団示威運動等について、やはりこれはそういうものを考えておるのじゃないということが明確になってこない、やはり拡大的な実施が行なわれるのじゃないかという不安はどうしても抜け切ることではない。だから、少しこの点については、特に事後の処理なんかについても全然何も規定してないというのは、やはりそういう点もおかしいのではないかと、これを私たちは考える。公安委員会ですら説明をしていくのに、警察署長あたりで、取り消しておいても何もそのあとについて処置もきめてないんだというのは、これは全く非民主的だということに私たちは思うのです。これなんかどうなんですか。

○政府委員(中川善治君) 集団示威運動の許可につきましては五項が動の場合に、特別の必要が生ずるといふようなことはまず考えられない、こういうことが一つ、かりに考えられなくても、天変地変とか、想像がつかないというやうな緊急の事態等のことしか考えられませんが、そういう場合におきましては円滑に運用されるということが考えられますので、その点は御了解いただきたいと思います。

○松永忠二君 私たちは、従つて今の答弁の内容では、やはりここに問題があつて、相当明確に規定するものだといふふうには私は考える。この点の質問は私は終わります。

○中尾辰義君 これはまあ要望という形でお伺いしますが、八十二条の、道路上に工作物があつた場合に、警察官が占有者に対して指示をし、また措置をすることが出来る。こういうことに

対して別に私は反対はないのですが、要は、現地の出先機関の警官のこれに対するところの態度というものが非常に大衆の不満を買つておるのでございまして。たとえば、看板とか、そういうもの、占有者が占拠したところ、あまりじやまでもないところ、にどんなに、どんなにというわけでもありませんが、占有者に対して何らの断わりもなくして片づける、こういうたやうなことがあるのですが、第一線の警官、これは第八十二条だけでなしに、やはり指導者としての長官の、皆さん方の指導面は非常にいいのですが、實際上において末端の行動というものが、非常に不満を買つておる。この点について、皆さん方が常日ごろ教育指導という点について心がけていらっしゃると思うのですが、そういうことを、この道交法が通過する意味におきまして、本委員会において、PRする意味で、一つ説明を加えてもらいたいと思います。どういふように第一線の警官に対して指導育成しておるか。どうなてもつけようです。

○政府委員(木村行蔵君) 確かにその問題は、現行法でも同じ問題かと思ひますけれども、今回の法案は、そういういろいろな責務あるいは権限が若干第一線の警察官あるいは警察署長に負わされております。これらの問題については、たとえば、お示しの、たしか八十二条とおっしゃったと思いますけれども、沿道の工作物に対する危険防止措置などにつきましては、新たな、従来のありましたけれども、あるいは八十三条についても、新たな規定があるわけでありまして、これらの新たな権限について正しく行使しなせんと、確

かにいろいろ問題が起ると思ひます。これにつきまして、私たちがこの法案について、将来成立いたしました際には、警察官の教養ということについては、非常に大きな関心を持つて、徹底させていかなければいかぬと思ひます。特にいろいろな点について細目を設定しまして、警察官の行使について、内規なりあるいは通達なりの形で一応の標準を成立化しまして示したいと思ひます。同時に、この法案の趣旨をできるだけ第一線の警察官にもわかるように、ダイジェスト版といひますか、具体的に、その内容をわかりやすく書きまして、PRして参りたい。また将来、警察には管区の警察学校もありまして、警察大学もありまして、専門的な専科教養を徹底して参りたいと思つております。

○中尾辰義君 まあ御答弁はそれでいいんですがね。ですから、こういったやうな声なき大衆の声というものをよく聞いていただきまして、ほんとうに愛される警察官として指導をしていかれるように要望いたしておきます。

○委員長(新谷寅三郎君) 大体五章の質疑はこの程度にいたしまして、次に、六章に入りたいと思ひます。

○鈴木善君 八十四条、これはあとの方にもちよつと関連しますが、八十九条ですか、こういうところにも関連してくるのですが、現行法では、運転手の免許を取つた場合、それから、あるいは取り消し、停止というやうな場合は、これは全国に全部適用するのだという規定があるのです。今回新しくできたこの法案には、こう見ますと、そういうことが、停止とか取り消しの場



お話を聞いたわけですが、私のそういうような考え方に對してどうでございましょう。

○政府委員(木村行藏君) 鈴木先生のお説、またいろいろな世論の状況も、確かにこの点については相当はつきりした世論が出ておるようにも思いますが、ただ私たち、先ほど申し上げましたようないろいろな理由から、この原案の通りに結論を出したわけでありまして、けれども、この場合にも、交通事故防止という観点から一つ問題がありまして、というのは、年令を上げますと、現在十六才、十七才で受けられておるものが受けられないことによつて無免許運転がふえてくる。現に雷族あたりに無免許運転があるわけでありまして、今まで受けられたものが受けられないことになつて、無免許運転という一種の悪質な運転がこの点で、結果としてふえてくるのではないかと、このことをおそれておるわけでありまして、それから、まあ十四才の第一種原付の問題であります、この第一種原付は、御案内の通り、自転車に小さいエンジンをつけて、いわゆるバイクでありますので、比較的簡単な操作なり運転でできるというふうな実情もございまして、十四才でいいんではなからうかという結論で原案を考えたわけでありまして、けれども、ただいま先生のおっしゃったような事故防止というふうな点、あるいは十六、七才の分別という、実際の人間成長の度合いということから考えますと、大きな一つの研究をもつて、詰めていくべき問題がありはしないかというところは、確かに申し上げることができると思ひます。

○鈴木壽君 私は、やはりここに十六

才とか十七才とかあるいは十八才とか、いわゆる成年前の子供たちの精神状態、これは、もちろん全部一律にきめつけられる問題ではないが、大かたのいわゆる少年後期に当たつて、こういう子供たちの精神状態というものは、やはり考えなければならぬと思ふのです。私は、いまさら心理学的な立場でどうのこうのということを申し上げるつもりもありませんけれども、ある意味で、一言で言えば、非常に不安定な精神状態の時期の子供たちです。そのことだけは、私ははつきり言えると思ふのです。これはまあ個人によつていろいろ違ふでしょうが、そういう人たちが運転をするというふうなことに對しては、何としてもこれは心配なことであつて、できるだけそういうことは避けるべきじゃないだろうか、こういうふうにするのです。あなたのおっしゃるやうに、無免許運転ということもふえる傾向になつてくるんじゃないかと、これも確かに私は心配されますが、しかし、それはそれとして、取り締まりの立場においてやらなければいけないということですが、ふえるからこちを許す、しかしまた、そういうことによつて事故が加まつと、私は困る問題ではないだらうかというふうにするわけなんです。もちろん、年令別に分けた事故の統計が、一番多いということではなくて、二十才から二十五才が一番多くなつておりますが、これも従つて、事故の率とか発生状況そのものからすれば、一番上でもないからともいいますけれども、しかし、高いことは確かに高いと

いうふうな点からいって、やはり新法という普通免許も、十六才というやうなことでなしに行つた方がいんじやないだらうかというふうにするのがね。

それからもう一つは、第一種原付免許にあつた十四才ですが、これもなるほど簡単なものですが、あれは簡単なものですが、相当スピードも出るのです。それを、あれをそれこそおもしろ半分になり回すというふうなことになるか、ねない年ごろなんです。実は、十四才といふと、これはまだ中学生でしょうね。ですから、こういう子供が、将来に備えてどこで練習しておるか、何とかいふやうなことはともかく、これに免許を与えて、公然と走り出させるといふやうなことになる、これは私は、それこそ危険な年令に思えてならないのですが、どうでしょう。やはり私は、こういう問題は、さっきの御説明の中にもありましたやうに、現在の自動車の型における趨勢あるいは雇用の面、就職の面というものももちろん考えなければいけませんけれども、しかし、むしろそれよりも、今当面私ども考えなきゃならぬことは、場合によつては人命に及ぶ自動車事故であるいはそれに類する事故をいかにして食い止めるかということ、これは非常に大きな問題ですから、そういう面を一つ重く見ることは私は必要じゃないだらうかというふうには考えます。ですが、重ねて一つ、これに對する何か御見解があるならば聞きたいと思ひます。

○政府委員(木村行藏君) 非常にこれはむずかしい問題でして、結局、先ほど申し上げたやうな何点かの理由で、

原案のような年令にいたしましたわけでありまして、しかし、非常に、この問題については、いろいろな世論があります。以上申し上げる程度で、御了承をいただきたいと思ひます。

○木下友敬君 十四条のときにかましく論議された問題ですが、十三才未満だと、道路で遊ぶことには、非常に保護者に責任があるやうになつております。それが、紙一重で、十四才になると、今度はある場合には凶器になるやうなものを飛ばして歩くことができるというの、何かそこに割り切れないものがあります。これは一つ、相当論議されたことには違ひないですけれども、こういうのはつきりしたことには、やはり当局としても、もつと考へたいというやうな意思表明が、これは、十三才と十四才といふのは、それは、十三年で遊ばれぬ問題でしようけれども、保護者の場合、その誕生が過ぎると、すぐ明けの日からばつとやつてもいいというの、これは、いかに法律だといつたつて、そんなことはできないのですが、どうですか。あつさり一つ説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(木村行藏君) 今、先生の言われたやうに、十三才以下になると要保護者になり、今度は、十四才以上になると加害者になるというやうな、非常に線のギリギリなところがありまして、先ほど申し上げましたやうに、いろいろな点を勘案しまして、結局原案を提出いたしましたわけでありまして、けれども、先ほど来両先生からの説の通り、非常に考へるべき要素があ

るという程度で、ごかんべんいただきましたと思ひます。

○鈴木壽君 この点、私もやはり一つ考えなきゃならぬ。私個人であれば、もっと全体を引き上げるべきだ、現行法よりも引き上げるべきだと、ぐらひ私は考へてゐるんですが、まあそれはかりに無理にしても、これは相当やはり考へるべき問題だと思ひますが、一つこれは、今あなた方もだいぶ苦しいやうな立場を表明しておられますが、いづれこの点は、お互いにもう少し考へることにしましょう。

そこで、この八十八条に關係してですが、二号に、精神病者とかあるいは精神薄弱者、てんかん病者、目が見えない者、耳が聞こえない者と、こういうふうにならば、常識的に精神病者であるとかあるいは精神薄弱者とか、あるやうなことを片をつける、とか、あるいは、それは、その精神鑑定みたいなことをやりまふ、それから、それからもう一つは、最後の口のきけなけという、これは、これが、はたして口のきけなけという者は、絶対的な欠格条件になるかどうかです。場合によつては、何かこう、条件付の運転をさせるといふやうなこともあり得るんじゃないかと思ふのですが、この点一つ、二つの問題です、二号のところ。

○説明員(内海倫君) 二号の点につきましては、私も、立案します場合、いろいろ検討をいたしましたのでございますが、結論から申しますと、要するに、自動車あるいは原付というものの運転に關する絶対的な欠格条件というものを掲げたわけでございます。精神病者あるいは精神薄弱者という点

も、まず本人がそれを知っているか知らないかということがあろうと思ひます。その場合におきましては、これは欠格条件でございますから、本人が自分が精神病者であるというのを意識しない限りは、おそらく試験を受けに来る場合もあろうかと思ひます。従つて、試験を受けに来て、精神病者である、あるいは精神薄弱者であるということが明らかになつて、そうして欠格事由に該当するということにならうと思ひます。もとより精神病者あるいは精神薄弱者という点につきましては、ごく概念的に考えているのでなくて、医学的にさうに診定されたものであるという前提が必要であらうと思ひます。それから「口がきけない者」といふのは、現行法ではおしといふことになつてゐるのでございまして、それをまあおしとかつんぽとかめくらといふのは、何となくそういう身体障害の人に対してやや侮蔑的に感ぜられたわけでございまして、その意味は、いわゆる全あの人でございまして、従つて、耳も口も両方が不能な人といふものが、ここで私どもが考えております口がきけない人でございまして、

○鈴木壽君 この二号だけでなしに、三号でも「政令で定める身体の障害のある者」あるいは四号のアルコールとかこれらの麻薬患者というようなもの、こういうものは、このままの文章からすれば当然のことなんです、こういうものをじゃどう鑑別するかというやうなことになるやうです、受験者全部精神検査をするわけでもないでしよ、特に覚醒剤の中毒者とか麻薬の中毒者ということになりますと、しよ

ちゅう出るわけでもないでしよからね。これは、ある時間的な経過によつて出てくるのでしよから、こういうものをのはつきり、あの人はこういう人なんだと、こういう精神的な欠陥なりあるいはその他の欠陥のある人だといふことが、通常明らかになつてゐる人であれば、これは問題はないでしよ、が、その他の人を一体どうこれは鑑別をし、いわゆる欠格の条件としてここに出してやるのだらうかといふやうな、簡単なですが、そういう疑問を私は持つわけなんです、その点、一つあらためて……

○説明員(内海倫君) やや理屈っぽい言葉をばくようでございしますが、要するに、先ほど申しました絶対的欠格条件といふものをここに掲げたので、従つて、試験を受けて免許証を得た後も、こういう事態に該当すれば、すなわち欠格条件事由に該当するといふことになるわけございまして、事実たとえばAなる人に対して、それが直ちに覚醒剤の中毒であるかどうかといふことを発見することは困難でありまして、従ひまして、場合によつては、誤つてそういう人が免許を受けるやうな結果になることも期しがたいといふことがあろうかと思ひますが、しかし、もしそういう事実が発見されれば、直ちにそれは欠格事由に該当するものとして、免許は当然に取り消されていくことになるやうと、かように考えております。結局、確かにこの覚醒剤等の中毒患者は、一人々々を医者が精密に検査しない限りは発見できないやうなことが発見された場合に、免許をもし持つておれば、それはそれと

から欠格事由に該当することによつて免許が取り消される。あるいは、試験のときにそういうことが発見されれば、その人は欠格事由に該当するものとして、試験を受けることができない、こういうふうになるやうかと思ひます。

○鈴木壽君 私は、規定は規定として、それに対して何かけちをつけるやうなことを言つてゐるわけではないのですが、實際上の問題として、どういふ方法で積極的にこういう人々を発見するやうな検査とか診断とか、そういうことはおやりになりますか、なりませんか。

○説明員(内海倫君) 私どもとしましては、それを見出し得るやうなできるだけの措置は講じたいと思つております。

○鈴木壽君 ですから、発見できるやうな措置をとりた、これはまあさうでしよ、が、おそらく全国で免許状を受けるために試験を受ける人は、月にしても相当な数だと思ふのです。だから、そういう者に対して、黙つておつても発見された場合はいいのですが、何か積極的に発見するやうな検査を何かを行なうのかどうかといふことなんです。

○説明員(内海倫君) 私がややあいまいなお答えをいたしましたのは、これらのすべてを発見できる検査器具及び人員をそろえようと思つて、大へんな資材と人員を要しますので、完全にそれを発見できる人員または施設の整備をするといふことを私公言するほど自信がございせん。従ひまして、可及的にこれらに該当し得るやうな試験設備は各県ともに設備するやうに、

現在も指導いたしておりますし、これから指導いたしたいと考えております。

○鈴木壽君 これは、専門的になると、そういう方からお話を聞けば一番いいと思ふのですが、たとえばでんかんなんか、そうこれは簡単に発見できないでしよ。ですから、何べんも申しますが、ここに書かれてあることは、これはごもつともです。こういう人に免許証を与えては困るということ、私は、私も認めますし、その点については、私も異議はないが、ただ、ここに書かれてある人、一体こういう人を積極的に発見するやうにやるのか。何かやはり精神鑑別とか精神検査といふやうなものをやるのかといふ、ちよつとした疑問が出てきたもので、さう聞くと、わけなんです、ですから私は、お答えのように、今のたくさん受験しようとする者がおるときに、全部の人たちの検査といふことは、これは事実上不可能だと思ふのです。そうすると、ちよつとまた心配なこともあるものですから、だからお聞きするわけですが、

○説明員(内海倫君) 十分御理解をいただいておりますが、私どもも特に研究をしてみたのですが、現在運転免許証を持つておる人たちの中に、潜在性のでんかんを持つておる人は必ずしもないわけじゃないといふ例も出ておりますし、さればといつて、そのため、でんかんを発見しようと思つたならば、全部脳波試験をしなければならぬ。そうすると、現在普通の病院で脳波試験を受けますと、それだけで千五

百円とられる。そうすると、それらの各号に掲げるもののすべての証明書を持つてこいといふことになりまして、これは大へんなことになりまして、たとえば、私が免許をとろうと思つた、これだけのものを受けていかなければいかぬといふことにもなりまして、この実行につきましては、先ほど申しましたやうな、やや総体的な程度でとどめざるを得ないのじゃないかと、かように考えております。

○木下友敬君 今の交通事故統計資料という、これにもちよつと私見当たらなかつたが、今までの行き方、たとえば精神病とか、でんかんとか、その他こういうやうな身体障害のために起こつた事故といふものについての何か資料がございまして、非常に厳格に規則を守つていくといふ必要の裏には、今までもこれだけの事故が身体障害のために起こつてゐるやうな感じがするやうなことを言いたいと思ふのですが、そういうことについて何か調べてあるのか。

○説明員(内海倫君) 実は、私どもの方の統計におきまして、これは全国的な統計をまとめておるわけでございますけれども、その中にございまして、その統計表の三十二ページでございまして、その「操縦者の状態」と書いてありますところの「心身の欠陥」、これに該当してゐる者が、おおむねだいたい御質問になりました点に該当する者でございまして、先ほど申しましたやうに、事故の状態を見ておりますと、一体何が原因でこういう事故になつたのかから事故があるわけでございます。その場合に、運転手の人

がすぐそういう検査に應じ得るやうな

状態でありました。いいわけでございますが、むずかしい事件ほど、運転手も重傷または死亡というふうな状態になりますので、そういうものを深く分析し、追及していくのに、非常に困難を感じておるわけでありました。それで、今のところ、私も、東京大学の精神科の方と——精神問題だけに精進程度、てんかん、これだけのものについて申しますと、東京大学の精神科の方と連絡いたしまして、いわゆる頭痛あるいは深いノイローゼ、不眠、こういうことを訴えてくる運転者について、できるだけ私も協力いたしまして、今積極的なデータを割り出して、おまけておりますが、その中で、やはり注目に値しますのは、案外てんかん病の人が含まれておることでございます。しかも、医学的に話を聞いてみますと、瞬間一瞬間ほどのてんかんを起すというふうな人がかなりおる。しかも、それはよほどきびしい診断をしないと発見されないという状態にあるというふうな報告にも接しております。

○中尾辰義君 関連。今度は小型免許がなくなつて、普通免許になるわけですが、小型四輪、普通自動車、大型自動車と、こういったような規格と大きさ、あるいは運転技術等の差異というもの、大体概念でいいのですが、われわれしろうとで、はつきりわからないのです。

○説明員(内海倫君) これはなかなか、確かに一般におわかりにくいと思います。大体ここで例をあげながら申し上げると、この道路交通法で大型自動車といっておりますのは、いわ

ゆるバスでございますとか、それから五トン以上のトラック、これを私どもは大型自動車と申しております。それから、普通自動車といっておりますものと、小型自動車といっておりますものは、現在の状態におきましては、非常に以て参つておるのでございます。例を申し上げますと、特に外国等から輸入いたしております、通常大型自動車といっております五人あるいは六人乗りの乗用車、これは普通自動車でありました。それから、日本で各社が国産いたしております、通常町では中型車といわれるもの、及び小型車と呼ばれておるもの、こういうものを小型自動車と申しております。今度はそれらを一括いたしまして普通自動車といたしました。それからトラックにつきましては、五トン未満三トンまでは五トン未満のもの、普通自動車といっております。それから三トン未満、ちょっとこの点明確を欠いておるが、後ほどあらためて調べて申し上げますが、それ以下のものでは小型四輪のトラックといふものもある。それから小型三輪トラック及び、これは今なくなりまして、小型三輪乗用自動車といふものもあるわけでありました。それから、よく間違われますが、軽自動車といふのがさらにあるわけでありました。これはむずかしいことを言いますが、エンジンの大きさが三百六十cc以下のもので二百二十五ccまでのものを一応小型軽自動車といひます。いわゆる町の中で走っておりますものは、スクーターなどがこれに該当する。そのほかに、いわゆる原動機付自転車、これが一種、二種、非常に多種多様なものであります。

○委員長(新谷三郎君) ちょっとと関連して。今の種類ですね。非常にわかりにくいので、次のときまでに表にして、各委員にわかりやすいように、資料として配付して下さい。

○説明員(内海倫君) わかりました。(絵が書いてあるとなおいい)と呼ぶ者あり。絵と、それから規格と、全部をあれまして……

○中尾辰義君 私もその点を実はお願いしようと思つて聞いたのですが、絵の方もけっこうですが、ほんとうは現物の展示等をやつていただければ、非常にわれわれは助かるわけです。それで、中型車といふのは、要するに、小型の中に入るわけですか。そうしますと、今度は小型の免許はなくなつて、普通免許になる。そうした場合には、現在の小型免許といふのは、改正法の普通免許に格上げになるというこはならないわけですか。

○説明員(内海倫君) ちょっとと最後のところを聞き漏らしたのであります。……

○中尾辰義君 現在の小型免許が今度の改正法によつて普通免許に格上げになる、そういうことはいいわけですか。現在の小型免許といふ形において行われている運転免許試験を引き上げなければいけないという形に基づいて、今後もし新しい法律案が成立しました後は運営いたしたいと、こういう考えでございます。

○中尾辰義君 大体まあその概念はわかりましたが、今問題になっております、年令が引き下げになる、こういったようなことも、ほんとうは本委員会においても、机上の論争のみでなしに、現物を見ても、そこに判断感覚というものが違ってくるだろうと思つ

○政府委員(木村行藏君) 御案内の通り、満二十才以下は、いろいろな法規違反なり、行政法令の違反があらましても、それは少年法の適用を受けますので、家庭裁判所に送致いたします。で、家庭裁判所に送致いたしました、実際の状況から言いますと、審判回避といひますか、審判をしないですまっていますという場合が相当多いございまして、これは、道交法のいわゆる交通事故の防止からいひましては、一つの大きな問題点かと思ひます。従ひまして、少年法の適用を排除するということが、否については相当大きな問題であります、いろいろだいが研究いたしまして、たのすけれども、道交法の違反だけでなしに、たとえば、銃砲刀剣類所持取締法の違反とか、あるいは狩猟法の違反とか、あるいはその他行政法令の各種の少年の違反が多ございまして、これらの関連もありまして、道交法だけを適用にするということも、少年法を適用しないということも、なかなか法体系の上からいって踏み切れない問題であります。まあ少年法全体の根本精神と法体系といふことも考えまして、残された大きな問題として研究すべき問題ではなからうかと思つております。

○説明員(内海倫君) 先ほど局長が説明いたしましたように、今度の免許は、普通免許といふものを設けまして、この普通免許は、現在の普通免許と小型免許を合併したものでございまして、そうして現行法のもとで普通免許で運転できますものは、先ほど申しましたように、外国等から輸入いたしております五人ないし六人定員の乗用自動車あるいは五トン未満のトラック等でございますが、それから、小型四輪の運転免許で運転できます自動車は、

○委員長(新谷三郎君) ちょっとと関連して。今の種類ですね。非常にわかりにくいので、次のときまでに表にして、各委員にわかりやすいように、資料として配付して下さい。

○中尾辰義君 私もその点を実はお願いしようと思つて聞いたのですが、絵の方もけっこうですが、ほんとうは現物の展示等をやつていただければ、非常にわれわれは助かるわけです。それで、中型車といふのは、要するに、小型の中に入るわけですか。そうしますと、今度は小型の免許はなくなつて、普通免許になる。そうした場合には、現在の小型免許といふのは、改正法の普通免許に格上げになるというこはならないわけですか。

○説明員(内海倫君) 先ほど局長が説明いたしましたように、今度の免許は、普通免許といふものを設けまして、この普通免許は、現在の普通免許と小型免許を合併したものでございまして、そうして現行法のもとで普通免許で運転できますものは、先ほど申しましたように、外国等から輸入いたしております五人ないし六人定員の乗用自動車あるいは五トン未満のトラック等でございますが、それから、小型四輪の運転免許で運転できます自動車は、

○中尾辰義君 大体まあその概念はわかりましたが、今問題になっております、年令が引き下げになる、こういったようなことも、ほんとうは本委員会においても、机上の論争のみでなしに、現物を見ても、そこに判断感覚というものが違ってくるだろうと思つ

○政府委員(木村行藏君) 御案内の通り、満二十才以下は、いろいろな法規違反なり、行政法令の違反があらましても、それは少年法の適用を受けますので、家庭裁判所に送致いたします。で、家庭裁判所に送致いたしました、実際の状況から言いますと、審判回避といひますか、審判をしないですまっていますという場合が相当多いございまして、これは、道交法のいわゆる交通事故の防止からいひましては、一つの大きな問題点かと思ひます。従ひまして、少年法の適用を排除するということが、否については相当大きな問題であります、いろいろだいが研究いたしまして、たのすけれども、道交法の違反だけでなしに、たとえば、銃砲刀剣類所持取締法の違反とか、あるいは狩猟法の違反とか、あるいはその他行政法令の各種の少年の違反が多ございまして、これらの関連もありまして、道交法だけを適用にするということも、少年法を適用しないということも、なかなか法体系の上からいって踏み切れない問題であります。まあ少年法全体の根本精神と法体系といふことも考えまして、残された大きな問題として研究すべき問題ではなからうかと思つております。

○説明員(内海倫君) 先ほど局長が説明いたしましたように、今度の免許は、普通免許といふものを設けまして、この普通免許は、現在の普通免許と小型免許を合併したものでございまして、そうして現行法のもとで普通免許で運転できますものは、先ほど申しましたように、外国等から輸入いたしております五人ないし六人定員の乗用自動車あるいは五トン未満のトラック等でございますが、それから、小型四輪の運転免許で運転できます自動車は、

○政府委員(木村行藏君) 御案内の通り、満二十才以下は、いろいろな法規違反なり、行政法令の違反があらましても、それは少年法の適用を受けますので、家庭裁判所に送致いたします。で、家庭裁判所に送致いたしました、実際の状況から言いますと、審判回避といひますか、審判をしないですまっていますという場合が相当多いございまして、これは、道交法のいわゆる交通事故の防止からいひましては、一つの大きな問題点かと思ひます。従ひまして、少年法の適用を排除するということが、否については相当大きな問題であります、いろいろだいが研究いたしまして、たのすけれども、道交法の違反だけでなしに、たとえば、銃砲刀剣類所持取締法の違反とか、あるいは狩猟法の違反とか、あるいはその他行政法令の各種の少年の違反が多ございまして、これらの関連もありまして、道交法だけを適用にするということも、少年法を適用しないということも、なかなか法体系の上からいって踏み切れない問題であります。まあ少年法全体の根本精神と法体系といふことも考えまして、残された大きな問題として研究すべき問題ではなからうかと思つております。

○中尾辰義君 大体まあその概念はわかりましたが、今問題になっております、年令が引き下げになる、こういったようなことも、ほんとうは本委員会においても、机上の論争のみでなしに、現物を見ても、そこに判断感覚というものが違ってくるだろうと思つ

○説明員(内海倫君) 先ほど局長が説明いたしましたように、今度の免許は、普通免許といふものを設けまして、この普通免許は、現在の普通免許と小型免許を合併したものでございまして、そうして現行法のもとで普通免許で運転できますものは、先ほど申しましたように、外国等から輸入いたしております五人ないし六人定員の乗用自動車あるいは五トン未満のトラック等でございますが、それから、小型四輪の運転免許で運転できます自動車は、

○中尾辰義君 大体まあその概念はわかりましたが、今問題になっております、年令が引き下げになる、こういったようなことも、ほんとうは本委員会においても、机上の論争のみでなしに、現物を見ても、そこに判断感覚というものが違ってくるだろうと思つ

○政府委員(木村行藏君) 御案内の通り、満二十才以下は、いろいろな法規違反なり、行政法令の違反があらましても、それは少年法の適用を受けますので、家庭裁判所に送致いたします。で、家庭裁判所に送致いたしました、実際の状況から言いますと、審判回避といひますか、審判をしないですまっていますという場合が相当多いございまして、これは、道交法のいわゆる交通事故の防止からいひましては、一つの大きな問題点かと思ひます。従ひまして、少年法の適用を排除するということが、否については相当大きな問題であります、いろいろだいが研究いたしまして、たのすけれども、道交法の違反だけでなしに、たとえば、銃砲刀剣類所持取締法の違反とか、あるいは狩猟法の違反とか、あるいはその他行政法令の各種の少年の違反が多ございまして、これらの関連もありまして、道交法だけを適用にするということも、少年法を適用しないということも、なかなか法体系の上からいって踏み切れない問題であります。まあ少年法全体の根本精神と法体系といふことも考えまして、残された大きな問題として研究すべき問題ではなからうかと思つております。

○木下友敬君 さつき、もうちょっと聞きたかったのですが、身体障害者の事故を起こしたのは、酒を飲んだ場合とか、居眠りをしておった場合に比べると、非常に少ない例ですが、たとえば、めいていておったのが一万一千五百六十五という数が出ています。居眠りの場合は二千九百二十、身体障害者の場合には、わずかに百六というのですから、その率からいえば少ないのです。少ないけれども、少なくともこれだけあるから、きちんとしたものが必要をやるべき定められるべきものだと思うのですが、どうですか。目の見えない者という場合には、現在は、目が全然見えない。一方しか目がないという人には免許が与えられていないのじゃないかと思えます。それから色盲などの検査も非常にきつくておるのじゃないかと思うのですが、あれは何か、各府県でそういう行き方が違っているのかどうか。それから、今度政令で定めるというものの内容がどういうふうなことになるのかということをお聞きしたいと思います。

○説明員(内海倫君) 現在は、積極的に、免許します場合の基準という形でなくて、運転免許を受けた者が身体障害を生じて取り消される場合の条件を書いておる。はなはだ妙な書き方でございまして、その場合に、視力障害者となり、左右いずれかの視力が〇・六以下の視力になった場合は取り消すと、こういうふうな書き方をしておるわけでありまして。それから、失明につきましても同様であります。従って、そのことが今度は免許を与える場合の免許基準として使われていることになっている、現状は。そういう点で、現在の免許基準につきましては非常に検討を要する点がございます。そこで、この新しい法律案に基づきます政令におきましては、明確な基準を設定したいと思ひまして、現在私どもの科学警察研究所の交通部に命じまして、かなり詳細ないわゆる身体上の基準というものを今設定を急がせているわけですが、これによりまして、明確な基準を政令で定めたいと思っております。ただ、大まかな考え方としては、ましては、たとえば、ただいま先生のおっしゃったような一服の場合でも、あるいは色盲の場合におきましても、たとえば一服であつても、それで十分二眼ある場合と異ならないだけの能力を持っておれば、一服あるということとを条件として認める。あるいは色盲でありましても、赤、黄、青の識別ができる、あるいは赤が他の色に見えなくても、ともかく赤、黄、青の三色が区別できるというふうな色盲であればいい。その他肉体的障害でありましても、現在は割合にきびしく解しておりますが、今後の状態につきましても、たとえば、片手がなくても、これが義手をはめることによって通常の状態で運転できる能力があると認められれば、これは、そういう義手をはめるといふ条件をつけて免許する、その他かなり積極的に免許基準を考えていきたいというところで、研究を今進めている次第であります。

○木下友敬君 ちょうどそれを聞きたかったのです。いわゆる義手をはめて、あるいは義足をはめてというふうなことがどうなっているかと思つて聞いたのですが、これはどうですか。現在、日本以外の国で、義手、義足を添えて運転免許を許可しているのは、外国の状況ではどうなっているかということ。それからもう一つは、これは実例ですが、実例で問題になった例から、念のためお聞きしておきたいのですが、目が一方全然見えない人で、ところが警察でそれを検査して、運転免許が渡つて、そして事故は起こさなかつた。だけれども、その人が非常に実力者であつて、ほかのことで問題を起こしたときに、どうも警察はあつた片目しかない人に免許を渡している。そういう実力者以外の者は、当然そんな者は免許がもらえないはずなのではないか。これを盛んに新聞なんかで書かれた例を知つておりますが、今までの指導方針は、片目の人でもやはり免許はやるという方針であつたか、あるいはやらないという、さつきのお話のように、取り上げるときは条件を逆用して、やらない方針であつたか。そういうものはどういう指導方針、あるいは条文とか政令とかにはつきりしたものがあつたかどうかというふうなことを一つお聞きしておきたい。

○説明員(内海倫君) 先ほども申しましたように、運転免許の条件につきましては、現在の法及び政令に書いてありますものだけでございます。従つて、現在の法では、「精神病者、てんかん、つば、おし又ははめくら」「常習めいてい者、麻薬常用者、あへん常用者又は覚せい剤常用者」というふうな者等がいわゆる受験資格がないとして書かれておりまして、それから、先ほど申しました免許の取消の事由というところで、総理府令が昭和二十八年十一月二十日に出しております、ここにいろいろ、不具廃疾となつたときとか、あるいは視力の障害者となり、左右いずれかの視力が〇・六以下になつたとき云々と、以下、悪質な伝染病にかつたときとか、いろいろ書いてありますが、こういうふうな条件に該当したときは運転免許を取り消すという基準を総理府令で出している。それで、各県は、この取り消しの条件になるものを運転免許における積極的な基準として今使っております。従いまして、昭和二十八年以降におきましては、たとえば片目の人は、運転免許を受ける資格を持っております。従つて、持っておりますはずなのであります。それが、その以前に運転免許を取つた人は、これに拘束されておられません。で、私どもの聞いておりますところにも、片目が非常に視力の弱つた人等取つておる人があつたという例も聞いております。それで、その点につきましては、その後当然、昭和二十八年に総理府令が出ておりますから、免許更新の際に発見されて、取り消されるべきものでございますが、そういうのが発見されないまま今日までずっと運転を継続しておるといふ例が間々ありまして、そういう人を発見して、今度は運転免許を取り消そうとして非常に問題が起つてまして、私どもの方にいろいろな意見を聞いて参つておる例は、ごく少数でございますが、私どももぶつかつております。

そこで、将来の問題につきましまして、先ほども申し上げましたように、私どもとしましては、研究所のあらゆるデーターを集めての研究に基づく基準が出まして、それがもしある程度身体障害につきましてもこういう条件のもとであれば差しつかえないというふうな基準が出て参りますれば、それを採用していくことによつて、身体障害の人にも免許がある程度出せるというふうなことになるかと思つております。

なお、外国の例につきましましては、私もかなり詳しく調べておりますが、私の記憶しておりますところは、アメリカの各州の免許基準では、かなり大幅な身体障害の人が免許を得ております。色盲につきましましては、その色盲の、何といひますか、どういふふうに変化するかということを試験官に明示して、それを自動車に張りつけて許可される。それから、つばの人は、うしろにバック・ミラーのようなものをたくさんつけて、音で判断をしないでもいふような装置をすればよろしい。あるいは義手、義足も、車を固定しまして、それに特殊な装置を設けて、その車を運転する限りにおいて運転してよろしいというふうな特別条件免許というふうな制度をやつておるやうに聞いております。



定いたしております。今度は政令で試験の基準を定めるつもりでおりますので、その際は、仮免許につきましても、ある程度基準化していきたいと考えております。

○中尾辰義君 その点は一つ要望しておきますが、今度は、九十八条の自動車学校の指定の件ですね。これについて、「政令で定める基準に適合するもの」というように書いてあります。が、現行の自動車学校においても、やはり施設とかあるいは指導員等においても非常にまちまちである。施設の非常に広いところのものあれば、狭いところもある。狭いところは、えてしまあ練習の不備を補うため道路に飛び出してやるところから、また事故が出る、こういうこともあるわけですが、大体この政令の内容というものはどの程度になるのか。これはまああとできまそう思うのですが、概要がわかっておれば、お伺いしたいと思ひます。

○説明員(内海倫君) 今、私どもでは非常に多くの資料を必要といたしますので、最終的な案につきまして、やはり研究所と私どもの方と共同作業で基準案を設定しつつありますが、今私どもが一応ごく大ざっぱに考えております基準の内容としましては、施設の大きさ、

〔委員長退席、理事西郷吉之助君着席〕  
それから、保有すべき自動車台数、それから、そこに勤務すべき従業員、とりわけ指導員の資格要件及びその員数、それからいわゆるカリキュラム——授業内容の基準等を中心としたしまして、それぞれ数字を規模との関係では

め込んでいく作業を現在実施しておりますが、それにつきましては、現に全国の何ばかの県で自動車学校を指定しており、それには、都道府県ごとに指定基準を設けておるのでありますが、たとえば、東京には東京の、大阪には大阪の指定基準を設けておりますが、それらを全部私どもの方に集めまして、検討したいと考えておる。現にその作業に入っておりますが、現状の交通事情にかんがみまして、権威ある自動車学校の指定ができるように、その基準につきましても慎重に考慮いたしたいと考えております。

○中尾辰義君 現在、大阪あたりでは、大体施設が三千坪内外である。東京あたりでは千坪程度のところもある。こういったようなことでは非常に困るので、こういう点をあまり政令で基準というものを圧縮される、いろいろな事情によってされるようなことがあれば、これはまたいろいろと事故の問題になりますから、その点を、政令をこしらえるときに、一つよろしく要望しておきます。

○鈴木壽君 八十九でございしますが、現行法では、免許申請は、主たる運転地を管轄する公安委員会に出してやるようになっておりますが、今度はかわりまして、「住所を管轄する公安委員会」と、こういうふうになったわけですが、このように変えた理由はどういうところですか。

○説明員(内海倫君) 主たる運転地としております現行法の理由は、この現行法を作りましたところは、いわゆる自動車の動く範囲というものが、おおむねたえば東京の中であるとか、あるいは大阪の中であるとかということでは

きまつておったのでありますが、ここ数年の自動車の動きの状態から見えておきますと、非常に主たる運転地の確定ということが困難な状態になって参りました。一体どこが主たる運転地になつておるのであるかというふうな、車の運行状態も非常にふえて参りました。それが主たる運転地という考え方をやめていこうと考えた一つの理由であります。

もう一つの理由は、主たる運転地と指定してありますが、結局本人も、この申請する人たちが、いろいろな試験を受ける、あるいは合格した後のそれぞれの公安委員会との連絡あるいは免許の更新等におきましても、一番自分の行きやすい公安委員会のある所がいという考え方と思うのであります。が、ほとんどが住所と主たる運転地というものが一致したような状態であるようにございします。いわゆる主たる運転地として出されておるものがほとんどは住所地であるというふうな状態である。

それから第三の理由といたしましては、主たる運転地ということのため、架空の所にその場所を設定いたしました、わざわざ、住所地がありながら、主たる運転地が東京であるために、東京に自分の主たる運転地であることを示すような、結果的には住所らしいものを作つて、そうして申請するというようなことでは、

〔理事西郷吉之助君退席、委員長着席〕  
本人にも非常に迷惑なことであるし、またこちら側から、公安委員会の方から本人に連絡しようとしたしまして、結局、なるほどそこをそういう番

地もありますけれども、本人には到達せずに、ぐるぐる回つて、ようやく本人のところにいったと、こういうような例も非常にありますので、この際一番確実な根拠としては住所地がよいのではなからうかということ、住所地に變えた次第でございします。

○鈴木壽君 そうですね。これは三つの理由をあげられておりますが、実際の免許申請をしようとするものにとつては、このように變えられることによつて、非常に不便だということな事態も予想せられると思うのですが、たとえば、先ほどのお話のように、主たる運転地と、それから居住地とおおむね一致しているというふうなのであれば、これは、どのように規定せられても問題はないと思うのですが、必ずしもそういう場合だけではないと思ひますのですがね。そこで、たとえば東京都内に勤めておつて、そこで運転の練習あるいは技術の習熟をする。ただし、実際のうちは、埼玉県の東京からあまり遠くない所にあつて、そこから通つておるというふうな場合がある。東京でやつたら東京で受けたというふうな場合も私はあり得ると思ひるので、そういうような場合は、一体全然これを拒否するのですか。

○説明員(内海倫君) 大都市については、若干そういう例が出てくるわけですが、住所地として東京をその際選んで、そうして東京で受けるというふうにしてもらいたいというふうなことを本人が希望します場合、この住所地というのは、いわゆる本人が現実に住んでいる所、あるいは本人が本拠にして考える場所を指定してもらえば、そこを住

所地と心得るわけでありまして、やまましい意味の、戸籍法上とか、そういう意味における住所とは考えておりません。

○鈴木壽君 関連したことですがね。九十九条だったかと思ひますが、指定自動車教習所の卒業者は免許の一部を免除される。この場合、あれですか。各都道府県公安委員会とのその所だけのものであるのか、あるいは東京の公安委員会が卒業が証明されたものを持つておる。東京の公安委員会での指定自動車教習所の卒業証明書があれば、ほかの県へ行つても通用できるのか。こういう点はどうかです。

○説明員(内海倫君) 法の建前からいいますと、「政令の定めるところにより」ということで、この法自体は、いづれになるかということはまだ明らかに書いてございせんが、同時に、現行法におきましては、その当該公安委員会という考え方でおりますので、東京について言いますれば、東京都公安委員会の指定した自動車学校を卒業したものは、東京都公安委員会の行なう運転免許試験で一部免除されると、こういう考え方でございますが、今度の法案におきましては、「政令の定めるところにより」ということによりまして、私としましては、指定された自動車学校を卒業しておれば、全国いづれの公安委員会の試験を受けても、試験の一部免除されるという考え方に立つべきではないかという考えでおります。

○鈴木壽君 今のお話のように、これは、それ自体にもちよつとお聞きした

いことがあるが、結論として、あなたのおっしゃったことだけに限って申しますと、政令で定める基準に適合しておる自動車教習所の卒業証明書である

からそこをいわばパスした者は、他の公安委員会の所管するところでも有効になるようにすべきであるというふうに考えておられるというのですが、そうであればいいのですが、もしそうでない場合、先ほど私がちょっと言つた、東京のどこかの教習所を卒業して、パスしたのだ、しかし、いわゆる居住地ということで、千葉県なり埼玉県で受けなければならぬという場合には、その効力は現行法ではないわけですね。さつきそのようにお話があつたと思うのですが、そうしたときに、私ちょっと気の毒だと思つたものですが、いわゆる居住地というものを、あなたのお話によれば、そう厳格に規制するつもりはないと、こうおっしゃいますが、それであればいいのですが、これを厳格にやられると、今言つたような、せっかく自分が何カ月かかつて習得した、そういうことに對する特典も、実際には役に立たないというやうなこともあり得ると考えまして、その点ちょっと心配であつたのですが、今お聞きしてみたわけですが、そうしますと、今度のこれは、今の八十九条に直接関係なくりますが、九十八条等によりまして、あるいは九十九条等によりまして、これは政令で定める基準に適合した教習所であれば、かりに東京都のそれによつて規定されておる教習所を出た者で、卒業証明書があれば、他の都道府県の公安委員会等の区域においてもそのまま通用するので、こういうふうにしたらいふので

すから、これは大したことはなくなる  
と思うのですが、そういうふうに見え  
ていいわけですね。その点はつきり  
一つ。

○説明員(内海倫君) 九十八条及び九十九条を立案いたしました政府側としては、今鈴木委員の言われましたような考え方に立って立案いたしました。それでなお、「政令の定めるところにより」ということで、確定はいたしておりませんが、今後さらに、政令を定めますまでに、それでいいかどうかという意見を十分確かめて、確信を持った上で定めたいと思っておりますが、考え方といたしましては、鈴木委員のお考えに立っております。

○鈴木喜碧 これは、警察庁の長官にお聞きしたらいいか、公安委員会委員長にお聞きしたらいいか、長官二人おいでですから、はっきりしませんが、政令の立案の過程では、考え方としては、今課長が言ったように、一つの公安委員会の指定した教習所を出た者については、他の公安委員会のそれにも適用できるようにしたいと、そう思って立案した、こういうのですが、まだ最終的なことにはなっていないと思いますが、もし、最終的に、そうでないのだ、これはやはりちょっと問題があるというふうになって、やはり現行のよう、に、当該都道府県の公安委員会の区域に限っての効力しかなかったものだとすれば、そういうふうにも、もし政令がきまるとすれば、これはやはり、八十九条というのはもっと考え直して、いわゆる居住所にきちっとしほったやり方というのは、ちょっと幅のあるようなやり方をしないと、困る事態が私はあると思うので、その点どうい

うふうに、一つ長官から……。

○政府委員（相村信雄君） この法案に  
おきましては、相当学校の基準等につ  
いて定めて参るわけでございますの  
で、どの学校でも、相当の標準の能力  
を養成するという事に相なろうかと  
思うわけでございますので、ただいま  
内海課長から申し上げましたように、  
政令を定めるにあたっては、どの公  
安委員会の試験を受けても、一部免除  
されるといふふうに相なるつもりで  
おりますし、そういうふうにぜひいた  
したいと考えております。

○鈴木重君　それではこの点は、私今言ったように、要望を含めて、政令のきまり方によつては、この点はほとんど弾力性のある取り扱いをしないと困ることになると思いますから、一つ要望として申し上げておきたいと思ひます。

○松永忠二君 第九十条の「免許の拒否」というところに、従前の政令だと「一年をこえない範囲内において免許を保留することができろ。」というふうな規定があった。今度この規定を全然抜かしてあるわけなんですけれども、何かやはり、そういう規定があつては工合が悪い点があつて、これを抜かしたのか。

○説明員(内海倫君) 工合が悪いとい  
いますよりも、いろいろ法理論的に検  
討をいたしたわけでございますが、結  
局、現行法におきます留保という観念  
は、試験は受かったけれども、それに  
免許を何カ月間か与えないという状態  
であります。そうしてそのときが来  
たならばそれに免許を与えるという余  
地を残したわけでございますが、それ  
につきましては、絶対に与えることが

適當でないとするれば、それは拒否の九十条によりまして免許を拒否すべきでありますし、また、そうでないものでありますならば、免許を与えて、そうして一時免許の効力を停止する、こういう措置でいくべきであつて、留保ということ自体が、この運転免許の観点からは、法理論上おかしいということ、落としたわけでございます。従いまして、免許の留保ということで、現行法で考えられておるものを否定しているわけではございません。

○松永忠二君 これを読んでみると、命令とか法律の規定の処分に違反した者について、その者が自動車運転することとは著しく危険だという場合にあるわけです。従前この一年をこえない範囲内において免許を保留して、そうしてこの適用を受けて免許を受けたというような、そういう数はどのくらいあるのですか。

○説明員(内海倫君) 御質問の趣旨は、免許の保留になったものがどのくらいあるかという……。

○松永忠二君 いや、この条項の適用になったものです。

○説明員（内海倫君）　今ちよつと手元に資料を持ち合はせておりませんの

で、調べまして、後ほど御報告申し上げます。知いたいと思いますが、私どもの方で承知いたしております範囲では、この規定に基づく免許の拒否または保留は、全国におきましては、何ばかつつ毎月行なわれておるはずでございます。

○松永忠二君　これの第五節のところの第百三条の3ですか、この効力を停止するということについては、どの程度に考えておられるのですか。

○説明員(内海倫君) 現行法のもとにおきましても、免許の取り消しあるいは停止につきましては、総理府令をもってその基準を定めておるわけでございまして、一応、この停止につきましては、最大六カ月、最低は五日まで考えておりますが、その間で、総理府令に定めておる条件該当の事情と相対しまして停止を行なっております。

○松永忠二君 そうすると、新しい今度の法律では、ここに当たるものは、先ほど御説明のあった内容でここに当るものとはどこですか。

○説明員(内海倫君) この百三条におきましては、第二項に、一応免許の取り消し及び六カ月をこえない範囲で免許の停止のことを書きまして、その各号のところに、一、二、三とございますが、その一号につきましては、「身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたとき。」とか、これにつきましては、たとえ

ば、先ほどもちょっと私申し上げました視力がだんだんゼロ近くなっている、あるいは免許を与えた当時とすっかり身体の状態が変わって、たとえば手がなくなった、足がなくなったというふうなこともありますので、そういう場合が一号であります。それから二号は、この道路交通法の規定に、特に運転に関するこれの規定に違反して、停止を至当と認める、あるいは取り消しを至当と認めるという場合におきまするものでございます。三号は、たとえば、交通事故を起こしたような場合で、それが運転をさらに将来にわたって継続されることが不適である、あるいは一時運転を停止することと適当であると考えられる場合、第

三号に該当するわけであり。現在この総理府令で定めております基準も、大体たまたま申し上げましたような点をこまかく分析して書いておるのでございます。

○松永忠二君　そうすると、前にまあ「一年をこえない範囲内において免許を保留することはできる」というのが、今度は六月というところになったわけですね。それから、この条項に当たるものが、結局その百三条の中の二項の三に書いたわけですか。そういうふうな考えていいんですか。

○説明員（内海倫著）　前の九十条ですか。九十条の「免許の拒否」それから、それに対応しまして、現行法でも第四十九条でございますが、これの免許の拒否、保留といっておりますのは、公安委員会が新たに免許を与えようとするときの公安委員会の規定でございます。その試験を受けて、その後、試験に合格した者に対しては、免許証を交付して免許を与えることになっておりますが、試験を合格した者であっても、その後その人が重大な身体障害が出てきたとか、あるいは法令違反で、無免許運転をして、とうていこの人に免許を与えるような条件でないというふうなことになるかと、その人に対して、試験は受かったけれども、免許を与えないというのが九十条の規定であり、また、現行法の「一年をこえない範囲内において免許を保留することが出来る」というのは、与えないわけではございませんが、たとえば、非常な身体障害の病気があったけれども、しかし、それがなおれば、なおったときには与える。た

とえば、三カ月後になおるといふような状態であれば、それまで免許を与えざることを保留して、留保しておく、こういうのが保留の規定でございます。それから、百三条の規定は、免許を受けてしまった後に、その免許を持っていた人が、先ほど説明しましたような二項の一、二、三号に書いてありますような、いずれかの事情に該当するに至りましたときに、その一番重大な場合は、その持っている免許を取り消す。あるいは、そうでない場合には、六カ月をこえない期間内でのその人の免許の効力を停止する。こういういわゆる行政処分根拠規定として百三条はあるわけでございます。

○松永忠二君　そうすると、全然「一年をこえない範囲内において免許を保留する」ということに該当するものは結局なくなってしまうという説明だと思ふのです。そうなると、免許の取り消しとか保留とかの中で、免許の保留ということが従前あったのを、それをなくした。従って、まあこういう保留のものがあつて、そしてなおかつ免許を得ていたということになれば、必ずしも従前の規定が工合が悪かったということではないと思ふので、まあ非常におかげをこうむった者もあつたわけですね。そういう意味にならうと思ふのです。筋を通すというか、理論的には、おっしゃる通りに、免許を受けさえすればいいということになるのでしようが、従前いろいろ理由からこの効果を留めて、もし免許を保留されて、また免許を与えられたというところであれば、必ずしも削つてしまふ必要もないのではないかと、こういう気持もするわけなんです。ただ、こういう

ものがあつたけれども有名無実であつて、ほとんど適用がないということなから別ですが、これがあつたために免許を得た者があつたならば、これを救済する規定が別途にないで、そういう事情によつて受けた者もあるということであれば、その道を開いておいてもいいのではないかと、希望の意見も持っているわけなんです。こういう点は、具体的に実際にどのくらいあるものなのか。われわれもわからないので、もし相当数あるとすれば、私たちは別にその道を閉ざすこともないのではないかと、希望もするわけなんです。そういうことを希望として私は申し上げたいと思ふのです。なお、この条項については、なかなかやはり乱用されてはたまらないというふうな点も、相当意見が出てきていることも事実だと思ふ。

この点はそのくらいにして、第三節の方で少しお聞きしたいのですが、第三節の第九十二条の「免許証の有効期間」というものがそこに出てくるわけなんです。これは、「起算して三年とする」ということであります。何か、この更新が非常に事務的に遅滞をしないか、なかなか更新が容易でないというか、そういう面があるというふうなお話を聞いています。この点、やはり更新は順調にいつているの点、やはり更新は順調にいつているの点、でありますか、事務的には、

ものをあげて、最も早く要望に沿い得るよう更新をいたしておりますので、私としましては、順調に更新が行なわれておると、こういうふうにお答えしたいと思ひます。

も調べてみましたけれども、多くの例が一年または二年で行なわれておりまして、わが国の三年というのは、定期検査としましては比較的期間の長い方であるということも、私も承知をいたしておるわけでございます。

○松永忠二君　従前、更新はやはり何年できめられておつたのですか。

○説明員（内海倫著）　三年でございます。

それからお、免許の三年更新につきましては、今回の改正法案の方では、かなり新たな配慮をいたしまして、そこに書いたのでございますが、たとえば、昭和三十年の一月一日にある免許をもらひまして、それから三十二年の一月一日にまた別の新しい免許を得ました場合に、三十年一月一日に免許を受けたときから起算して三年目に必ず免許の更新ということが現行法では行なわれますために、三十二年に、二年目に一ぺん新たな免許をもらったために、すでに身体検査の試験も済んでおるにもかかわらず、一番最初に受けた免許から三年目にやはり定期検査を受けなければいけません、こういうのが現行法の規定でございます。従って、その御本人にとつては、一番新しい定期検査をして、新しい免許を受けてからわずか一年しかたないのに、また古い免許についての定期検査を受けなければいけませんというふうな不合理な点もございましたので、それらも修正いたしまして、前に受けた免許のほかに新たな免許を受けたときには、その免許を受けたときから三年というふううに、すべての免許の有効期間をそこまで延ばすというふうにいたしましたので、そういう点でも、現行法に比較して、更新を受ける方にとっては非常に有利に改正したつもりでございます。

○松永忠二君　第九十五条でございますが、

○松永忠二君　第九十五条でございますが、

○松永忠二君　第九十五条でございますが、

○松永忠二君　第九十五条でございますが、

○松永忠二君　第九十五条でございますが、

すが、この「免許証の携帯及び提示義務」の規定があるわけですが、この場合を考へてみると、これは、罰金も三万円以下の罰金になっておるのですけれども、いろいろ、防犯というように意味も考へて、相当な規定をしていくことは必要だと思ふのですが、現実に免許を持てているというこの証明ができるというような場合に、こういう場合に、やはりこの処罰規定を適用するということについては、やはり証明ができればいいのではないかと、こういう考へ方もあるわけなんです。

○政府委員(中川重治君) おっしゃることを、よくわからぬのですが、やはりそのほかに、証明関係をずつとやつておきますと、かえって混乱が起るというところもありますので、やはり携帯という一つの物理的な事実を押えた方がかえつてうまくいくのじゃないかと思ひまして何ししまして、判例等も、そういう趣旨に裁判所もとつておりまして、そういう趣旨に解するのが適当じゃないかと思つております。

○松永忠二君 そういう理屈でなしに、現実にこういう支障があるというやうなことで話を聞かしてもらえば、やはりなるほどというところも考へるわけですが、そういう点で何かこまかい御説明といひますか、実情を一つ聞かしてもらひたい。こう言ふのです。

○政府委員(内海倫君) 実は、運転免許証につきましては、先ほど中川局長からも答弁がありましたように、必ず持つてもらつておるということが、私どもの運転免許制度をしていける前提から必要なことで、確かに、運転免許証を忘れておつても、その運転自体に危険はないし、また、そのゆゑに事故が起つたということも私は聞いておりませんが、反面、しばしば私もがぶつかります例は、免許証の不携帯を理由に、事實は運転免許を持ておらない、いわゆる無免許運転者であるという例が非常に多いわけでありまして、そういう点で、街頭で警察官が無免許運転の疑い、あるいは他の場合で運転免許証について任意に調べましたやうな場合でも、はたしてほんとうの免許の保持者なのか、そうでないかという点で、非常に苦心慘たんしな

ればならないやうな実情でありますので、私もとしましては、一たん免許証を与えられた限りは、この法に基づいて、免許証を必ず携帯した場合でなければ運転してはならないというぐらゐの制度でなければ、なかなか困る場合が非常に多いわけでございます。この点は、私もとしては、免許証の携帯というものは、およそ運転する場合に、常にし得るというぐらゐに、的確に持つてもらふことが必要であらうというふうに考へております。

○松永忠二君 私の言ふのは、たとへば、免許証を忘れて、とにかくそこで取り調べられた。そこで、その家へ行つてきて持つてくる。持つてきますからと、そこへ置いて取りに出かけていって、帰つてきて見せるというやうな事實、あるいはそのほかにかわるべき証明というやうなものがあるれば、あるいは電話で連絡をして明確になるといふやうなことであれば、ここに三万円ほどの罰金ですから、誠意をもつて、過失であつたので、それを証明するやうに、みずからとにかく証明をして、手数をかけないで証明をしたという場合においては、こういうことを適用することもないのではないかと。ただ、防犯的に考へてみて、携帯を自由にすることなどということはどうしてできないことでありまして、どうしても携帯しなればできない。しかし、それが免許を所有することが証明できた場合といふのは、罰則の除外をするといふことについては、金額も相当になつてきているので、そこまで自分の努力でやつた場合に、警察官にそうめんどうをかけないでやる場合には、これを直ちに適用していくということにつ

ては何か、携帯しなければならぬ事實もよくわかるし、同時にまた、罰則も非常に強化をされているので、こういう点については、やはりもう少し過失の犯罪というもののについては、過失にもよりけりですが、こういうものの過失の犯罪というもののについては、もう少し処罰というよりも適用の上に配慮を加へることで明確にしておく。裁判になればそんなことはありま

せん、さうおっしゃつても、實際問題としてそういうことが事實上できていけばいいのではないかと。もちろん、それだからいいかげんにして歩くということとは私はしないと思ふのであつて、そういう点を私は申し上げたのですが、どんなものですか。やはりいろいろな経験等もあると思ふのですが……

○政府委員(柏村信雄君) これは持つて歩くものだということは、松永さんもお認めになつておると思ふので、過失の場合はそんなに重く罰しないでもいいではないか、あるいは、過失は許していいじゃないかという御趣旨だと思ひますが、おそらく故意に持つて歩かないというものはまずないのじゃないか、自分が免許証を持つておるのに、だから、持つてないのは大体過失で持つてないので、そういう過失などを起こさないで、常に持つて歩く。だから、持つてなければこれは無免許運転と、即座に區別できるということとで、取り締まりをすべきとやつていく。運転する場合には必ず免許証を持つ。われわれが名刺を持つとか、警察官が警察官の手帳を持つとか同じやうに、やはり運転する以上は免許証を持つていなければいけません。この趣旨の規定でございますので、過失を許すという点になると、ほとんどこれは有名無実になつてしまふという気がいたします。これはやはり、ぜひとも過失などを犯さないで、持つていただきたい、こう思ひます。

○鈴木壽君 私も、松永委員と同じやうな考へ方を持つていられるのですが、ここで罰則が、九十五条の一項については二つになつております。違反した者については三万円以下の罰金、それからもう一つは過失によつた場合と、さう二つになります。だから、不携帯という点についての罰則を置くことは、私はいいと思ふのです。私は、原則的にそれはそれでいいと思ふ。過失の場合もというから、じゃ實際の問題として不携帯という事実、そこでいろいろ、これは、簡単に持つてないからといつても、一応お調べになると思ひますが、そこで、先ほど言つたやうに、はつきりほんとうの善意の意味での過失で忘れてきたのだ。そこで、それが直ちにしかるべき方法で立証されるといつた場合に、これは、實際の場合に、それを送検とか何かすぐやれま

すか。それに従つて、それに対する罰金とかいふことを實際の場合やりますか。

○政府委員(中川重治君) 實際の運用の点は、いろいろなやうな事情を考へまして、そういう四角四面にやらないという場合が比較的多いのであります。

○鈴木壽君 そうすれば、鈴木が途中でひつかかつて、見せろと言われた場合には、取りかえてきた上着にあるが、それが何らかの連絡方法で確かめられて、さうだといふことがわかつた場合には、おそらく第一回ぐらゐであ

るが、この「免許証の携帯及び提示義務」の規定があるわけですが、この場合を考へてみると、これは、罰金も三万円以下の罰金になっておるのですけれども、いろいろ、防犯というように意味も考へて、相当な規定をしていくことは必要だと思ふのですが、現実に免許を持てているというこの証明ができるというような場合に、こういう場合に、やはりこの処罰規定を適用するということについては、やはり証明ができればいいのではないかと、こういう考へ方もあるわけなんです。

○政府委員(中川重治君) 携帯を義務化しまして、無免許運転をこういう面から全面的に防止しておるわけですが、本人が携帯しておるということが証明できる場合は無罪でございますけれども、免許を受けておりましても携帯をしていなければやはり義務違反、こういうことになるわけですが、免許を受けたということが証明できまして、やはりこれは罪とならざるを得ない。

○松永忠二君 そこで、証明ができたならば罰金を科すこともないではないかという、そういう意見なんです。証明ができないという場合には、これはやむを得ないとしても、証明ができれば、あえて罰金を科すこともないではないか、そういう考へ方なんです。が、こういう点では工合が悪いという点がありとすれば、やはり問題だと思ふのです。この点をお聞きをしてお

きたいと思ひます。

○政府委員(中川重治君) おっしゃることは、よくわからぬのですが、やはりそのほかに、証明関係をずつとやつておきますと、かえって混乱が起るというところもありますので、やはり携帯という一つの物理的な事実を押えた方がかえつてうまくいくのじゃないかと思ひまして何ししまして、判例等も、そういう趣旨に裁判所もとつておりまして、そういう趣旨に解するのが適当じゃないかと思つております。

○松永忠二君 そういう理屈でなしに、現実にこういう支障があるというやうなことで話を聞かしてもらえば、やはりなるほどというところも考へるわけですが、そういう点で何かこまかい御説明といひますか、実情を一つ聞かしてもらひたい。こう言ふのです。

○政府委員(内海倫君) 実は、運転免許証につきましては、先ほど中川局長からも答弁がありましたように、必ず持つてもらつておるということが、私どもの運転免許制度をしていける前提から必要なことで、確かに、運転免許証を忘れておつても、その運転自体に危険はないし、また、そのゆゑに事故が起つたということも私は聞いておりませんが、反面、しばしば私もがぶつかります例は、免許証の不携帯を理由に、事實は運転免許を持ておらない、いわゆる無免許運転者であるという例が非常に多いわけでありまして、そういう点で、街頭で警察官が無免許運転の疑い、あるいは他の場合で運転免許証について任意に調べましたやうな場合でも、はたしてほんとうの免許の保持者なのか、そうでないかという点で、非常に苦心慘たんしな

ればならないやうな実情でありますので、私もとしましては、一たん免許証を与えられた限りは、この法に基づいて、免許証を必ず携帯した場合でなければ運転してはならないというぐらゐの制度でなければ、なかなか困る場合が非常に多いわけでございます。この点は、私もとしては、免許証の携帯というものは、およそ運転する場合に、常にし得るというぐらゐに、的確に持つてもらふことが必要であらうというふうに考へております。

○松永忠二君 私の言ふのは、たとへば、免許証を忘れて、とにかくそこで取り調べられた。そこで、その家へ行つてきて持つてくる。持つてきますからと、そこへ置いて取りに出かけていって、帰つてきて見せるというやうな事實、あるいはそのほかにかわるべき証明というやうなものがあるれば、あるいは電話で連絡をして明確になるといふやうなことであれば、ここに三万円ほどの罰金ですから、誠意をもつて、過失であつたので、それを証明するやうに、みずからとにかく証明をして、手数をかけないで証明をしたという場合においては、こういうことを適用することもないのではないかと。ただ、防犯的に考へてみて、携帯を自由にすることなどということはどうしてできないことでありまして、どうしても携帯しなればできない。しかし、それが免許を所有することが証明できた場合といふのは、罰則の除外をするといふことについては、金額も相当になつてきているので、そこまで自分の努力でやつた場合に、警察官にそうめんどうをかけないでやる場合には、これを直ちに適用していくということにつ

ては何か、携帯しなければならぬ事實もよくわかるし、同時にまた、罰則も非常に強化をされているので、こういう点については、やはりもう少し過失の犯罪というもののについては、過失にもよりけりですが、こういうものの過失の犯罪というもののについては、もう少し処罰というよりも適用の上に配慮を加へることで明確にしておく。裁判になればそんなことはありま

せん、さうおっしゃつても、實際問題としてそういうことが事實上できていけばいいのではないかと。もちろん、それだからいいかげんにして歩くということとは私はしないと思ふのであつて、そういう点を私は申し上げたのですが、どんなものですか。やはりいろいろな経験等もあると思ふのですが……

○政府委員(柏村信雄君) これは持つて歩くものだということは、松永さんもお認めになつておると思ふので、過失の場合はそんなに重く罰しないでもいいではないか、あるいは、過失は許していいじゃないかという御趣旨だと思ひますが、おそらく故意に持つて歩かないというものはまずないのじゃないか、自分が免許証を持つておるのに、だから、持つてないのは大体過失で持つてないので、そういう過失などを起こさないで、常に持つて歩く。だから、持つてなければこれは無免許運転と、即座に區別できるということとで、取り締まりをすべきとやつていく。運転する場合には必ず免許証を持つ。われわれが名刺を持つとか、警察官が警察官の手帳を持つとか同じやうに、やはり運転する以上は免許証を持つていなければいけません。この趣旨の規定でございますので、過失を許すという点になると、ほとんどこれは有名無実になつてしまふという気がいたします。これはやはり、ぜひとも過失などを犯さないで、持つていただきたい、こう思ひます。

○鈴木壽君 私も、松永委員と同じやうな考へ方を持つていられるのですが、ここで罰則が、九十五条の一項については二つになつております。違反した者については三万円以下の罰金、それからもう一つは過失によつた場合と、さう二つになります。だから、不携帯という点についての罰則を置くことは、私はいいと思ふのです。私は、原則的にそれはそれでいいと思ふ。過失の場合もというから、じゃ實際の問題として不携帯という事実、そこでいろいろ、これは、簡単に持つてないからといつても、一応お調べになると思ひますが、そこで、先ほど言つたやうに、はつきりほんとうの善意の意味での過失で忘れてきたのだ。そこで、それが直ちにしかるべき方法で立証されるといつた場合に、これは、實際の場合に、それを送検とか何かすぐやれま

すか。それに従つて、それに対する罰金とかいふことを實際の場合やりますか。

○政府委員(中川重治君) 實際の運用の点は、いろいろなやうな事情を考へまして、そういう四角四面にやらないという場合が比較的多いのであります。

○鈴木壽君 そうすれば、鈴木が途中でひつかかつて、見せろと言われた場合には、取りかえてきた上着にあるが、それが何らかの連絡方法で確かめられて、さうだといふことがわかつた場合には、おそらく第一回ぐらゐであ

れば許していただけると思いますが、實際問題は、運用の面において、あなたの今おっしゃったように。とすれば、これは何べんも何べんもそういうことをやっては困るのだが、罰則の百二十条の一項によつて三万円以下の罰金になりますから、二項の方の過失によりというやつをそこまで荒立ててやらなければいけないのか。私は、不携帯をそのまま見のがせというのじゃないのです。しょっちゅう忘れるようなのは、これはやはりだめだと思うのですがね。だから、不携帯に対する一般的な罰則としては、三万円でも五万円でも、五万円というのは少し言い過ぎですが、とにかく三万円でもいいわけです。ところが、それが過失によつたということが証明されるような場合に、それにまで同じように三万円、これはまあ情状酌量ということもあり得るでしょう。その場合に、事情によつて、一応おしかりを受けた程度で帰される場合もあると思いますが、そうだとすれば、私は、過失というものを特に加えなくともいいんじゃないかと、こう思うのですがね。そうしてこれは、普通の場合の過失によつて生ずる危険とか何とかということとは、私は性質がちよつと違うものだと思えます。ですから、悪く利用しようとするものは、これはいろいろなことで、無免許でも、おれは忘れてきたのだと言うと、それは立証の何もないのですから、必ずボロが出てくると思うんですが、そういうものと違うので、ほんとうの意味の罰則をやるんだつたら、ここに過失の罰則をやるというののは、ちよつとおかしいと思うんですがね。

○政府委員（中川善治君） ただいま長

官も申しましたように、故意で持たないというのはまずないのであります。それで、実際問題は、無免許運転はもっと重い罪であります、不携帯の場合には過失による不携帯の場合とはいうふうに書くのが大体例なんです、ところが、現在の書き方が一項と二項とあわせて、この故意で持たない罪というものが頭の中に考えられますけれども、故意に持たないと考えられるのはまずない。不携帯罪の多くは過失である。現行法は故意、過失をはっきり書いてないんですけれども、ずっと内務省時代は、故意または過失によりという書き方をしておった。実際は過失罪が多いので、過失罪の二項を引き出すために一項を作った、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○鈴木壽君　これはあまり故意はないだろうと思いますがね。しかし、いわゆる無免許運転というのは明らかに故意ですわね。それがあるとするならば、単なる過失じゃなくて、おれ知らなくてやったとか、忘れてきてやったとか、これは立証できませんからね。そこで過失ということですが、だから、ほんとうに不携帯ということに対しては、私は、罰則を設定しておくことは、それでいいと思うんです。そしてあと事情によつて、いわゆる過失というようなことがほんとうに立証される場合に、それに対する取り扱いというのは、私は別にあってしかるべきと思うんです。

○政府委員（中川董治君）　故意の場合には、実際問題として無免許運転でございまいしょうが、無免許運転は、これは

もつ高い罪でございまして、百十條に規定してゐるのは過失罪なんかございせんので、不携帯の場合は多くは過失でございしますので、それを引き出すために書いた、こう御理解いただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 無免許運転は別に罰則がありませんわね。だとすれば、ここで該当するものは過失によるものだと思はれ、そうすると、また刑罰を二重に書きあわせて、違反したものの、過失によるものなどということにしないでいいかわけなんでしょうな。あくまで、私は何べんも言うように、不携帯をそのままで見のがせということではなくて、それはそれとして罰しなきゃいかぬ。そういうこともわかりますから、一応肯定してですよ。しかし、過失によるものといつて、明らかに過失を罰する事例ももちろんたくさんありますが、そういうものに、こういうところに大きな額でやるということについては、やはり考えなきゃいけないんじゃないですか。私はそう思ひますね。

○政府委員(中川董治君) おっしゃるように、故意とか過失は大体こういう場合一緒でございしますので、前は、故意または過失と書いた時代もあるのでございますが、現行法は、故意も過失も書かないで、不携帯と書いたわけです。それも一つの方法だと思ひます。ところが今回は、過失の關係を明確にしないと、かえつていろいろな疑問が起つてきますので、判例でも、故意または過失を含むといつておりますが、判例だけでもかなうのは適當でないという學者の意見もあるので、判例の趣旨を明確に書いたと、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 学者と言われると、どうもしろろとの悲しさで、言う言葉がなくなってきましたがね。しかし、こういう何か、ほかの過失ともちよっと性質が違うものだし、ほんとうの意味の過失があるんだし、われわれ財布を忘れたり、名刺入れを忘れたりすることはあるんですね。そういうことが、たとえば運転者の場合に、ほんとうに忘れたということが立証されて、しかも一回か二回、一回と言っちゃ悪いかもしれませんが、一回そういうことが見つかった、しかし、それがほんとうに忘れたたということが立証されたら、過失を罰するということなら、そういうことも皆罰しなければならぬ。しかし、あなたの方の考えていることは実際はそういうことじゃない。実際の場合は、私は罰するわけじゃないと思います。あるいは送検ということは私はないと思うのです。そういうものですから、あなたの方がほんとうに取り扱ってやっているようなことをやろうとすれば、この罰則の方のいわゆる過失というものを除いても何ら心配ないのじゃないか、実際やっていることをおやりになるとすれば、そのために、私は、何も過失を奨励して、すべて善意の過失なりと、そういうようなことでのがれさせようというのじゃ毛頭ございませんけれども、あくまでも不携帯という義務を怠った者に対しての罰則というものは私は現実には置いていいと、こういう前提には立ちますけれども、ちよっとここが、いわゆる過失によるこれというようなことになる、私は……。

○松永忠二君 ちよっと関連して。今お話の通り、免許証を忘れて持っていないければ、そこで調べられたときに、

もうその人は運転ができないのでしう。だから、もうその車は動かぬわけなんです。それだから、それによる危害というものは考えられないわけですね、そこで発見されたときには、従つて、その後そういう状況が続けられていくのを過失と認めていくことはとうていできない。現実にもそこで発見されてしまえば、その後の行為は続けられていかない、ほかに別個に処罰する規定があるわけですから。だから、そこで、同じ罪にしても非常に軽いものではないかという気持を持つわけです。そうしてあとでそういう行為が続けられていない。しかも、積極的に証明できるということになれば、そういう点で明確になるのじゃないか。まあ非常に警察官も仕事が多いので、そういうことばかりを警察官にまかせるとかいうことはできないけれども、積極的にそういうことをみずからやる。それからまた、ちょっと聞きたいのは、こういうときには、従前免許証に何か印を押して、そうしてそういう事実があったことを明確にするということになつてゐるように聞いていました。そうなつてくると、過失を問わないうでそういう処置が行なわれれば何回になるかということがおのずからわかつてくるので、何かそこに便宜的な方法がないものなのか。過失と故意と言わなくても、とにかく過失が証明されたときには、何かやはり本来のものとは違う罰則が、罰則はもちろん入れるべきだが、免除すべき方法があつてもいいのじゃないかということが實際問題としては考えられるのですが、實際の様子を聞かしてもらいたい。

○説明員(内海倫君) 現在におきまし

ては、警察官が、免許証の不携帯の場合、ちよつと免許証に記入するわけにいかぬのですが、交通違反等を起こした場合は免許証に記入するという根拠を与えておりますが、今度の法案では、そういうことはできないように、その根拠を落としましたので、免許証に警察官が事柄を記入するということは、この法案が出ました以後はいたしません。

それから、免許証の携帯という問題につきましては、今いろいろお話があるわけでございしますが、交通警察を担当いたしますが、やはりその携帯が義務づけられる理由は当然あるわけでございしますし、従つて、携帯を担保するためには、罰則を付するということはやむを得ないのじゃないか。しかも、その場合、免許証の不携帯という実態は、もうほとんどの場合が過失に基づくものと思ひますが、結局、免許証の携帯ということ義務づけ、それを不携帯になった場合における罰則で担保するといふ趣旨は、過失といふのもやはりいけないのだといふ趣旨を明確にいたしましたものと考えますし、また、免許証を携帯していることが交通の秩序維持の上にも必要と考えますのでまあ私どもとしては、九十五条に関する過失罰をもぜひ置きたいといふふうに考へて設けた次第でございします。

○鈴木壽君 今の点、もう少し僕も考へてみますが、こういうふうな二つ、不携帯の場合の罰則と、それからさっきの過失の場合の罰則は、今は必要がないと思うのですがね。この点、一つ私どもも検討してみます。まあちよつと簡単な事務的なことで

すが、九十六条の二項の「運転の経験の期間が満算して三年（政令で定めるもの）にあつては、二年（以上のもの）」と、こうありますが、どういふわけでこれは二年といふふうに定められましたか。

○説明員（内海倫君） この政令で定める内容でございますが、今私どもが大體定めるものとして考へておりますのは、たとえば、具体的な例といひますと、国鉄などにおきましても、国鉄で、運転者の教養訓練を行ないます場合の施設を持っておりますので、そういう所を正規に卒業した場合、あるいは普通のバス等を経営しているバス会社等が連合して一つの教養施設を設けて、それらが使用している第一種運転免許の保有者を訓練しているような場合に、その施設を卒業した場合、あるいは所定の条件のもとで特別な訓練教養を積んだような場合といふふうな具体的なものを考へまして政令で定めたいと、こういうふうな思つております。

○鈴木壽君 それから九十八条ですが、九十八条の自動車教習所の指定の問題であります。先ほどもお話をありまして、政令で基準を定めて、その基準に適合したものと、こういうことになるわけなんです。これは一ついわける基準の設定にあつては、まあ言葉は少しきついかもしれないけれども、やっぱり基準を作つて、そうして厳重にやほしそれに適合するかどうかといふことを見て、それによつて指定をするといふふうにしなればならぬと思ひますが、そういうことについては、何か、現在これは各教習所等の基準によつてのやつはいろいろあると思うのですがね。こういう点はどうい

うふうに改善をしていきたい、そのための政令をこういうふうにしなさいといふことを現在考へておられることがあります。

○説明員（内海倫君） まず、最初の御質問にお答えいたしますが、政令はできるだけ厳正なものにしたいといふふうな考へております。それから、現在の指定基準が、各府県のものをお互の方に引き寄せまして検討いたしておりました。その中でやはり非常に差がありまして、施設の広さ、いわゆる練習場、練習コースの広さに相当各県によつて差があること、それから、いわゆる指導員の資格要件といふようなものに相当の差が認められますこと、それから教習時間、これがやはり若干県によつて差がありまして、さらに、それらの実行の面につきましては、私どももそれを直接調べる立場にありませんので、現在は、基準を設定するための手段として調査をいたしておりますが、その基準通りに実行されておるかどうかといふことも、今後十分見ていかなければならぬ問題だと考へております。

○鈴木壽君 私は、都内の教習所の内容はよくわかりませんが、いなかの方にあるいわゆる教習所といわれておる、あるいは自動車学校といわれておるものは、練習場の広さなんかにおいても、まことに粗末なものがあるわけですね。ほとんどろくに練習のできないような所で、やるのはとてもない遠くまで連れて行つて、どこかの広っぱでやらせる、こういうような所があるわけですね。従つて、あの中にいろいろ練習しなければいけないコースなんかがあると思うのですが、そう

いうものも満足に設計されておらない。こういう所で行く教習を受ける、教育されておるわけですね。ですから、今後この政令による基準の定め方あるいは適合するかしなさいかといふことについては、一つ十分やっていただかないと、困る事態が出てくることを一つ。それから、いなかの方ではろくに車がないのです。ひどい車が二、三台あつて、それでやっていると、長いのがついて、ああいうようなもので試験場で習つていふといふような、それはもちろん、トラク的なんかは現在そうですから、役に立たないといふ意味じゃありませんけれども、新しい車についての教養なんかはほとんどできない状態をいなかの教習所で見ているのです。こういうものについて、単に面積とかあるいはその練習するいろいろなコースとかいうことだけでなしに、そういう面についてもやはりある程度の基準といふものは、現在私、あるかないか、そこまですわいりませんから言うのですが、そういうものをやはりやつてやらなければ、満足ないわゆる教育といふものはできませんから、こういう点、これは、そこを卒業すれば免許試験の一部を免除されるということが当然一つのいわば特権みたいな、そういうものと結びつくものでありますから、厳重に一つこれをやつていただきたいといふこと。

それからもう一つは、これに関連をして、卒業する際のいわゆる教習所あるいは学校等における試験といふものが、言葉そのままであるいは受当を欠くかもしれません、いづれその中で卒業する際のやはり一つの試験等

のようなのがあると思うのだが、それをすつきりやらせるようにしなさいと困ると思うのです。ろくに行かないで、月謝みたいなものを納めて、何カ月かたてばあそこは大丈夫なんだという声も聞かれるわけなんです。それで困るので、私は、やはりそういう設備とか施設の面での基準だけでなしに、今言った卒業させるための試験なり、あるいは何かのそういう方法により、あるいは卒業証明書を与える際のこと、これは、やはりしっかりとやらせてもらはないといふかと思ひます。というのは、東京都内のことをご承知していただきますから、先ほど申しましたように、いなかのちよつとした見聞に基づいて申し上げるわけなんです、いなかへ行くと、やはりそういうのが私に見たところだけでなしにあると思うのですが、さつきもお話のありましたように、指定された自動車教習所を出た者に対しては試験の一部を免除する特典といふものを全国に共通するようにもしおやりになるとすれば、先ほどもお話をあつたように、おやりになるとすれば、なおさらそういうことが私必要になつてくる、こういうふうな思ふのですが、私だいが意見を申し上げ、あるいは要望めいたことを申し上げましたが、それらについてのお考えを一つ承つておきたいと思ひます。

○政府委員（木村行蔵君） 自動車練習所の指定にあたりまして、今後この法案が適用されるまでの間に、政令で基準を作らなければいかぬと思ひますけれども、この場合に一番大きな問題の一つは、その政令基準が厳正に科学的な根拠に基づいた合理的なものを作り、同時に、その基準に合致するよ

うに、実際に末端に至るまでそれを確保していく、確認をして、実際に監督をして参りたい、こういうふうな考えをしておりますので、大きなポイントとして、実際に厳正にやって参りたいということをお書きしたいと思ひます。

それからまた、先ほどいなかの方でいろいろの相当な施設をやっているのではないかとこの御指摘が、名前をつられておるものの中には、公安委員会の指定を受けていないものがあると思ひます。それと指定を受けているものと、若干外部の見られる方では気がない点もあるやに思ひます。あります。で、指定を受けるものにつきましては、今後は厳重に基準に合致するように、末端に徹底するまでやって参りたいと思ひます。

○松永忠二君 私、お聞きしたいのは、東京都の場合でも全国でもけつこうですが、教習所を出て実地を免除されているものは、免許の中のどのくらいのパーセントを占めているのか。それから、実地の検定を受けている人たちの一体合格率はどのくらいか。それから学科の合格率はどのくらいか。その数をちょっと教えていただきたい。

○説明員(内海倫君) ちょっと今手元にございませんで、警視庁につきまして調べてみたいと思ひます。その上で御報告を申し上げたいと思ひます。

○松永忠二君 全国についても同様ですか。

○説明員(内海倫君) 全国もちょっと今ございませんで、全国ということになりますと、相当時間を要します。それから、全国の場合になりますと、全く

指定してない県も相当ございまして、非常に実情に差がございまして、正確な統計にはならないと思ひます。警視庁の例を申し上げたいと思ひます。

○松永忠二君 それは一つ知らしていただきたいと思ひます。そこで、これのデータが出て来ぬと、実際のところ、いろいろ意見を述べると、非常に工合が悪いのですが、一体その自動車教習所を卒業して、学科の試験を免除するという方法が妥当なのか、実地について試験を免除するのが妥当なのかという点については、どういふふうにかえておられますか。

○説明員(内海倫君) 学科の免除、実地の免除が考えられるわけございまして、現行法のもとにおきますと、いわゆる自動車練習所の指定に伴う一部免除という制度は、結局、非常に増大して参ります。運転免許試験の希望者の状況にかんがみまして、公安委員会が全部を完全に試験をいたします場合には、非常に日時と非常に多くの人員等を要しまして、そこで、少なくとも公安委員会が行なう試験と全く異ならない程度の能力を付与できる自動車練習所がありまします場合には、特にそういうものを指定いたしまして、そうして試験の一部免除という形で、試験の一部を代行させるといふふうな考えに基づいてございまして、そういう観点からいいますと、最も長時間かつ非常に多くの設備と人員を必要とするいわゆる技術試験といふものを指定学校の方に行なわせていくというの方が合理的であらうと思ひます。しかし、反面、今度は試験の厳正という点から考えますれば、もとより両方を公安委員会みずから全部をやることの方がいい

わけございまして、特にその点につきましては、学科も実地試験も区別すべきものはなからうと、かように考えております。現状におきましては、これは県によって異なりますが、東京都におきましては、技術試験を免除いたしております。

○松永忠二君 今のお話によると、実地も学科も、これを試験をする規模といふか、そういうものを持つていけるならば、これを実施することの方がいいけれども、事実上特に実地については不可能だと、そういうふうな点からいって、これを教習所にやらせることの方がいいと、こういうお話をうたう方がある。戦前はこういう制度を認めていたのかどうなのか。

○説明員(内海倫君) ちょっと私、その点、不勉強で、今確答しかねます。が、戦前におきましては、自動車練習所の指定は内務大臣の指定になっておりましたので、内務大臣の指定した自動車練習所の卒業生に対しては、やはりある程度さような措置がとられておったのではなからうかと私考えております。

○松永忠二君 さような措置というところ……

○説明員(内海倫君) 試験の一部免除というふうな制度もとられておったのじゃないかと思ひます。ただ、私、今手元に資料を持っておりませんが、ちょっとその点、記憶が薄らいでおりますので、なお正確に調べてお答え申し上げます。

○松永忠二君 まあこれは意見にもなるわけなんです、そのほかのいろいろ技術免許というものについて、検定

についても、検定試験制度を実施をして、国家が責任をもって試験をしていくわけなんです。それには、それそれそれそれによる一つの重要性というものが、それによって、この運転免許試験なども、やはりそういういろいろな、危険とか、そういう意味から相当重要なものであるという考えだと思ひます。そういう点から言くと、やはりこれについては、事故を起こしたものがどの程度、特に自家用車のごときものが、どの程度一体教習所を出た免許試験免除者から出ているものなのか。そういうふうな点とか、それからまた、公安委員会がこれを実施しようとする場合には、どの程度一体予算は要するものなのか。事実上は、試験であるので、受験料を取っているわけなんです。たとえば、公安委員会が特殊に作った試験の免許所というところを作れば、そこへ行って試験をやるといふ方法も講ぜられるわけです。まあ一番もとは、とにかくしっかりと試験免許証を持って出れば、結局いろいろな事故はないのだから、この点については、もう少しいろいろな科学的な調査の上に立てて、こういう制度が必要であるといふことではないと、なかなかやはり問題が多いと考えるわけなんです。事実、毎日のように実はこの記事が新聞にも出ていくわけなんです。それからまた、私たちも、東京都あたりで、教習所に通わせたりも知っています。教習所に通わせたりも知っています。たといふ中では、たとえば料金です。たとえば、一課程をどのくらい取るとかといふふうなことも、事実上も非常にさまざまなわけなんです。こういうふうな点については、たとえば、九十八条の

「政令で定める基準」というようなところには、こういう事柄について触れていない。この点はどうなんですか。

○説明員(内海倫君) 「政令の定める基準」でございまして、その範囲内におきましては、ある程度それに要するいわゆる授業料の金額の範囲といふものは、私は基準として定めることができると思ひます。

○松永忠二君 それからまた、方法としては、たとえば、今話が出ているように、検定の際に立会人を出すと、あるいはそういう面の検定の公正を期するといふことについて、一体何か積極的な方法を考えておられるのですか。

○説明員(内海倫君) このところにも、第三項のところでも「公安委員会は、指定自動車教習所が第一項の政令で定める基準に適合しなくなったときは、その指定を解除することができる。」その前の二項で、「基準に適合しているかどうかを検査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」といふことで、一応の、指定した教習所に対しては、その指定した公安委員会が監督できる道を開いているのでございまして、私もとしましては、試験のいわば一部を事実上委任した形でありまして、当然その試験の事実上の委任に基づいて効果として、その教授方法あるいは卒業試験といふふうなものに對しましては、それが公安委員会が行なう試験と同等またはそれ以上に十分に行なわれているかどうかといふことの調査もいたすべきものと思ひますし、従つてまた、その方法として、試験に

おける立会検査というふうなものが当然行なわれなければならないものと考えております。

○松永忠二君 もう一つ聞きたいのですが、政令の中で定める指導員の資格基準というものは、どういうふうに考えておられるのか。

それから、実地試験というものは一体どのくらい時間を要するものであるか。その二点を具体的にちよつと聞かして下さい。

○説明員(内海倫君) 指導員の資格につきましても、まず、その本人の年令の面で、当然二種免許を持つことのできる、法令で定めております二十一年以上の者である。それからその本人がいわゆる技術面の指導員であります場合には、少なくとも二種免許、しかも、自分が専門に教授する自動車についての二種免許を持つという技術上の資格を要件としたいと思ひます。また、その一般的能力におきましても、少なくとも人の指導に当たるわけでございますから、それに必要な学力、識見等を保有している人であること等は、当然の要件としたいと考えております。

それから、実際の技術の運転に要する時間数でございますが、これは、現在のところ、各いろいろな練習所によりましていろいろにきめております。また、その人のいろいろな能力、特に運動神経があるかないか、いろいろな能力によって、あるいはその人が受けるようとする自動車の種別によって異なるようでありまして、今私、数字をあげて、それがどのくらいというふうなことをはつきり申し上げかねますが、もし必要でございますれば、先ほどの

御要望のこととあわせまして、東京あるいは大阪等で実施しております技能の教育に使つておる時間及び私どもが客観的に検討した必要な時間というものと、両方を提出したいと思ひます。

○松永忠二君 私の言つておるのはいふことではなくて、習うのどのくらい時間がかかるかというのことは、私は、技能の面からいろいろあると思うのですが、要するに、実地の免許を与えるために必要な検定の時間です。最後に仕上げをして、一緒に乗って、そういういろいろな交通法規——板道や何かのいろいろな走り方を全部試験をするわけでしょう。それを習う時間はいろいろ人によってさまざまであると思うのですが、それを言うのじやなくて、最後に試験をするのに一体どのくらい時間がかかるのか。どのくらい要するか。学科についてはマル・パツでやらせているのですから、これははつきりしている。あなた方が考えておる——実際に試験をするのであれば、公安委員会が試験をするのであれば、実地に要する試験の時間というのはいくつかのくらいかかりますか。

○説明員(内海倫君) それも、車種によつて若干異なるかと思ひます。また、私正確にそれを承知いたしておりませんが、おそらく一時間前後はかかっているのじやなからうかというふうにお答えしたいと思います。

○松永忠二君 まあその考え方ですが、いよいよ最後の検定をするときに、そんなにたくさん時間を要しないと思うのです。これは、バックをした、いろいろなしたとき——車庫に入

るとき触れたから、また練習し直す、そのために練習には非常に時間を要するけれども、最後に一体技能があるかないかというのを検定するのは、あなたのおっしゃつた一時間という話が出た。そうなつてくると、一人に対して一時間の検定の実地試験というものは、これは必ずしも公安委員会がやつて不可能なことではない。予算的にも、免許受検料を出せば、十分これはやり得る一つの方法があるということを考えて。こうなつてくると、事実上いろいろなうわさも聞いておるし、いろいろなこともあつておる。特に重要な、ここで道交法の上でいろいろ検討しなければならぬ問題は、やはり正しい、実力のある免許証を持つて出ても、もう、極端なことを言えば、そういうものであれば、できるだけ時代に應じて、年令の低い者でも、そういう免許証を持つことについては、これは反対の理由はない。問題は、免許証を持つていても信用がでないというところに問題が出てきているので、これが非常な時間を要して、予算を要して、とうていやれないという見通しな別です。そういう具体的に検討をされておるなら別です。そういう数字を、今言つたようなものから、一つ具体的に検討したものを見たいと思ひますが、ね。こういう考え方があるわけ

それからもう一つは、今御答弁の中で、指導員の資格基準をきめてみたところ、それが、それじゃ何も私は普通のものと変わりが無いと思ふ。年令と二種免許証と必要な学識なんて、そんなことは、これは何も大したあれじやないと思ふ。こうなつてくると、私は学力と

いろいろな問題が問題になつてこなければできないので、この程度の資格基準でやらせて、しかも、一課程については、ときにはいふぶん長い間やらせてみたり、あるいは非常に簡単にやつてみたり、あるいはこれを売る自動車の会社とこの間の関係等もいろいろわさされておるのを見ても、この自動車教習所のこういう方法を持続するには、もう少し根本的ないわゆる検定をしてやられる必要があるのじやないかというのを私自身は考えておるので。事実少数の人ですが、学者の意見等を聞いても、学者の中にも、こういう必要はない、教習所に一部の免許を免除する必要があるのだといううなことを私たちも聞いておるわけなんです、私たちも、どうも自動車教習所を作つて教習をするのことは非常ににけつこうだ、十分こういうものをどんどん作つてもらつて勉強してもらふけれども、最後にそこで検定を与えるものはあくまで厳正に、しかも厳格に行なわれるということが保証できるといふことが非常に必要じやないかといふことを痛感しておるのですが、もう少しこの点については、私たちも数字を事実知つておるわけでもないの

は、公正な公安委員会のところで、どういふ練習の経験を積んだ、積まないというところでなしに、そこで試験をやつて、一律にやるという考え方も、確かに私は一つの御見識だと思ひます。この法案におきましては、しかしながら、教習所というもののついて厳正な基準を設け、それによつて教習内容というものを確保する、そういうことで、その教習所を出た者に対しては一部の免除をするということも、この免許を与えるについての運営の合理化と申しますか、敏速化といううなことの見地からすれば、やはりそういうことも一つの考え方であり立ち得るのではないかと。本法案は、その構想に立つて立案されておるわけでございます。こういう考え方ではなければならぬといふことではないと存じますけれども、こういう本法案のような考え方、やはり効率的な運営という点から、捨てがたいものがあるのじやないかといふふうには私は考えます。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めさせていただきます。

○鈴木壽君 百三条を簡単にお聞きしておきますが、意見を申し上げながらお聞きしますが、二項の三号、どうもこれはあいまいな規定なんです。どうもそれと、三項で、私、意見を申し上げて端にお聞きしたいと思ひますが、ここで、公安委員会あるいは公安委員会が委託したものが行なうというふうな講習等を受けた者については、「政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することがで

か、公正な公安委員会のところで、どういふ練習の経験を積んだ、積まないというところでなしに、そこで試験をやつて、一律にやるという考え方も、確かに私は一つの御見識だと思ひます。この法案におきましては、しかしながら、教習所というもののついて厳正な基準を設け、それによつて教習内容というものを確保する、そういうことで、その教習所を出た者に対しては一部の免除をするということも、この免許を与えるについての運営の合理化と申しますか、敏速化といううなことの見地からすれば、やはりそういうことも一つの考え方であり立ち得るのではないかと。本法案は、その構想に立つて立案されておるわけでございます。こういう考え方ではなければならぬといふことではないと存じますけれども、こういう本法案のような考え方、やはり効率的な運営という点から、捨てがたいものがあるのじやないかといふふうには私は考えます。

きる。と、こうありますが、指定をした公安委員会の講習、まあ会と申しますか、あるいは委託したものが行なうところのそういうものが終了したというふうにはつきり認める場合には、もう少し温情をもって効力の停止を取り消したり、期間の短縮をもっと温情を持ったやり方が至当ではないだろうか、こういうふうにするのがいいですが、この二点について。

○説明員(内海倫君) 第三項の規定につきましては、今度新たな規定としてこの法案で定めただけでございます。その規定の趣旨は、ただいま鈴木委員がおっしゃいましたように、免許の停止を受けた人に対して、その停止を受けた理由から、すなわちただ単に放任しておけばいいというふうなものであるよりは、その間に何らかの講習等によって教育していくということ、が、最も危険を防止し、交通の安全をはかる上に有益であると考えまして、こういう規定を設けました。従って、そういう講習を受けた場合には、その人の受けた処分である停止の期間を短縮すると、こういう意味で規定いたしましたものでございます。従いまして、この運用につきましては、今後各都道府県公安委員会が十分こういう規定の運用をはかっていくべきであると考えられますし、また、そういうふうな公安委員会は行なうものと思いますが、さて、三項で書いてありますものは、免許の効力の停止を受けた場合にこういう措置をとるということについていたしておりますので、期間の短縮につきましては、政令で基準を定めまして、極力短縮できる。たとえば、免許の停止を十日間受けた場合、講習を二日受けま

したならば、あとの八日は短縮ということ、もうしない、停止を解除していくと、こういうふうなことは私考えていくべきであると思いますが、この講習を受けた場合に、その停止処分そのものを撤回するということについては、この三項において考えてもおりませんし、またそのことは、やはり停止の処分が該当したことは事実でございますし、その者は講習を受けて、そうしてその講習が終了すれば期間を短縮するわけでございますから、停止処分の撤回ということを考えるということは、私どもは考えておらないわけでございます。

○鈴木壽君 この二項の三号というのは非常にあいまいですね。事実上、「運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある」というのは、一体どういうことなのか。ですから、前に一号、二号では、これはきちっと、規定に違反したり何かする、そういうものですか。ここで十分これはとらえ得るものかと思う。さらに、それ以外にこういうものがある。非常にあいまいな私は規定だと思ふ。だから、こういうことについて、私は、私はこういうものは必要じゃないかという感じが一つ。

それから三項の場合、講習を終了したのですから、もしいけなかったら、講習を終了させなければいい。終了したことは、あなたのお話のように、二日やったとか三日やったとかというこの単なる形式的なものじゃないに、やはり終了したということ、は、そういう心配がなくなったとか、いわば一つの再教育の期間でしようから、まあ言葉をかえて言うと、ですから、場

合によつては、単なる形式的な日にちだけを切らないで、その日にちがかりに終わっても、いわゆる終了したものと認めないというところは私はあり得ると思うのですがね。だから、終了したものに對しては、私は、やはりもう少し、単に期間を短縮するということだけじゃなしに、場合によつては、その期間が短いものであったら、その停止を解くというようなこともやはり一つの運用なり、あなたの方のこういうものに対する一つの温情みたいな形で取り扱ってやるのが、誤っても罰則、あれやっても罰金ということだけでなくて、私は、そういうところでやはり人情味を發揮すべきだと思ふのですがね。どうですか、これは。

○政府委員(木村行藏君) 確かに鈴木先生のおっしゃられるようなことが考えられますが、ただ、たとえば十日間停止を受けておる。そして講習を三日終わった。あと十日間の停止処分を何日に短縮するという場合に、すでに三日間講習を受けておる間は停止がすでに続いているので、停止になつておるわけでございます。それから先は短縮ということになるのでございまして、従いまして、先生のおっしゃる停止の取り消しということになると、名目だけを、過去においてすでに停止になつた三日間の停止の名目を、停止処分で名前を消すということだけでございまして、実体的にはあまり大差がないというふうに思います。

それから、第三三三條の第二項の三号でございますが、これは、一号、二号に該当しないものでありまして、たとえば、再三交通事故を起こした者であるとか、あるいは停止処分を受けて

おる者というようなものについて、その者の運転が著しく道路における交通上の危険を生じさせるおそれがあるという場合でありまして、まあ例示をあげておりませんが、われわれ考えておりますのは、一応基準を考えまして、この交通事故を起こした者とか、あるいは停止処分を受けた者というところで、その実態から、著しく交通の危険を生じさせるおそれのあるもの、そういうときに活用していきたい。

○鈴木壽君 三項の問題で、短縮というところの中に、事実上のそういう措置ができるというふうなお話、それからまた、取り消しても、実際上三日なら三日事実として停止されておるんだからと、こういう御説明なんです。私は、一体一つの温情として、そういうような一日でも二日でも、そういうことがあつたにしてもやたらどうかということも考えますが、その点はまあわかりました。

ただ、二項の三号で、なぜ二号でこれは押えられないのですか。その他でしよう、「掲げるもの」の「か」でしよう。一体そういうことは、違反しなくてもあいつはあぶないということや、それと違うということではないのですか。そういうこともあり得ますね。

○説明員(内海倫君) それにつきましては、二項の柱書きの方に、「政令で定める基準に従い」ということで、一応各号にそういうふうなやや抽象的に書いておきますが、さらに政令で基準を定めるようにいたしたいと思つております。それで、その基準は、大体こういう事柄についてはこういうふうな処分という形で出て参りますので、おのづからその内容がはつきりしてくるわけでございます。現行法のもとにおきまして、総理府令で一応取り消し、停止等の基準を詳細に書いておるわけでございますが、それらの中で、いわゆる一号は、先ほど御説明申し上げましたように、精神病とか、そういうようなものになれば、当然これは欠格事由に該当しますが、それに至らないで、しかし運転に非常に支障を及ぼすおそれのある身体障害というものであり、それから二号は、運転に關しまして、この法令またはこの法令に基づく公安委員会の処分違反した場合で、一応その者が運転することが適当でない、非常に危険を及ぼすという場合に該当しますし、三号につきましては、結局一号の身体条件でもなく、また二号におけるこの法律の規定に違反したという者でなくて、しかも、たとえば、先ほど局長の申しました、交通事故を起こした場合は、これは当然法令の違反を行なつて、かつ交通事故を起こした場合はございしますが、そうでなくて、故意に人を傷害あるいは死傷せしめる目的でもってそういう人を傷つけた場合、そういう者もございしますし、また、過失で人を死に至らしめる、あるいは傷害を起こした場合で、しかも、その過失が、いわゆる法令違反とかあるいは身体、それだけでは取り消しあるいは停止の条件にはならないけれども、この人を今後当分の間運転を継続させるといふうなことは非常に危険であるといふうな形で事故を起こした場合は、そういう三号に持つていって、該当するといふわけでございますし、さらに、この自動車の運転技能といふことを奇貨として、それを応用して行なう犯罪、そういうふうな犯



- ンを含む。及びジルコニウム地金（スポンヂルコニウムを含む。）
- 十二 ウラン鉱及びトリウム鉱
- 十三 ウラン地金及びトリウム地金
- 十四 人造電極、電刷子、黒鉛粉末及び黒鉛含有特殊粉末合金
- 十五 活性ソーダ及びソーダ灰
- 十六 電気製塩（塩専売法（昭和二十四年法律第百二十二号）の規定によつて塩製造の許可を受けたものに限り。）
- 十七 硫安、硝安、塩安、尿素、石灰窒素、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥及び焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料（化成肥料を含む。）
- 十八 カーバイド
- 十九 研削材
- 二十 加里塩（電解法によるものに限り。）並びにりん及びりん化合物
- 二十一 酸素及び水素（空気分離法及び水電解法によるものに限り。）
- 二十二 岩綿
- 二十三 セメント
- 二十四 電気鋳造耐火れんが
- 二十五 かん水ヨード、かん水臭素、メタノール、アンモニア及び硫酸
- 二十六 金属ソーダ、過酸化ソーダ、塩素酸ソーダ、過塩素酸アンモン、過酸化水素、二硫化炭素及びけい酸ソーダ（電解法及び電解法によるものに限り。）
- 二十七 エチレン、ポリエチレン、

エチレンオキサイド、エチレングリコール及びスチレン（揮発油、燈油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限り。）

二十八 ビニロン、ポリビニール、アルコール、ポリアミド繊維、カプロラクタム（シクロヘキサノンを含む）、さく酸繊維、さく酸繊維素、塩化ビニリデン系繊維、塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物、ポリエステル系合成繊維、テレフタル酸（ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限り）、アクリルニトリル系合成繊維及びアクリルニトリル（アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限り。）

二十九 塩化ビニル及び塩化ビニル・さく酸ビニル共重合物

三十 アルコール（やし油を原料として製造するものに限り。）

三十一 碎木パルプ

第四百九十条の次に次の一条を加える。

（電気ガス税の課税部分と非課税部分等の区分）

第四百九十条の二 電気又はガスを使用する者が第四百八十九条各項の規定によつて電気ガス税を課することができない電気又はガス（以下この条において「非課税電気等」という。）と前条第二項の税率によつて電気ガス税が課される電気（以下この条において「特例適用電気」という。）と非課税電気等及び特例適用電気以外の電気又はガス（以下この条において「そ

他の電気等」という。）とのうちいずれか二以上をあわせて使用する場合において、これらを非課税電気等、特例適用電気又はその他の電気等に区分することができないときは、製品又は鉱物の数量等を基準として、政令で定めるところにより、特例適用電気又はその他の電気等の料金を算出するものとする。

第四章中「第四節 水田地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第五節 水田地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に、「第三節 都市計画税」を「第四節 都市計画税」に、「第二節 入湯税」を「第三節 入湯税」に改め、第七百条の五十の次に次の一節を加える。

第二節 消防施設税

第一款 通則

（消防施設税）

第七百条の五十一 道府県は、市町村に対し消防に関する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、消防に関する費用に充てられ、及び都の区域内に所在する市町村に対し消防に関する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

（消防施設税の納税義務者等）

第七百条の五十二 消防施設税は、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項の免許又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三条第一項の免許を受けて火災保険事業を行なう者に対し、その者が

締結する火災保険契約に係る保険料の金額を課税標準として、当該火災保険契約に係る保険の目的である物件（以下「被保険物件」という。）所在の道府県において課する。

2 一の被保険物件が二以上の道府県の区域にわたつて所在する場合においては、当該被保険物件は、政令の定めるところにより、当該二以上の道府県のうちいずれか一の道府県の区域内に所在するものとみなす。

（消防施設税の課税標準）

第七百条の五十三 消防施設税の課税標準は、火災保険事業を行なう者が道府県内に所在する被保険物件について各事業年度において払い込まれ又は払い込まれるべきことが確定した保険料の金額（当該保険料の金額のうち火災保険契約の異動又は解除により払いもどしたものは払いもどすべきものがあるときは、その金額を控除した金額）による。

（消防施設税の税率）

第七百条の五十四 消防施設税の税率は、百分の三とする。

（消防施設税に係る徴税吏員の質問検査権）

第七百条の五十五 道府県の徴税吏員は、消防施設税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を交付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該消防施設税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 消防施設に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の七十八第六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（消防施設に係る検査拒否等に関する罪）

第七百条の五十六 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対

し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人)

第七百条の五十七 消防施設税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(消防施設税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)

第七百条の五十八 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防施設税の納税義務者が第七百条の五十七の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合において、

ては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができ、

3 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立てに對する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

6 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができ、

8 第二項の規定による異議の申立て又は前項の規定による訴出があつても、過料の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

### 第二款 徴収

(消防施設税の申告納付)

第七百条の六十 消防施設税の納税者は、総理府令で定める様式によつて、各事業年度における消防施設税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を、各事業年度終了の日から二月以内に、当該納税者に係る被保険物件所在の道府県の知事に提出し、及びその申告した消防施設税額を納

付しなければならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百条の七十四第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができ、

(財産目録等の提出)

第七百条の六十一 道府県知事は、当該道府県に消防施設税を申告納付すべき者が前条第一項の規定による申告書(以下消防施設税について「申告書」という。)を提出する場合又は当該申告書を提出した後において、消防施設税の賦課徴収について必要があると認めるときは、その者に對し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の消防施設税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第七百条の六十二 申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員)が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。)においては、これらの者のうち、社長、専務取締役その他の者が当該申告書の作成の時に對して法人の業務を主宰している者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

2 申告書には、前項の代表者のほか、法人の役員及び職員のうち申

告書の作成の時において当該法人の經理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書に自署し、かつ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある事業の經營の責任者及び事業に係る經理に関する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該事業の經營の責任者に對しても適用があるものとする。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第七百条の六十三 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消防施設税に係る故意不申告の罪)

第七百条の六十四 正当な理由がなく第七百条の六十一第一項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表

者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税に係る自治庁職員の質問検査権等)

第七百条の六十五 自治庁長官は、消防施設税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認めるときは、第七百条の九十四第四項の規定による不服の申出に對する決定のために必要がある場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 納税義務者又は納税義務がある者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で消防施設税の賦課徴収に關し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(消防施設税に係る自治庁職員の検査拒否等に関する罪)

第七百六十六 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条第一項の規定による自治庁の職員に質問に対し虚偽の答弁をした者又は虚偽の答弁をした者の代理人又は法人若しくは人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の脱税に関する罪)

第七百六十七 詐偽その他不正の行為によつて消防施設税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が五十万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免れた額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項の罰を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用し

ない。ただし、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務に関し

て第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(消防施設税の納期限の延長)

第七百六十八 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、消防施設税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができ

る。

(消防施設税の減免)

第七百六十九 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において消防施設税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、消防施設税を減免することができる。

(消防施設税の更正及び決定)

第七百七十 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書提出した場合において、当該申告に係る消防施設税の課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができ

る。

2 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書提出しなかつた場合においては、その調査によつて、消防施設税の課税標準額及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定に

よつて更正し、又は前項の規定によつて決定した消防施設税の課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができ

る。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて消防施設税の課税標準額又は税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(消防施設税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七百七十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下消防施設税について同じ)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第七百六十八第一項の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下消防施設税について同じ。の翌日から納付の日までの期間に

応じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百七十二 申告書の提出期限までにその提出があつた場合においては、第七百七十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額

を徴収しない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百七十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合においては、第七百七十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額

を徴収しない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する消防施設税の延滞金)

第七百七十四 消防施設税の納税者は、第七百六十八第一項の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、同条納期限の翌日から納付の日までの期間に

応じ、当該税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

2 道府県知事は、納税者が第七百六十八第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百七十五 申告書の提出期限までにその提出があつた場合においては、第七百七十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額

を徴収しない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百七十六 申告書の提出期限までにその提出があつた場合においては、第七百七十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額

を徴収しない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する消防施設税の延滞金)

第七百七十七 消防施設税の納税者は、第七百六十八第一項の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、同条納期限の翌日から納付の日までの期間に

応じ、当該税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

2 道府県知事は、納税者が第七百六十八第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百七十八 申告書の提出期限までにその提出があつた場合においては、第七百七十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額

を徴収しない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百七十九 申告書の提出期限までにその提出があつた場合においては、第七百七十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額

を徴収しない。

において第七百条の七十第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足税額について、前号に規定する期間

三 第七百条の七十第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定による不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による決定の通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において第七百条の七十第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による更正の通知をした日までの期間

3 道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納税者に係る消防施設税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならぬ。

(消防施設税の重加算金)  
第七百条の七十四 前条第一項の規

定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、同条同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額が二百円以上であるときは、その不足税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額のほか、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したこと。  
三 前条第二項第三号又は第四号

の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

第三款 更正、決定等に関する救済  
(違法又は錯誤に係る消防施設税に関する更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の救済)  
第七百条の七十五 第七百条の七十四第四項又は第七百条の七十三第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができ、

2 前項の規定による異議の申立て

は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の通知を郵便をもつて送付した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その送付した日から四日を経過した日をもちつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

6 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第一項の規定による異議の申立て又は前項の規定による出訴があつても、消防施設税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四款 督促及び滞納処  
分  
(消防施設税に係る督促)  
第七百条の七十六 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合にお

いては、不足税額の納期限をいう。以下消防施設税について同じ。)までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(消防施設税に係る督促手数料)  
第七百条の七十七 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県の条例で定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

(消防施設税に係る滞納処分)  
第七百条の七十八 消防施設税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合において、同項第一号中「督促状」とあるのは「納付の催告書」

とする。

3 消防施設税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができるときは、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつきすて他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。

6 前各項に定めるもののその他消防施設税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前六項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができ。

8 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

9 第七項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、

その申立てを受理した日から六十日以内にしなければならない。

10 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

11 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第七項の期間に算入しない。

12 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

13 第一項から第六項までの規定による処分は、当該道府県の区域外においても行なうことができる。

14 第七項の規定による異議の申立て又は第十二項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)  
第七百条の七十九 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む）を理由としてする異議の申立て（前条第七項の規定により異議の申立てをすることができるときは、経過したものを除く）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、

その差押えがあつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押えその公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴えを提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立てがあつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立てにつき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押え動産等の搬出及び換価の制限)  
第七百条の八十 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立てに係る

属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消しの制限)  
第七百条の八十一 第七百条の七十九第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法であるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを棄却することができる。

一 その異議の申立てに係る処分について行なわれるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行なわれている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微のものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立ての棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

(消防施設税に係る滞納処分に関する罪)  
第七百条の八十二 消防施設税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、

道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による消防施設税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)  
第七百条の八十三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の七十八第六項の場合において、国税徴収法第四百十條の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の七十八第六項の場合において、国税徴収法第四百十一條の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の帳簿若し

くは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（消防施設税に係る延滞加算金）

第七百条の八十四 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、消防施設税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日三銭の割合をもつて、督促状を發した日から起算して十日を経過した日の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。ただし、公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第五款 犯則取締り

（消防施設税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第七百条の八十五 消防施設税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。）を準

用する。

第七百条の八十六 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行ない、国税局又は税務署の税収官吏の職務は、道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行なうものとする。この場合において、道府県知事は、消防施設税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行なう者がその職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第七百条の八十七 第七百条の八十五の場合において、収税官吏の職務を行なう者は、その所属する道府県の区域外においても消防施設税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第七百条の八十八 第七百条の八十五の場合において、消防施設税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第六款 使途等

（消防施設税の市町村に対する交付）

第七百条の八十九 道府県は、総理府令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額（各年度において納付された消防施設税の税額に相当する額から過納又は誤納に係る消防施設税の還付金の支払額に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当

する額を当該道府県の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に対して交付するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、総理府令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額に相当する額から都がその特別区の存する区域に係る消防に關する費用に充てるものとして政令で定めるところによつて算定した額（以下第七百条の九十一において「特別区に係る消防施設税の収入相当額」という。）を控除して得た額を交付総額とし、これを都の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に対して交付するものとする。

（市町村長の道府県知事等に対する不服の申出）

第七百条の九十 市町村長は、前条の規定によつて道府県から交付を受けるべき金額その他当該金額の交付について不服がある場合においては、総理府令で定めるところにより、当該道府県の知事に対して、不服の申出をすることができ

2 前項の申出に対する道府県知事の決定は、その申出を受理した日から三十日以内にしなければなら

3 前項の決定は、理由をつけて不服の申出をした市町村長に通知しなければなら

4 第二項の決定に不服がある市町

村長は、道府県知事を経由して、自治庁長官に対して不服の申出をすることができ

5 道府県知事は、前項の不服の申出を受理した場合においては、それに意見を付けて、遅滞なく、自治庁長官に送付しなければなら

6 自治庁長官は、第四項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、道府県知事に対し必要な指示をすることができ

（消防施設税等の使途）

第七百条の九十一 都は特別区に係る消防施設税の収入相当額を、市町村は当該市町村が第七百条の八十九の規定によつて交付を受けた金額をそれぞれ消防に關する費用に充てなければならない。

（政令への委任）

第七百条の九十二 第七百条の五十一から前条までに定めるもののほか、消防施設税の賦課徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、娯樂施設利用税、遊興飲食税及び電気ガス税に關する改正規定は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（適用）

2 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二條の二十一、第四百四十七條、第三百四十九條の二の二、第三百五十條及び第四百十條の規定は昭和三十年度分の地方税から、新法

第七十二條の二十二の規定は昭和三十一年四月一日の属する事業年度分の事業税から適用する。

3 新法第七百条の五十一から第七百条の九十二までの規定は、昭和三十一年四月一日以後において締結された火災保険契約に基づいて収入し、又は収入すべきことが確定した保険料の金額に係る分から適用する。

（経過規定）

4 この法律による改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六條中「百分の二十八・五」を「百分の三十」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。